第１４回道州制特区提案検討委員会次第

日時　平成 20 年 3 月 21 日（金）15:00 ～
場所　道庁赤れんが庁舎２ F １号会議室

１　開　会

２　議　事

（1）緊急提案等の状況について

（2）参考人意見聴取について

（3）継続審議案件について

ア　プラチナウイークについて

イ　広域中核市制度・政令市等の法定要件緩和について

（4）今後の検討テーマについて

（5）今後の審議スケジュールについて

（6）次回委員会について

（7）その他

３　閉　会

【配付資料】

資料１　道州制特区提案の状況
資料２　市町村意見聴取結果
資料３　「明日の北海道を考える会」提言書
資料４　道民意向調査（案）
資料５　継続審議案件資料
資料６　審議スケジュール（案）
参考資料１　平成１９年度道民提案の検討・整理状況
参考資料２　道民提案の実現手法等に関する整理一覧表

第１４回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委　　員】

氏　　名	現　　職	備　　考
五十嵐　智嘉子	（社）北海道総合研究調査会常務理事	副 会 長
井　上　久　志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会　　長
佐　藤　克　廣	北海学園大学法学部教授	
林　　美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	
福　士　　明	札幌大学法学部教授	
宮　田　昌　利	㈱サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
山　本　光　子	㈱電通北海道プランニングディレクター	

（50 音順）

【事　務　局】

氏　　名	役　　職
川　城　邦　彦	北海道企画振興部地域主権局長
出　光　英　哉	北海道企画振興部地域主権局参事
田　中　秀　俊	北海道企画振興部地域主権局参事

資料 1

道州制特区提案の状況

区分		権限移譲	税財源	関与廃止	条例範囲拡大	その他法令の制定改廃	国への提案時期等
地域医療	札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更	20年度中の法令改正により届出廃止		○			H19/10/3 第１回答申
	労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大	19年12月の政令改正により全国で実現済				○	H19/12/12 道議会議決
	地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大	北海道のニーズを見極めつつ継続検討			△		H19/12/19 国へ正式提案
食の安全・安心	ＪＡＳ法に基づく監督権限の移譲	20年度中の政令改正により全国で実現 ○					H20/2/14 [国] 参与会議
くらしの安全・安心	水道法に基づく監督権限の移譲	20年度中の法令改正により21年度移譲 ○	△				H20/3/21 [国] 推進本部
環境	国土利用の規制権限等の移譲	○	○				H20/3/21 [国] 基本方針変更の閣議決定
	人工林資源の一体的な管理体制の構築	○			○		
	森林関係審議会の統合	○			○		
	廃棄物処理法に基づく権限の移譲	○			○		
観光	特定免税店制度の創設		○			○	H19/12/18 第２回答申
	国際観光振興業務特別地区の設定		○			○	
	企業立地促進法に基づく権限の移譲	○	○	○	○		（３月提案見込み）
	外国人人材受入れの促進					○	
	地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大	○		○			
地方自治	町内会事業法人制度の創設				○	○	
	法定受託事務の自治事務化			○			

（注）「権限移譲」等の分類は、提案の代表的な性格を参考までに分類したものであり、確定したものではない。

道州制特区提案の流れ

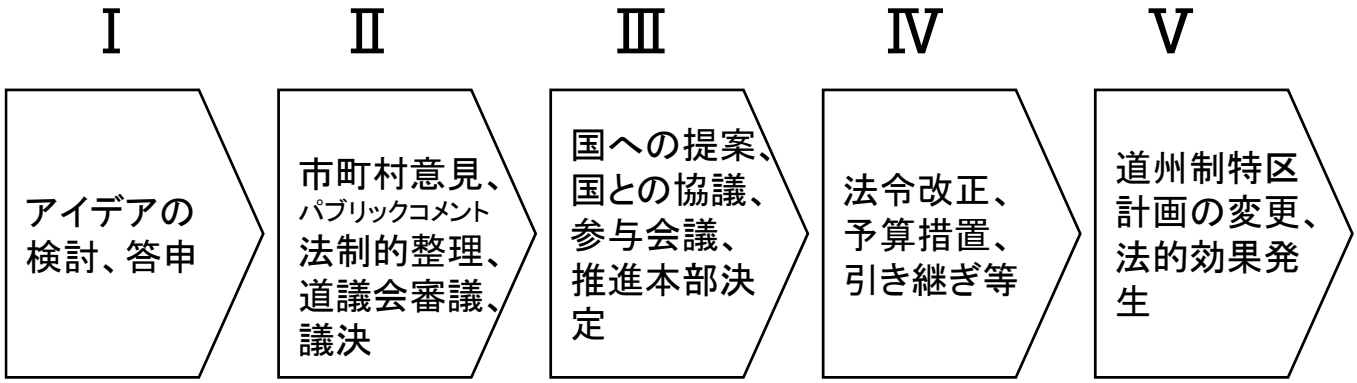

（アイデアの検討から法的効果の発生まで、５つの段階を経ていきます）

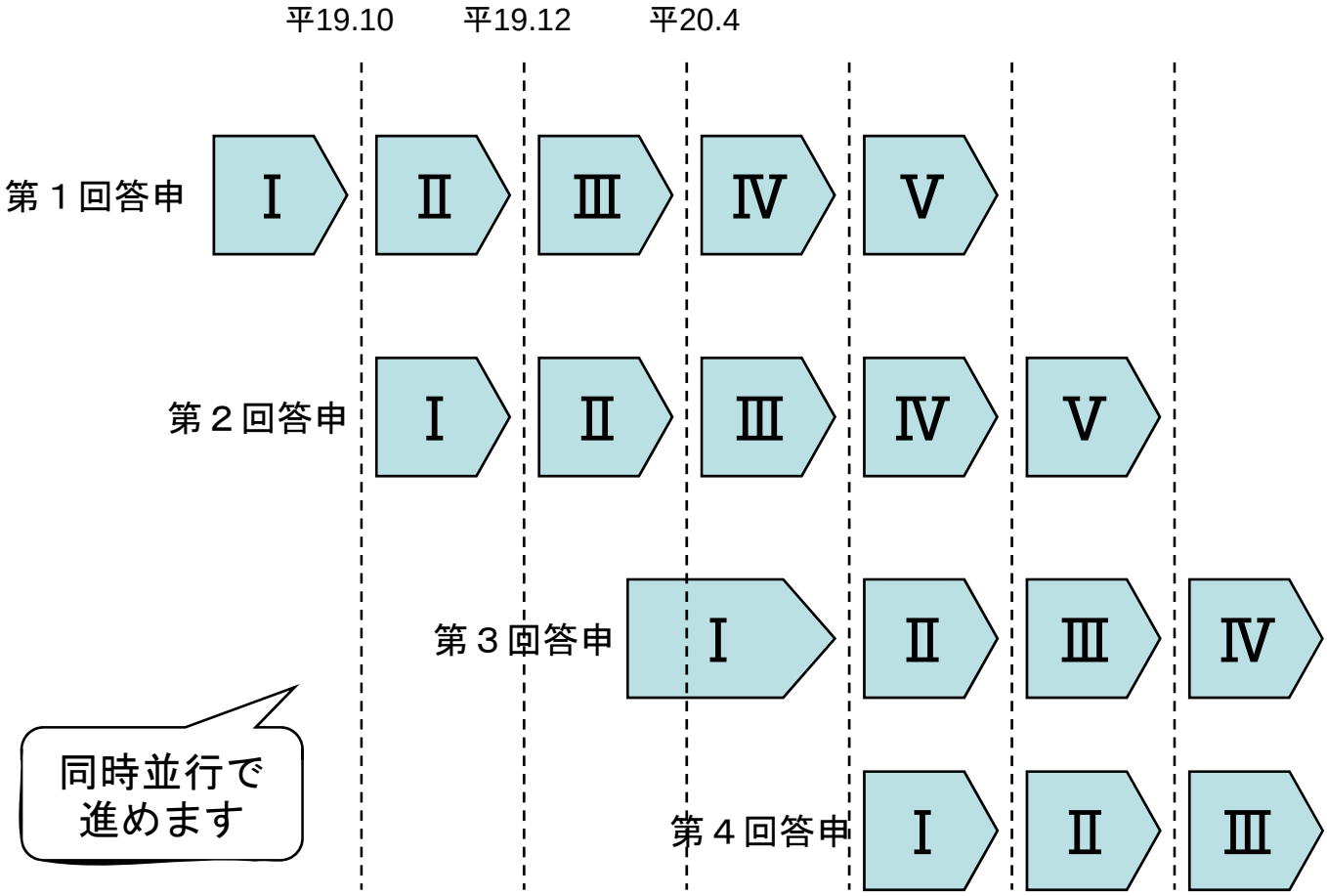

資 料 2

道州制特別区域基本方針の変更についての提案に対する市町村からの意見と道の考え方

【国土利用の規制権限等の移譲について】

支庁名	市町村名	意　　見	意見に対する道の考え方
石狩	札幌市	都市計画法は他の法律と比べて権限の移譲が進んだ法律と認識している。さらにこの権限移譲を進めるというその方向性については特に問題はないが、以下の点について配慮いただきたい。 ①関係省庁との協議を必要とする事項についても、同様に権限の移譲がなされること ②各市町村における事務処理量がこれまでより煩雑にならないこと	道としては、土地の利用や保全に関しては、地方分権の観点から、一括して権限移譲されるべきものと考えており、国との協議や同意の廃止については、将来的なあるべき姿としてご意見の趣旨を十分踏まえながら取り組んで参ります。
網走	佐呂間町	農地転用許可の許可権限が道に移譲されれば、スムーズな事務処理が可能であることから、農業経営事業においても早期の経営体制が計られるため、早く道への権限の移譲をお願いしたい。	今回の国への提案については、第１回定例道議会にお諮りし、議決をいただいた上で、国に提案することとなりますが、その実現に向けて、オール北海道一丸となって全力で取り組んで参ります。
十勝	上士幌町	現在、省庁別に許可権限があり、「土地利用の際の調整が煩雑であり、かつ包括的な計画に仕上げにくい」、また、「全国と同一の規制下におかれ、北海道の地理・産業特性に適合した土地利用が十分にできていない」状況にあります。 これらを解消する観点から、答申案どおり国から道州への権限移譲を求めることは有効な方策と考えます。許可権の権限移譲にとどまらず、長期的には国法と整合性をはかりつつも、道州の地域特性を総合的に生かすことができる道州独自の土地利用方策（法体系・組織体制等）確立を目指すべきと考えます。	ご指摘のとおり、土地の利用や保全に関しては、地方分権の観点から、国は全国を通じる基本的枠組みを法律に定めるに止め、未だ国に残っている権限の移譲と、将来的には国の関与の縮小を図り、広域的・総合的行政主体である北海道が一括して調整すべきと考えておりますので、今後ともご支援下さいますようお願い申し上げます。
釧路	弟子屈町	近年、農家戸数が減少する中で、条件不利農地（傾斜地、谷地など）の遊休化が目立ってきている。その様な土地の有効利用（例えば環境整備や地球温暖化問題に大いに関わる植林など）を図って行く中で、大規模な面積（2～4ha 超）の転用の場合大臣許可及び協議が必要となるが、国の職員による現地確認は不可能であり書類上の審査のみであるため無意味である。その点、道への権限移譲により現地の状況も十分に把握（支庁により）出来ることから短期間の事務処理が可能となるため、この項目の移譲については賛成である。	今回の国への提案については、第１回定例道議会にお諮りし、議決をいただいた上で、国に提案することとなりますが、その実現に向けて、オール北海道一丸となって全力で取り組んで参ります。

【人工林資源の一体的な管理体制の構築について】

支庁名	市町村名	意　　見	意見に対する道の考え方
渡島	函館市	伐採後の造林面積の減少から伐採跡地の拡大、後継林の不足等が予測され、国土保全等森林の持つ公益的機能の低下が顕在化するため、人工林の一体管理体制は必要であると認識しているが、一方持続的な林業経営の観点からは次の事項について考慮･検討する必要があると考える。 〇森林資源管理計画およびこれに適合する森林施業計画と林業振興との整合の形が不明確であり、適正な整備が木材単価に大きく寄与しない状況において、伐採抑制や施行計画の新たな認定基準による保全目的の施業が林業振興に少なからず影響があるものと考える。 〇森林資源保全や適正な循環利用に資する森林整備は、これまでの皆伐・造林を繰り返す単層林整備から択伐・樹下植栽等による復層林化や長伐期施業への誘導が重要となり、これに伴い長期的な整備が必要なことから、森林所有者にさらなる負担を強いることになり、森林施業計画策定の抑制・適正管理の衰退に繋がることも予見される。 〇伐採量調整のルールや新たな審査基準が、皆伐抑制・長伐施業推進に繋がると思われる一方、伐採量調整が森林所有者の財産権侵害の可能性や届出制度の中での審査基準の実効性等を制度整理する必要があると思われるので、所有者のもつ森林の公益的機能の行政負担の観点及び財産の観点から ・誘導伐（択抜）や高齢級間伐の高補助率化・補助制度化 ・単層造林と復層林造成造林との補助率の格差化 ・国貸債（公庫債）の交付税不算入の考え方の整理も含むルール構築 を検討・見直し、森林施業計画策定へ誘導する必要があるのではないかと考える。 また、国への要望においては、機能増進保育・特定間伐補助要件の撤廃・緩和のほか、適正施業確保のため、補助申請制度も事後申請ではなく、通常補助事業のような事前申請も併せて検討をお願いしたい。 〇上記に留意した、現在想定しているルールをお知らせいただきたい。	今回、提案しようとしている新たな制度は、計画的で秩序ある伐採と「伐ったら植える」といった適確な更新を確保することにより、将来にわたる人工林資源の循環的な利用と森林の有する公益的機能の持続的な発揮を図ることをねらいとするものであり、このことによって林業・木材産業の持続的な発展、さらには本道の地域経済の安定的発展にも寄与するものと考えています。 新たな制度においては、 〇　特定の樹種について成長量を大幅に上回るなど過剰な伐採が行われている流域において、当該樹種に限り、「伐採調整基準量」（これ以上伐採すると当該樹種の資源の枯渇を招くことが見込まれる伐採量）を設定し、これを基に、森林施業計画の認定基準において当該樹種の伐採の上限を設定すること 〇　伐採及び伐採後の造林の届出制度においても大面積皆伐の回避や確実な造林の確保などきめ細かい審査・指導を行うこと 等を想定しておりますが、「皆伐・再造林」という単層林施業自体を否定することは意図していません。 なお、道としては、今回提案している事項とあわせ、 〇　本道の人工林資源の適正な管理を実現するため、地域の幅広い関係者の理解と協力の下で計画的・持続的な伐採と確実な更新が行われるよう普及・啓発や情報の共有等を通じてｺﾝｾﾝｻｽの形成に努めること 〇　森林所有者への指導の強化など既存の森林計画制度等の適切な運用、造林補助予算の確保や造林コストの縮減、苗木の生産・供給体制の構築など総合的な取り組みを進めていくこと としていますが、今後、今回の提案に係る具体的な仕組みの検討において、私的財産である森林資源の管理、伐採抑制のあり方という観点も踏まえ検討していく考えです。

【人工林資源の一体的な管理体制の構築について（続き）】

<table>
<tr><th>支庁名</th><th>市町村名</th><th>意　　見</th><th>意見に対する道の考え方</th></tr>
<tr><td>胆振</td><td>安平町</td><td>現在の地球環境などを考慮すると伐採量の抑制も必要だが、樹種や林齢構成の偏りなどから、ある程度の更新も必要であり、また森林所有地の私的財産を抑制するという観点から、それを補償すべき制度なども必要となってくる。
人工林資源の一体的な管理体制の構築という観点からすると、単純に伐採量のみを抑制し調整するに留まらず、植栽等の増加が図られるような調整も同じ割合で行っていく必要がある。
戦後、国の政策として進められ、一斉に広葉樹を主体とした天然林を伐採し針葉樹が植林されてきたという背景（拡大造林政策）から、伐採時期が重なるのは必然であり、そのような経過を踏まえたうえでの検討が必要。
最終的に伐採量の調整などを行う以前に、森林転用の抑制を図っていくことが地球規模による環境保全に対して重要かつ必要である。</td><td rowspan="2">本道の人工林の多くが伐採適期を迎えており、多くの森林所有者が、最近の材価の高騰に応じて伐採を決断している状況であることはご指摘のとおりですが、過去長期間にわたって育成されてきたこれらの資源が短期間に集中的に伐採された場合、仮に伐採後の造林が完全に行われたとしても、伐採可能な資源は急速に枯渇し、長期間にわたり造林木の育成に専念せざるを得ないという過去の経験を繰り返すことになりかねません。
今回、提案しようとしている新たな制度は、計画的で秩序ある伐採と「伐ったら植える」といった適確な更新の両方を確保することにより、資源の急速な枯渇を回避し、将来にわたる人工林資源の循環的な利用と森林の有する公益的機能の持続的な発揮を図ることをねらいとするものであり、このことによって林業･木材産業の持続的な発展、さらには本道の地域経済の安定的発展にも寄与するものと考えています。
ご指摘の造林の徹底については、市町村森林整備計画において「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」を適切に指定するなど、伐採届出制度の的確な運用により、確実な更新を図っていく考えですが、本提案により、届出に係る審査手続きが条例で明確になれば、制度のより的確な運用にも資するものと考えています。
また、道としては今後、今回の提案に係る具体的な仕組みの検討において、私的財産である森林資源の管理、伐採抑制のあり方という観点も踏まえ検討していく考えです。
なお、林地転用については、今後とも、森林法に基づく林地開発許可制度の適確な運用等により、林地の無秩序な開発を防止し、森林の土地の適切な利用の確保を図っていく考えです。</td></tr>
<tr><td>十勝</td><td>上士幌町</td><td>「森林所有者が行う伐採届出に道独自の審査手続きを加え、伐採量の抑制を行うことができるようにすること」について、木材価格の長期的な低迷により森林所有者の経営意欲が低下している中、少しでも木材価格が高いうちに伐採したいと森林所有者は考える。伐採調整基準量を超えた場合に伐採を抑制することは、経済活動として成り立たなくなってしまう可能性があることから、造林に関する規制（罰則）強化を図ることの方が目的に合致すると考える。</td></tr>
</table>

【特定免税店制度の創設について】

支庁名	市町村名	意　　見	意見に対する道の考え方
上川	旭川市	特定空港は、北海道全体としての観光振興の立場から、道内各地の空港を複数箇所指定することを想定したものとされたい。	設置箇所については、特区提案が認められた後、新しい法律が制定され、その規定に基づき決定されるものと考えておりますが、地域特性を活かした北海道の自立的発展につながる施策となるよう取り組んで参ります。

【国際観光振興業務特別地区の設定について】

支庁名	市町村名	意　　見	意見に対する道の考え方
石狩	札幌市	国際観光振興業務特区における投資減税など税制による措置については、市町村の財政に大きな影響を及ぼすものであるので、減税項目を決定する際や減税を行う際には、減税が及ぼす効果と負担の関係などを調査のうえ、その是非について市町村に協議すべきものと考える。	当該特別地区における投資減税は、特定の観光関連施設を新増設・改修した場合に、投資減税を行おうとするもので、市町村が自己の判断により、観光振興のために市町村税である固定資産税、事業所税について課税免除の措置を講ずるとした場合には、地方税の減収が市町村財政に影響を及ぼさないよう、減収補填措置が講じられる仕組を提案しようとするものです。

【企業立地促進法に基づく権限の移譲について】

支庁名	市町村名	意　　見	意見に対する道の考え方
石狩	札幌市	企業立地促進法における投資減税など税制による措置については、市町村の財政に大きな影響を及ぼすものであるので、減税を行う際には、減税が及ぼす効果と負担の関係などを調査のうえ、その是非について市町村に協議すべきものと考える。	本法に規定されている、市町村財政に直接影響を及ぼす税制措置としては、市町村が実施する市町村税（固定資産税）の減免に対する減収補填処置（法20条関連）が該当しますが、実際に立地企業に対する固定資産税の減免制度を設けるか否かについては、市町村の決定事項であります。 なお、本法による措置は、基本計画において地域（市町村及び都道府県）が指定した集積業種であることが前提で適用されるものですので、基本的には地域の意向により実施される措置であると解釈できます。 また、個別の立地案件ごとに減税措置を講ずるか否かを協議することは、法の公平な適用という観点から困難であり、法が規定する外形要件を満たし、かつ地域の基本計画で指定した内容に該当する立地案件については、適用できる措置を講ずる必要があると考えます。 いずれにしても、本提案は地域の独立性をより明確に確保しようという趣旨ですので、計画作成時の市町村の意向はより反映され易くなるものと考えます。
後志	小樽市	基本的に北海道への移譲は賛成であるが、現在、国が進めている企業立地促進法の改正等の動向を見極める必要がある。	道としては、国が進めている本法の改正等の動向を見極めながら、適切に対処していく方針であります。
胆振	室蘭市	①基本計画について国の協議・同意が不要になれば、計画の申請、変更が現在より迅速になることが期待される。 ②課税特例の適用対象業種（66業種）が、《道条例》のみで変更できるなら、北海道の強みや特性を活かした産業について対象になりやすく、産業集積の実現が期待される。	道としては、ご指摘いただいた効果などを期待して、本提案に至ったところであります。

【外国人人材の受入の促進】

支庁名	市町村名	意　　見	意見に対する道の考え方
檜山	今金町	この施策を進めることで、将来的に北海道のためになるとは考えられず、提案のこの部分の見直しを望む。 海外からの観光客への良質なサービスの提供を目指すことには賛成だが、土地に根づく者が、来訪者を心からもてなすことが本当のホスピタリティであり、その役目は北海道民こそが担うものである。来道した外国人が地元ではない人間の対応を受けて、果たして北海道を認知してもらうことになるのか疑問を感じ、更には、土着しない人間により、逆に印象が悪化する恐れがあり、北海道ブランド及び道内観光関係者そのもののホスピタリティの低下につながる。道州制の実現を目指す上でもその影響は決して小さくは無いものと予想され、治安上の問題も含めてどこまでの見通し（覚悟）があっての提案なのか疑問である。 外国人のうちには、そのホスピタリティが高く、ノウハウの豊富な者が少なからずいると思われるので、その精神や技術・言語等を学ぶための「講師」として招き入れる場合において、ビザ取得などへの優遇・簡素化、または道内のホスピタリティの向上のために、国内の他地域や国外への留学のための規制緩和の特区提案や助成制度の充実や、人材育成の奨励をすべき。北海道が必要としているのは、これからの人材の「育成」であり「招集」ではない。道内人材の育成において、雇用の拡大・確保から、道内失業率の改善という面でも期待できる。 具体的な施策も無く、これまで放任してきた北海道観光の質を今後改めて向上させる必要性は強く感じるものの、道内の人材を掘り起こし、郷土愛に基づいた建設的・戦略的な特区提案または振興策でなければ、道民の理解も得がたいと考える。	北海道の現状を見ますと約9割の宿泊施設が外国人観光客を受け入れているにもかかわらず、英語ができる職員がいる施設が52%、中国語が17%、韓国語が9%にとどまっています。 北海道を訪れる外国人観光客は年々増加しており、北海道洞爺湖サミットの開催を契機に更なる増加が期待されています。 こうした中で、外国人観光客にとっては宿泊施設において母国語が通じることは観光地選び、宿泊地選びにおいて重要なポイントであることから、道内人材発掘・育成といった自己努力を行ってもなお不足する有能な人材を確保するために、今回の提案となりました。 今回の提案においては、ご指摘のとおり「外国人のうちにはそのホスピタリティが高く、ノウハウの豊富な者が少なからずいると思われるので、その精神や技術・言語等を学ぶための「講師」として招き入れる」という発想を一歩前進させ、観光関連業務に従事する高度なサービスを提供できる外国人ホテルマンなど優秀な人材を長期間確保することを目的としており、受け入れる外国人人材は、「ホテル業務について3年以上の実務経験を有すること」かつ、「日本語が堪能な者」としており、宿泊施設において即戦力となりうる人材であり、外国人観光客へのホスピタリティの向上につながるものと考えております。

【外国人人材の受入の促進（続き）】

支庁名	市町村名	意　　見	意見に対する道の考え方
宗谷	猿払村	本村においては、平成16年3月に構造改革特区「オホーツク海さるふつ外国人研修生受け入れ特区」区域の認定を受け、50人以下の企業については外国人研修生を3名までのところ、2倍の6名までとされており、現在93名の研修生・実習生を受け入れている。 本村は、50人以下の企業が90%を占め、そのほたて等の加工製造技術は日本有数であるが、研修生が本村企業の高度な技術、技能を習得し、それを派遣国（中国）において活用することにより、発展途上国の人材育成及び国際貢献の実現を促進し、一方、本村企業では新たな国際的な事業展開を目指すなど、積極的な国際交流を通じた地域経済の活性化が図られているところである。 この外国人研修生受け入れ特区に関しては、本村に追随し、道内では枝幸町や紋別市など、オホーツク沿岸の自治体がこの特区制度を活用している現状にある。 ４年間の特区活用を踏まえ、各企業から、現在研修１年、実習２年である受け入れ期間を延長についての要望が寄せられているところであるが、他の自治体が外国人研修生受け入れ期間の延長特区を申請しても認定になっていない経過があり、全国的には特区の悪用や研修生の失踪事件などが発生しており、難しい現状にある。 そこで、本答申は、観光業務に従事する外国人人材の確保のため滞在期間の延長等を求めるものと理解はしているが、全道的にも外国人研修生の受入をしている自治体・企業が多く、その実態を把握して頂き、もし、期間延長を望む声が多いのであれば、第一次産業の分野においても、この観光業務分野と同様に組み込んで頂けるよう要望する。	本提案は、短期的な外国人研修生の受け入れとは異なり、外国人観光客に対応するために宿泊施設において外国語の堪能な人材を長期的に受け入れるために、道としてその専掌事務に対する申出権の創設を求めるものです。 具体的には、本提案が認められた後に外国人シェフやホテルマンなどホテル業務の職種について３年の在留期間を法務省に申し出をしていくこととなります。 なお、外国人研修生の受け入れについては、同趣旨のアイデアを道民の皆様からいただいておりますので、条例により設置した有識者からなる道州制特区提案検討委員会においても検討されましたが、研修生の失踪や不法残留、賃金不払いなどの問題が発生するなど、解決すべき課題も多いことから、継続的な検討が必要であるとされています。

【町内会事業法人制度の創設について】

支庁名	市町村名	意　　見	意見に対する道の考え方
石狩	札幌市	○町内会が保有する自動車について、税の軽減措置を講ずるとあるが、認定 NPO 法人や日赤や共同募金などと同様に、町内会への寄附が所得税・法人税・相続税の特例措置となるようにできるとよい。町内会館建設時の寄附の募集などに大きな効果が期待できる。 ○条例で規定する事項として、「町内会憲章の制定」、「事業内容等の公表」、「学校教育への題材の提供」などが示されているが、現実に当てはめて考えてみると、役員の高齢化や担い手不足、地域の関心の低さなど、多くの団体が抱える共通の課題を克服しなければ、なかなかここまでのﾚﾍﾞﾙは手が回らないように思われる。当初はﾊｰﾄﾞﾙを低くすることも必要と思われる。 ○条例で規定する事項の中に「地域住民の相互扶助または生活環境の維持向上など地域の住民自治の振興に資する事業」とあるが、この事業はどのような範囲を想定しているか。町内会の性格にふさわしい事業に限定するなど、事業の範囲を明確にすべきではないか。 ・現在、多くの町内会で行われている事業（地域の夏祭り、町内清掃活動、除雪、防犯・防災活動、親睦会など）でも要件を満たしていることとなり得るのか。なり得るとすれば、他に条例で規定する事項を充足すれば、ほぼ全ての町内会が法人として認可せざるを得なくなり、町内会名義で様々な法律行為を行えることとなる。 ・町内会事業法人が行える事業の範囲を明確に規定せず、地域の住民自治の振興に資する事業を行うという理由が立てば法人として認可できるとした場合、町内会では地域の情報（個人情報等）を他者よりも多く保有しており、有利な条件で有償の活動を行うことができると想定されることから、事業内容によっては商店街組合など他の住民組織や事業者との関係を調整する必要が生じる可能性もある。 ○道で条例を作る際、制度の解説や認可の方法などを記載した詳細なﾏﾆｭｱﾙを作成していただきたい。ある程度、明確な基準がないと各市町村で法人の認可の要件に差異が生じ、町内会事業法人の性格が異なってしまう可能性がある。	町内会事業法人制度が創設された場合には、自動車についての税の軽減措置同様、町内会への寄付金の損金算入等についても更なる制度発展の手法として検討すべきものと考えております。 条例で規定すべき事項につきましては、認可要件の細目等を道条例で規定することとした場合の例としてお示ししたものであり、条例の内容については幅広い道民議論を経て決定すべきものと考えております。従いまして、ご意見のとおり緩やかな内容の条例となることも十分想定されるものと考えております。 上記同様、条例の内容につきましては幅広い道民議論を経て決定すべきものと考えておりますので、事業の範囲につきましても、条例制定の過程において、より具体化をしてまいりたいと考えております。

【町内会事業法人制度の創設について（続き）】

支庁名	市町村名	意　　見	意見に対する道の考え方
留萌	小平町	趣旨は理解するが、過疎地域の小規模町村における町内会が法人格を取得できても、法人税（均等割）の課税対象になるだけで、大きなﾋﾞｼﾞﾈｽﾁｬﾝｽが在るとは思われないのでﾒﾘｯﾄはないと思われる。	法人の事業につきましては、相互扶助や地域の生活環境の維持向上のための事業と考えております。また、その収入については事業の実施に必要な範囲内とすべきと考えております。このように、本制度は単なる利潤追求とは異なる観点から組み立てていきたいと考えております。
宗谷	稚内市	少子高齢化、過疎化が進むｺﾐｭﾆﾃｨ組織において、法人格を取得しｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ等の事業を取り組むことができるようになれば、住民協働による幅広い町内会活動ができることになり、町内会の自立が期待できる。	道といたしましても、この制度がｺﾐｭﾆﾃｨの再生や住民自治の振興につながっていくことを期待しております。
網走	網走市	少子高齢化が進行する中で、今、地域に求められているものは、隣人同士の助け合いやそれに基づき、安心して暮らせるまちづくりを進めることであり、その担い手となるのが、町内会・自治会等の地縁組織。 当市でも、町内会等が自主的に防犯活動や交通安全活動、地域美化活動等をﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ的に実施しており、その活動は、住民の参加協力及び町内会会費によって支えられている。 よって、町内会事業法人制度については、極端な利潤追求により地域住民のつながりを壊すこととならないような制度設計が必要であると考える。	道といたしましても貴市と同様の考えをもっております。また、制度設計にあたりましては各市町村をはじめ道民の皆様方のご意見を伺いながら対応してまいりたいと考えております。
胆振	室蘭市	地域ｺﾐｭﾆﾃｨの再生は、地域社会における住民相互の扶助を目指すものであるが、その核となる町内会の現状は、役員の高齢化やなり手がいないこと、さらには町内会への関心度が低く加入世帯が減少傾向にあることなど課題が多く、将来に渡って組織のあり方等の検討や改善が必要な状況にある。 昨今、自治体の再編や民間の公共への参入など、公共ｻｰﾋﾞｽも多元化されてきたが、町内会の役割の増大に反比例し住民意識が薄れていく中で、公共に対する「補完性の原理」を住民に最も近い自治組織として、現状の町内会のみに委ねることはなかなか難しいものがある。 今後の地域ｺﾐｭﾆﾃｨの再生・強化のため、本制度の創設はもとより、現状の町内会における課題等を整理し、市民活動団体や事業所、さらには学校などの地域構成員を含めた、今後の町内会活動のあり方等について検討することが重要であると考えるため、本制度の運用等に当たっては、市町村との十分な連携のもとに進めることをお願いしたい。	道といたしましても貴市と同様の考えをもっております。また、制度の運用等にあたりましては各市町村と十分な連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

【法定受託事務の自治事務化】

支庁名	市町村名	意　　見	意見に対する道の考え方
留萌	小平町	基礎自治体の体制整備が伴うことが前提となる。	今回の提案は、国土利用規制権限や廃棄物処理の特例認定に係る国から道への権限移譲提案に伴うものに限るものとしておりますので、市町村の体制整備に直接影響するものではありませんので、ご理解をお願いします。

【その他】

支庁名	市町村名	意　　見	意見に対する道の考え方
後志	蘭越町	【全般について】 道州制のメリットは権限移譲、財源移譲、規制緩和、二重行政の解消により、住民に身近なところで行政運営ができ、住民ニーズに対応した地域社会の展開が期待されますが、道州制の推進により国からの財源移譲がどの程度か知るすべはないが、このことによる財政的負担と、道職員を削減している中でどのように対応していくのか。また、今回の提案により道民がどのようなゆとりと豊かさを受けることになるのか、客観的、主観的にどのような利益を受けることになるのか、北海道が説明責任を果たすべきである。	道州制特区は、地域のことは地域で決める地域主権型社会にふさわしい自治の仕組みである道州制の実現を目指した取り組みであり、将来の道州制を展望して、先行的、モデル的に、国からの権限や財源の移譲などを積み重ね、その効果や意義を道民や国民の皆様に実感していただくことにより、道州制に向けた理解や議論を深めていこうとするものです。 今回の提案は、本年7月に開催される北海道洞爺湖ｻﾐｯﾄを控え、環境、観光関係を取り上げているほか、少子高齢化が進む広域分散型の北海道において、ｺﾐｭﾆﾃｨ再生として地方分自治を取り上げているところです。
網走	津別町	【その他】 ①現在の防災行政無線以外に FM 放送内周波数を放送波として地方自治体に割り当て願いたい。 ②地方自治体 FM 放送について電波出力･技術者･電波使用料等について、電波出力に応じて緩和願いたい。 ③車のﾅﾝﾊﾞｰについて、各陸運事務所名ではなく、地域特性を出すために「北見」⇒「ｵﾎｰﾂｸ」･優良運転者に「北海道」のﾅﾝﾊﾞｰの交付を行い、地域ｱﾋﾟｰﾙと交通安全高揚につながる。	今回いただいたご意見については、新しい提案と受け止め、今後、条例により設置した有識者からなる道州制特区提案検討委員会において、検討して参ります。

【合計】

16市町村	その他１６４市町村は「意見なし」	

「明日の北海道を考える会」提言書

北海道の特性を生かし、環境を軸にした自立的発展を目指す：
特長ある産業育成についての提言

2008 年 2 月

明日の北海道を考える会（事務局：北海道経済連合会）

「明日の北海道を考える会」提言書目次　　2008年2月

１．提言総括

２．北海道の自立的発展に向けた提言
（１）北海道が優位性を発揮しうる産業の集積を図る
（２）成長産業分野への研究開発機関の拡充と投資の強化を進める
（３）地の利を生かした海外市場へのネットワークの拡大を図る
（４）グローバリゼーションのトレンドを背景に外国資本との連携を図る
（５）北海道洞爺湖サミットを契機に「北海道環境ブランド」を創出する
（６）北海道の産業を支える高度人材の集積を図る
（７）空港・港湾の活用、及び新幹線札幌延伸を含むインフラ拡充に向け具体的行動を急ぐ
（８）北海道が先行導入モデルとして道州制特区を積極推進する
（９）当事者意識を高める道民意識の改革が必要
（10）本提言の実行にあたり、実行主体、実行工程、実行監視の明確化が必要

３．アクションプログラムの方向性

４．北海道の自立、活性化のための重要な視点
（１）北海道の個性、独自性の発揮
（２）活性化の戦略
（３）国際化
（４）環境本位制
（５）道民意識

５．本会設立の目的と運営方法
（１）会議の目的
（２）検討テーマ
（３）検討方法
（４）会議の進め方
（５）報告・提言

６．議論骨子

導入議論１「北海道経済の現状と課題について」

（１）各統計による北海道経済の動向について

（２）北海道経済・金融面から見た５つのポイント

導入議論２「北海道の可能性」

（１）北海道の可能性

（２）北海道の今後、可能性の幅

テーマ１「北海道の基幹産業の高付加価値化について」

（１）切り口の視点

（２）農業分野

（３）観光分野

（４）総　　括

テーマ２「成長産業分野（バイオ、IT 等）への取り組みについて」

（１）トップランナーとして成長するために

（２）イメージ戦略、ブランド力の具現化について

（３）産業技術分野について

（４）バイオと北海道を結びつける切り口

（５）観光から見た北海道の魅力向上について

（６）札幌市のまちづくりについて

（７）成長に向けた投資の考え方

（８）大地のパワーの活用

テーマ３「産業構造のあり方について」

（１）地域の特性を生かした産業の集積

（２）海外を視野にいれた産業展開

（３）物流コストというハンディキャップの改善について

（４）社会生活インフラの観点から見た産業の強化について

（５）産業活性化のリーダーシップ

テーマ４「重要な視点となるイノベーション、産学官連携について」

（１）イノベーションを起こすには

（２）産学官連携の推進に向けて

テーマ５「グローバリゼーションのトレンドを捉えた外国資本の活用について」

（１）外資として組むべき相手国について

（２）連携して取り組むべきメニューについて

（３）空港と港湾の活用について

（４）まとめ

テーマ６「技術革新、新技術の活用について」

（１）北海道の製造業

（２）北海道が取り組むべき産業

（３）産業活性化に向けた今後の課題

テーマ７「道州制のあり方とその意義、活用について」

（１）北海道における道州制の意義について

（２）北海道の活性化に向けた道州制の活用について

（３）道州制の導入に向けての課題

テーマ８「北海道の特性（土地資源、水資源、自然資源、人材資源等）の活用について」

（１）高度人材の集積について

（２）環境への取り組みについて

テーマ９「北海道洞爺湖サミットの活用について」

（１）環境は産業ニュートラルな存在

（２）環境本位制

（３）環境センサーアイランド

（４）サミット開催後の道民運動（環境立国北海道を目指して）

「明日の北海道を考える会」メンバー　　2008 年 2 月

	鹿島建設株式会社	執行役員札幌支店長	工藤　公健
	株式会社　JTB 北海道	代表取締役社長	高橋　威男
	独立行政法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構	北海道支部長	越前谷　義博(2007 年 7 月まで)
	新日本製鐵株式会社	北海道支店長	遠藤　善哉
	全日本空輸株式会社	上席執行役員札幌支店長北海道地区担当	高橋　篤郎
	株式会社　電通北海道	代表取締役社長	夏目　祝夫
	日本銀行	札幌支店長	上野　正彦
	株式会社　日本経済新聞社	執行役員札幌支社長	細野　孝雄
	日本政策投資銀行	北海道支店長	石森　亮　(2007 年 5 月まで)
	日本政策投資銀行	北海道支店長	福永　法弘　(2007 年 6 月から)
	日本通運株式会社	常務執行役員北海道ブロック地域総括札幌支店長	山下　義憲
	日本郵船株式会社	札幌支店長	安藤　和夫　(2007 年 3 月まで)
	日本郵船株式会社	札幌支店長	海部　武志　(2007 年 4 月から)
座　長	三井物産株式会社	理事北海道支社長	髙木　雄次
	三井不動産株式会社	北海道支店長	佐々木　修陽(2007 年 3 月まで)
	三井不動産株式会社	北海道支店長	鈴木　光　(2007 年 4 月から)
	株式会社　読売新聞社	取締役北海道支社長	浅海　保

［会社名五十音順］

事務局	北海道経済連合会	専務理事	大和田　勲
		常務理事事務局長	浜田　剛一
		企画総務部長	土谷　将人
		企画総務部次長	金桝　吉孝
		企画総務部次長	西山　明夫

明日の北海道を考える会　会議履歴　　2008 年 2 月

	開催年月日	テーマ
第１回	2006.11.28	導入議論１「北海道経済の現状と課題について」
第２回	2006.12.22	導入議論２「北海道の可能性」
第３回	2007.1.24	テーマ１「北海道の基幹産業の高付加価値化について」
第４回	2007.2.19	テーマ２「成長産業分野（バイオ、IT 等）への取り組みについて」
第５回	2007.3.29	テーマ３「産業構造のあり方について」
第６回	2007.4.27	テーマ４「重要な視点となるイノベーション、産学官連携について」
第７回	2007.5.30	「中間報告作成について」
第８回	2007.6.26	テーマ５「グローバリゼーションのトレンドを捉えた外国資本の活用について」
第９回	2007.7.31	テーマ８「北海道の特性（土地資源、水資源、自然資源、人材資源等）の活用について」
第 10 回	2007.8.31	テーマ９「北海道洞爺湖サミットの活用について」
第 11 回	2007.9.27	テーマ６「技術革新、新技術の活用について」
第 12 回	2007.10.30	テーマ７「道州制のあり方とその意義、活用について」
第 13 回	2007.11.30	「最終提言作成について」
第 14 回	2007.12.25	「最終提言アクションプログラムについて」

「明日の北海道を考える会」提言書　　2008年2月

１．提言総括

世界経済は国際競争力をキーワードに発展してきたが、環境は人類と地球全体のテーマであり国際協力が求められる。「競争から協力へ」、環境は世界の意識を変える新しいエンジン役となる。

１９世紀は「金本位制」で貨幣経済に目覚めた時代であり、産業革命と相まって、世界経済を飛躍的に拡大させた。２０世紀は戦争という悲惨な世紀を招いた一方、「石油本位制」で石油を燃料とする鉄道、自動車、飛行機の発達が大量輸送時代を切り拓き経済のグローバル化をもたらした。そして２１世紀は「環境本位制」の時代と言える。健全な地球環境なくして、社会も国家も企業も家庭も人類も存在が成り立たない。このような時代の変遷の中、あらためて北海道という地域を見つめ直すと、真に北海道は「環境本位制」推進のリーダー役としての地域資源をもつ地域と捉えることが出来る。

一方、日本の発展を考えた場合は、企業立国としての東京型の価値観と、自然が豊かで環境立国を目指す北海道型の価値観を共存させることで多様性ある発展が可能となる。北海道は安全で良質な食糧生産基地として、また、豊かな自然環境を有する魅力的な観光地として、さらにゆとりあるライフスタイルを実現できる生活地としての価値観がある。北海道は、このような「生活」「健康」「自然」の面において、全国一の水準にある環境優位性を再認識し、東京や本州の真似ではなく、つまり東京型の価値観に迎合することなく、生活大国、健康大国、自然大国を推進していくことが望まれる。その関連産業の振興、研究開発、人材育成という視点で自立的発展を考え、第２の開拓創業期という意識をもって取り組んでいかなければならない。

今年７月に開催される北海道洞爺湖サミットは、北海道独自の豊かさ、価値、生命力の再生産を可能にさせる大地のパワーをアピールする絶好の機会である。サミットを契機に、北海道は環境を軸として地域活性化に資する政策や戦略に集中的に取り組むべきである。具体的には、環境に関する国際機関の誘致、人知を集積した省エネ技術や次世代型自動車などの環境研究の開発拠点、排出権取引市場の創出、ハイブリッドタウン構想、広大な土地を利用したエコタウン構想、リサイクル・再資源化施設の

誘致、そして国際環境会議の定期開催などが挙げられる。これらを具体的なアクションプランとして実行推進することによって、産業活性化、人材育成、海外との連携などを通じて、北海道経済を取り巻く課題解決に向けて大きく前進させる時機を迎えている。

２．北海道の自立的発展に向けた提言

（１）北海道が優位性を発揮しうる産業の集積を図る

①産業集積を考える場合、新千歳空港や苫小牧港という空と海の玄関としての地の利を生かし地域を絞って戦略的な重点志向が必要と考える。具体的には、札幌、千歳、苫小牧、室蘭を、先進的で、付加価値の高い製造業、ものづくり産業を選択集中させる地域として重点的投資地域に位置づける。更には、北大に塩野義製薬の研究施設が設置された事例があるように医療・バイオが繋がるような裾野を広げていき、世界に通用する産業立地に取り組むべきである。この産業集積地帯を「苫小牧／千歳新産業ベルト地域」と命名し発信力を高めていくべきである。

②北海道における新産業の動きとして注目すべき現象は、コールセンター業務の急拡大である。雇用の創出も含めて、全国のコールセンターのかなりの割合を北海道が占めている。これは広義の情報産業であり、北海道の自立的発展に直結する一つの産業分野として育成強化を目指す領域である。情報産業拠点を北海道に誘致することに熱意をもつ視点が必要である。本州における自然災害リスクの分散という観点から、例えば本州にある本社のデータバンク機能を北海道にサブ拠点として一部を移転させることは土地資源の活用という観点からも今後、期待できる。

③日本の航空機製造産業は戦後政策のあおりを受けて立ち遅れているが、例えばボーイング社の航空機製造は“Made with Japan”という言葉に示される通り、日本の

技術なくしては完成できない程の貢献がある。特にエネルギー効率、つまり省エネ分野における日本の技術力は世界でトップの水準。北海道は、気象条件の良さ、土地収用のし易さから、航空機製造産業を誘致し、根付かせるべきである。また、その足掛かりとして航空機メンテナンス基盤の確立も重要な視点である。

④北海道が誇りとする素晴らしい自然環境は、特性を生かせるポジティブな要素である。北海道は企業の集積においては全国に比べて見劣りするが、環境に対する取り組みを強化すれば、人知が集積し、新しいビジネスの切り口につながる新しい市場の形成が出来ると考える。具体的には、次世代型自動車の研究開発拠点にする、排出権取引市場を創出する、またＧ８サミットの開催を契機として洞爺湖周辺にハイブリッドタウン構想を推進することなどの取り組みが北海道の特性を生かした将来に向けた新しい方向性である。

（２）成長産業分野への研究開発機関の拡充と投資の強化を進める

バイオ産業は北海道の強みであり、研究者の数も東京に次いで全国第２位という高いシェアを占めている。北海道の恵まれた自然環境を生かして、例えば、米国ワシントンにある National Institute of Health（国立衛生研究所）のような世界に誇りうる医薬研究機関を設立し、北海道で特に進んでいる高齢化対策としての医薬研究開発等に取り組むべきである。日本だけでなく広く世界から質の高い研究者が集まり、世界に通じる付加価値の高い新技術や商品開発も可能にする構想とする。その結果として、独創的なメーカーが道内に集積し、技術革新の発信基地として新たな成長を期待する。

（３）地の利を生かした海外市場へのネットワークの拡大を図る

北海道を活性化する変革のキーワードは「オープンポリシー（開放政策）」である。小国ながら、周辺国、アジアの市場を捉えて発展した香港やシンガポールの成功事例を参考

に、欧州、北米、北東アジア、ロシアに物理的に最も近い距離にある立地条件のメリットを生かし、グローバルな視点で市場を捉えるべきである。また、韓国、香港、台湾、中国から年間 50 万人以上の観光客が来道していることから、観光だけではなく、海外からの企業や投資などの誘致を含め幅広いビジネスへの展開を視野に市場リンケージを拡大していくべきである。

（4）グローバリゼーションのトレンドを背景に外国資本との連携を図る

世界のトレンドでもあるグローバリゼーションという潮流は避けては通れず、外資と仲良く付き合っていくのが、経済大国日本の生き方である。外国資本との連携においては、北海道は、地理的に近いサハリンと、巨大な市場を持ち成長が期待できる中国が連携すべき相手国である。連携するメニューとしては、研究開発施設の外国人への提供、外資の研究機関との連携、そして北海道洞爺湖サミットを契機とした国際会議の継続開催への取り組み、リゾート、ホテル、オフィスビルといった分野での連携、そして農作物輸出の加速という観点がある。また、戦略的に重要なゲートウェイである新千歳空港と苫小牧港をどう活用していくかが急務である。あわせて、製造業の振興において北海道の外資との連携が重要な要素を占める。長期的には、北海道を北東アジアへのゲートウェイとしての位置づけを高めていくことが重要である。

（5）北海道洞爺湖サミットを契機に「北海道環境ブランド」を創出する

北海道洞爺湖サミットを契機に、環境を北海道の活性化のための政策や戦略の原点にすべきであり、その推進によって、人材育成、産業活性化、海外との交流など北海道が前向きに取り組む課題の推進に繋がるものと考える。また、北海道は「環境本位制」の発信地である。サミットを契機に世界から推奨される環境を切り口として、道民の共感を得る北海道独自の環境理念を作り出すことが重要である。例えば、世界経済フォーラム

が主催するダボス会議の環境バージョンの開催、国際的な環境機構「世界環境機構（World　Environmental Organizaition）」の創設、温暖化ガス排出権取引所の開設、環境技術に関する国際的な研究拠点の設立など、北海道を環境技術研究の世界拠点にするといった夢のある新しい「北海道環境ブランド」を創出する絶好の機会であり、省エネ技術や再生可能エネルギーの研究開発、大地のパワーを活用した日本におけるリサイクルコンビナート集積地の推進、雪氷エネルギーなど雪資源の多角的活用を含む環境技術に関する研究機関の集積など、「環境技術分野におけるノーベル賞」誕生を目標とし、環境をキーワードにした北海道の自立的発展を目指すべきである。

（６）北海道の産業を支える高度人材の集積を図る

「人づくり」なくして北海道の活性化策は進展しないと言っても過言ではなく、なかでも「人づくり」の基本となる学校教育について、大学の活性化、特に北大の改革とリーダーシップの発揮が必要である。ひとつは、ビジネススクールであり、ハーバードビジネススクールのようなMBAを確立する魅力ある大学作りを視野におくべきである。また、北大に観光大学院が出来たが、ホテル学科を創設して人材教育を進めれば、北海道の旅館、ホテルに人材を輩出することも可能になる。さらに、国際観光都市にふさわしい人材育成のための提言として、官民挙げてサービス業に携わる方々への英語の普及推進の徹底が挙げられる。また、北海道は高度な人材を輩出しているが、北海道に留まらない現状がある。北海道の発展に大切なのは、人材の誘致であり、そのためには優秀な人間が留まる魅力ある街づくり、チャレンジのできる場所の創出が必要である。

（７）空港・港湾の活用、及び新幹線札幌延伸を含むインフラ拡充に向け具体的行動を急ぐ

①新千歳空港は、24時間フル稼働体制を構築し、併せて滑走路延長の課題を早く解決し、国際空港としての新千歳空港の優位性を確立することによって、戦略的に重要

なゲートウェイとして空港資源を最大活用していくかが急務である。

②苫小牧港は、現状輸出に関しては有利なものはないが、北海道の物資は苫小牧港で全国に出入りしており、当面内航路船において拡充を図っていくことが、今後の国際化を実現するための基盤づくりとなる。しかし、苫小牧港は、霧等の天候状況によっては出航が出来ないことがあるので、石狩港との連携を視野に入れて整備が必要である。

③苫小牧、千歳地域に自動車関連産業が集積しているひとつの大きな経営判断は、札幌という大きな都市機能が近くにあることである。札幌という都市機能をどう生かしていくかが、北海道の産業構造の変革を実現するためのひとつの課題といえる。新幹線の札幌までの延伸は、首都圏はもとより、東北、北関東圏と札幌圏の経済交流を促進し、更なる札幌の都市機能の飛躍的な向上が可能となる。自動車関連産業をはじめとする「ものづくり」産業の更なる集積が期待できるのみではなく、本各提言の実現のための重要なインフラとなるもので、早期に実現すべきである。

（８）北海道が先行導入モデルとして道州制特区を積極推進する

北海道が道州制特区の導入を活用して、先駆的モデルとして新たな成長に繋がるような仕組み、制度を作り上げることが重要である。その結果として、持続的発展が可能になると考える視点が必要である。以下、北海道の特性を生かした特区構想を提言する。

①時差２時間の金融特区

世界で最初にニュースが流れ、商品・金融・証券市場が稼動を開始する。

②研究開発特区

研究者が集積する立地条件として北海道は最適であり、この特区からノーベル賞輩出を目指していく。

③新産業創出特区

日本が得意とする省エネ、環境、バイオ産業分野に加えて、これからの日本が成長分野と位置づける航空機製造や宇宙産業を担う特区とする。

④空港・港湾特区

北米・欧州・北東アジアに物理的に最短の北海道立地の優位性と広大な土地資源、新千歳空港と苫小牧港の戦略性を梃子に空と海の玄関を拡充する。東アジア・ゲートウェイ拠点とする。

⑤医療・介護・健康特区

高齢化社会を迎え、「安心で健康な老後を楽しめる北海道」のキャンペーンを進めて医療と介護ヘルスケアの集積センターを構築する。また、北海道を健康の拠点とするブランド作りを目指すべきである。我国の個人資産は 1,500 兆円を超える世界有数の豊な国であることに着眼し、富良野、夕張、千歳近郊を具体的候補地に、大型ディスカウントショップ、健康、温泉、自然、さらにはカジノといった癒しを複合的に楽しめる「健康ビジネス」の拠点として、健康カジノ特区構想を推進すべきである。

⑥環境・観光特区

北海道洞爺湖サミットの主要テーマは環境である。観光立国は北海道の生命線との認識の下、環境、自然に代表される北海道特性を生かした複合的観光モデルを作る。

（９）当事者意識を高める道民意識の改革が必要

北海道の自立・活性化を図るためには、地域の担い手としての道民が、これまでのように行政に全て委ねるのではなく、目前に迫った危機をしっかりと把握することが第一歩。今後、予想される道州制導入を展望して、自ら北海道の自立に向け計画を作り変えていくような意識改革が必要である。

政治的なリーダーシップに大きく依存する傾向にあるが、道民の意識が前向きになるこ

とが極めて大事である。道民が北海道の自立・活性化に向けての取り組み姿勢を、北海道の内外に示すことも重要である。また、北海道民は新しい考え方を受け入れ、包容力が大きく、寛容度が高く、オープンで開放的な気質を持つことが、北海道の強みであることを認識すべきである。

これらの要素は、活性化に重要な視点である反面、粘り強さに欠け、商人魂が欠如しているという一面もあり、その克服が必要である。

（１０）本提言の実行にあたり、実行主体、実行工程、実行監視の明確化が必要

これまで北海道産業を活性化させるための施策の議論がありながら、それが実行につながらない理由は、実行主体が不明確で方法論、手段が明確でなかったことも一因であり、かつ議論の結果を具体的な行動によって目に見える様な成果につなげることが出来なかった。また一方で、行政の責任も大きい。実行主体を明確化し、産業技術、人材の育成等に向けたこれまでの行政、諸団体のバックアップ体制の検証と、その検証を踏まえた今後の産業活性化に向けた選択と集中のアクションプログラムを策定して、実行することが何よりも重要である。

３．アクションプログラムの方向性

行政の明確なビジョンに裏付けされた政策展開と共に、経済界、産業界の当事者として、更にまた大学等研究機関との連携も含めたアクションプログラムを別紙の通りとりまとめた。何よりもこのアクションプログラムに沿った実行と成果に結びつけようとする高い意欲こそが肝要である。

４．北海道の自立、活性化のための重要な視点

上記２に掲げた提言をまとめるに当っての視点として、北海道の自立、活性化のために重要な次の５点を整理した。

（１）北海道の個性、独自性の発揮

①北海道は、研究者数が全国の 11%という高いシェアを占めており、研究者が集積できる恵まれた環境にある。「ノーベル賞は北海道から」をキャッチフレーズに世界、特に研究設備がまだ不十分な国から潜在力の高い研究者を集積し付加価値の高い新技術、商品開発を目指すべきである。

②新エネルギーの開発・導入について、特にバイオエタノールが世界的潮流となっており、農業振興、エネルギー安定供給への補完、環境問題の解決という視点から、北海道の特性を生かせる分野である。

③北海道は、東京、大阪、名古屋の首都圏と違う視点で生活大国、健康大国、自然大国をもっと積極的に推進することが、重要な着眼点である。

（２）活性化の戦略

①選択と集中の投資

・北海道全体をかさ上げするという発想と、メリハリのある重点投資により、可能性の幅のある北海道の到達点を絞り込む事によって従来の中央政府依存型の北海道のイメージが変わってくる。他の地域がやらないことをやるというマインドチェンジが必要である。

・選択と集中の志向が重要。二流三流のものを多く作るのではなく、特徴的で優秀なものを一つ選んで、集中投資する発想が北海道にも必要と考える。世界のなかできらりと光るものを一つ二つ持つことが差別化であり、持続可能な成長を促進する最後の生命線である。

②外国人の力を呼び込む

重要な視点は、外から見る北海道の見方である。オーストラリア人がニセコに目をつけ、アジア地域からの観光客が北海道は日本と違うと評価する様に北海道に魅力を感じる外国人が増えている。外国人の力も呼び込むことが成長戦略には重要である。

③道州制特区の活用

北海道が道州制特区を上手く活用して、先駆モデルとして成長に繋がるような仕組み、制度を作り上げることにより、持続的な発展を可能にするということが、これから特に重要になってくる。

④基幹産業の高付加価値化

基幹産業の高付加価値化について、農業と観光は北海道の GDP の主要部分を占めており、全国平均対比でも比率が高い。この伝統的な基盤と優位な特性を考えて、この中核分野にどう付加価値をつけていくかという視点で考える必要がある。北海道の基幹産業である農業と観光に付加価値をつけていくには改革が必要であり、更なる発展にはオープンポリシーを持ち、新しい領域にチャレンジすることが不可欠である。

⑤成長産業分野への取り組み

成長産業分野（バイオ、IT 等）への取り組みについて、バイオにおいては、医療、医薬と接点が多く、更に拡大してヘルスケア、介護、健康医療、長期滞在型ツーリズム、バケーション、レジャーなど、バイオと医療を連鎖させるような「健康ビジネス」という幅広い見方で考える必要がある。IT においては、研究開発拠点として、全国の約 11%を占める優秀な研究者を生かした研究開発ビジネスを目指すという方向性が必要である。

⑥札幌一極集中の活用

札幌に人口が集中することは、GDP が伸び、都市が成長する過程で必要なことである。規模の経済は重要な部分で、都市一極集中を活用することは重要である。この傾向は日本に限らず世界的な大都市集中現象にもなっており、必ずしも否定的に捉える必要はない。

（３）国際化

①立地条件のメリット・可能性について、欧州、北米、北東アジア、ロシアに物理的に最も近い距離にあるのが北海道である。グローバルな視点で市場を捉え、オープンポリシーで小国ながら、周辺国、アジアの市場を捉えて発展した香港やシンガポールを参考にすべきである。

②北海道は、日本で一番、外国人また若い人達が生活する環境として住みやすい最適地であることを活用し、外国人留学生、研究者の受入れを拡充させるべきである。

③BRICS、VISTA の台頭が進んでおり、過去経験のない世界同時好況が現出している。今後しばらくは日本企業のグローバル展開が加速すると想定される。こうした世界の状況の中、北海道の評価は、道産資源を活用した消費マーケットとしてのバリュー、観光地としての北海道など、高く評価されてしかるべきと考える。しかしながら、供給マーケットとしての方向性には工夫が必要である。道産資源の高付加価値化による輸出ソースとしての発展を将来に向けて期すことが大事であり、そのためには労働力、土地収用面でのアドバンテージを上手く生かすことが重要である。

（４）環境本位制

環境が主テーマとなる北海道洞爺湖サミットの機会を通じて、北海道は独自の「環境宣言」を提唱し、スピード感を持って環境に対する取り組みを強めていくべきである。健全な環境なくして社会、企業、国家、家庭、人類のいずれも成り立たない。

これまでの金本位制あるいは石油本位制というのは、経済中心の時代に育った仕組み。金本位制はビジネスの原点になり、石油本位制が大量輸送時代、グローバル経済社会のきっかけを作った。今、「環境本位制」を前提に考えると、経済中心の視点から社会視点、地球視点に世界が変わっていく。したがって、「環境本位制」とは、次世代につなぐ公意識の転換である。

（5）道民意識

①北海道は民衆の力あるいは民衆から立ち上がってくるパワーが最も足りなく、自分自身が当事者であるという意識をもっと呼び覚ましていく必要がある。最後は、道民の強い決意、意思が必要。北海道本位で計画し、実行に移すという意識変革が大変重要である。

②北海道民の新しい考え方を受け入れ、包容力が大きく、寛容度の高い、オープンで開放的な気質は、北海道の強みであり、活性化に重要な視点である反面、粘り強さに欠け、商売人根性が欠如している一面もある。

５．本会設立の目的と運営方法

（1）会議の目的

道経連会長の意向に沿って、2006 年 11 月より、本州企業の立場から、自由活発な議論をし、2007 年度末を目途に「北海道の自立的発展」に資する提言を道経連会長に対して行うことを目的とする。

（２）検討テーマ

会議を活発にすると共に的を絞って具体的に議論する目的から、「北海道の自立的発展」を考える上で重要と考えられる８つのテーマと、2007 年 4 月に北海道開催が決定した「北海道洞爺湖サミット」の活用についてテーマを追加設定し、各回毎に議論していく。９つのテーマは次の通りである。

①北海道の基幹産業の高付加価値化について

②成長産業分野（バイオ、IT 等）への取り組みについて

③産業構造のあり方について

④重要な視点となるイノベーション、産学官連携について

⑤グローバリゼーションのトレンドを捉えた外国資本の活用について

⑥技術革新、新技術の活用について

⑦道州制のあり方とその意義、活用について

⑧北海道の特性（土地資源、水資源、自然資源、人材資源等）の活用について

⑨北海道洞爺湖サミットの活用について（追加）

（３）検討方法

この９つのテーマについては、それぞれのテーマ毎に、現状認識と将来志向、Positive と Negative、優れている点と改善すべき点などを含め、常に多角的な視点で考える。北海道の持つ可能性を具体化できる様、積極的な提言に結び付けていく。

（４）会議の進め方

会議の進め方は、各テーマ毎に、メンバーの中から最適任者を指名して議論のきっかけとなる基調説明をお願いし、その説明内容をもとに議論を行う。

（５）報告・提言

議論の内容は、３ヶ月に１回南山会長に報告、又は会議に出席いただき議論をお聞きいただく。半年後を目途に中間報告、2007 年度末を目途に議論を通した総括提言を行う。成果物として、事務局にて会議開催の都度、要旨（1 枚）と議事録（10 枚程度）を作成し、本会運営における論点整理に活用する。

６．議論骨子

導入議論１「北海道経済の現状と課題について」

（１）各統計による北海道経済の動向について

①平成 18 年度の道内設備投資動向は前年比プラスだが、牽引しているのは道外資本である。

②観光は、非常に好調である。要因は、エアーラインの充実、話題性、海外観光客の増加である。

③雇用も緩やかに改善し、有効求人倍率は約 0.6 倍となっているが、バブル期でも 0.69 倍であった。

（２）北海道経済・金融面から見た５つのポイント

①金融面から見た北海道経済の現状

・健全な地元銀行２グループ体制となり、競争の力によって貸出が伸びはじめている。

・道内の貸出金利は、道内には中小企業が多くリスクがあることから全国に比べ高い状況にあるが、上記競争効果により、少しずつ全国との差が縮まってきている。

・道内の地方公共団体の財政は非常に厳しく借り入れが多いことから、地方公共団体向けの貸出が増加している。

②大競争時代に入った北海道の金融

不良債権の処理がほとんど終わったことから、金融界も競争時代に入っており、北海道産業界全体にとって、競争原理、規制緩和の推進、オープンなマーケットの創出が重要である。

③フロンティアが残る北海道の金融

・ファンド等、外的資本を活用する。

・農業金融（アグリファイナンス）、中小企業の国際化サポート等、金融面から見た成長分野の活用を推進する。

・シンジケートローン、デリバティブ、カタソトロフィー・ボンド等、最先端の金融サービスの提供をする。

・札幌証券取引所を活用し、新興市場のアンビシャスを育てていく。

④北海道マネーの流れ

・北海道の預貸率は全国に比べ低く、北海道での運用先は少ない。

・北海道の域際収支は、米国の国際収支の赤字構造に似ており、これをどう解決するかが重要である。

導入議論２「北海道の可能性」

（１）北海道の可能性

①安心の大地

・国内外からの移住者等の受け入れ…今いる人は安心し流出せずに住み続けて頂くこ

と、そして、国内外からの移住者を引きつけることが大事である。

・子育ての適地化、第 2 の人生の地、「住みたいところ」として人を引きつける魅力がある。

・世界レベルの研究開発拠点化の可能性…北海道は、研究者数が全国の 11%という高いシェアを占めており、研究者が集積できる恵まれた環境にある。「ノーベル賞は北海道から」をキャッチフレーズに世界、特に研究設備がまだ不十分な国から潜在力の高い研究者を集積し付加価値の高い新技術、商品開発を目指すべきである。

②環境と経済が好循環する先進地

新エネルギーの開発・導入の可能性…特にバイオマスについては、バイオエタノールが世界的潮流となっており、農業振興、エネルギー安定供給への補完、環境問題の解決という視点から、北海道の特性を生かせる分野である。

③伸び行くアジアの宝・北海道

・立地条件のメリット・可能性…北米、北東アジア、ロシアに物理的に最も近い距離にあるのが北海道である。グローバルな視点で市場を捉え、オープンポリシーで小国ながら、周辺国、アジアの市場を捉えて発展した香港やシンガポールを参考にすべきである。

・新千歳空港、苫小牧港の物流拠点化の可能性…空、海の玄関の拡充は、主要国の浮力となるものだが、アジアの空、海の玄関構想は、輸送貨物量などからいって難しい状況にある。輸出通過型拠点としての可能性、また、発想を変えて、北海道のハブ空港、ハブ港になりうる可能性を追求すべきである。

・農産物の輸出…中国の食料輸入国化による小麦の在庫水準の低下など世界情勢の中で、北海道の農産物も国際競争力を持つことになる。

・道産食品の輸出拡大…例えば、新千歳空港から米国への直行便を出すなど、米国との距離、関係も視野に入れるべきである。

④力強い産業構造が支える自立した北海道

・製造業の振興…時間もお金もかかるが、製造業の活性化、仕組み作りに取り掛かることが、北海道経済活性化に必要である。出来れば最先端技術型の製造業誘致が望ましい。

・産学官連携や地域資源の活用による、IT、バイオ分野における新事業・新産業の創出…大学からベンチャー企業の良い芽が育ってきており、リーダーとなる人材の招聘の問題も含めて可能性が大きい。

⑤産炭地の再生

石炭の液化燃料化の可能性…世界的な液化燃料化の研究が進む中、石炭の採掘条件の悪い日本、北海道においては、研究者、ノウハウが揃っているメリットを生かし産炭地に研究開発拠点を作る可能性がある。

⑥安価なエネルギーの供給地

日本の原子力発電所のリーディング地域になりうる可能性…全国の原子力発電所でトラブルが発生する中、北電ではトラブルがなく、各電力会社のトップが視察にくるという高いスタンディングがある。

⑦その他

・公共工事のあり方…公共工事が減少する中、活性化に必要なものを取捨選択すべきである。

・魅力ある都市づくり…公共施設などを中心部に集めて、人が集まりやすい都市づくり（コンパクトシティ）を目指す考え方もある。

・北海道の金融市場の可能性…札幌証券取引所のアンビシャスに注目すべきである。アジアで市場が最初にオープンする地の利を生かした運用を目指すべきである。

・オーストラリアとの関税自由化…企業参入の規制、貿易自由化について、少しハードルを下げて、その中で北海道農業を強くしていくべきである。

（２）北海道の今後、可能性の幅

①北海道は今の行政の枠組みで進んでいくと、結局は“ジリ貧”であり、我々が議論すべきは、北海道の可能性をどこまで伸ばせるかということである。北海道の将来を考える場合、やり過ぎる位やらない限り、現状維持さえもない。

（考慮すべき事項）

・「人口 30 万」ラインの重み…都市の発展・衰退のラインは人口 30 万人である。北海道全体を考える時には、ここにポイントがあるのではないかと考える。

・財政への依存度が高い北海道経済,自治権の強さ…財政再建に向け、増税を進めれば、更にスパイラルに落ちこんでいく、これは「自治権の強さ」と結びついており、道州制論議の中でもあるが、北海道が自由を得ようとするほど、補助金、公金が削られる。このジレンマをどのように解決するか、最終的には北海道の人々の覚悟が要る。

・規制を緩和するか否か…農業への企業参入に関する規制の行方は、北海道に大きな影響がある。

・物流の問題をどう解決するか検討すべきである。

・貿易自由化…特に農産物であり、一次産業に頼るところが大きい北海道にとっては、日本全体よりもはるかに影響が大きい。

・道民に希望を与えられるか否か…政治的なリーダーシップに大きく依存する傾向にあるが、道民の意識が前向きになることが極めて大事である。重要なことは、道民がどこまで本気なのか、本気だということを、北海道の内外にどこまで示せるかということである。

②開発の考え方…北海道全体をかさ上げするという発想と、メリハリのある重点投資により可能性の幅のある北海道の到達点を絞り込む事によって従来の中央政府依存型の北海道のイメージが変わってくる。他の地域がやらないことをやるという、マ

インドチェンジが必要である。

③道民の覚悟…最後は、道民の強い決意、意思が必要である。北海道本位で計画し、実行に移すという意識の変革が大変重要である。

テーマ１「北海道の基幹産業の高付加価値化について」

（１）切り口の視点

農業と観光は北海道の GDP の主要部分を占めており、全国平均対比でも比率が高い。この伝統的な基盤と優位な特性を考えて、この中核分野にどう付加価値をつけていくかという視点で考える必要がある。

（２）農業分野

①北海道農業の課題は、効率的で生産性が高く、競争力のある農業を作り出していくことにある。

②農業産出額が全国比約 12%という大変大きな実力を持つ北海道農業ではあるが、国際的な自由化の流れ、遊休農地の拡大、高齢化と担い手不足、消費の低迷という環境変化の状況にあり、この克服にあたって変革が必要である。

（変革を作り出すポイント）

・国家的な法制度の改革を行う。（税制の問題、補助金の問題、農業法人化という新しい制度）

・大規模化・機械化による一層の効率化を高める。

・中国、台湾など近隣諸国など海外市場への販路を拡大する。

・チーズ、オーガニック牛乳など、余剰牛乳の新しい利用を行う。

・農業経営の安定化の観点からバイオエタノールの供給基地を展望する。

・素材の良さだけではなく、加工技術を強くし、ブランド力、付加価値を高める。

③北海道の産品を使用し良い製品を作り、その製品に「北海道産」の共通マークを表示することを制度化するラベリングの導入により、北海道ブランドの付加価値向上とイメージアップを図っていく方策も一案ではないかと考える。

（３）観光分野

①これからの観光産業は、従来の宿泊施設的なハード面を中心とする発想ではなく、エネルギー、環境、食、健康といった国家的テーマに立って複合的、総合的に捉え、新しい視点で育成していくべきである。

②森と水に代表される自然環境は北海道ブランドの命であり、これをいかに守っていくか、これが観光産業のボトムラインと位置づけるべきだろう。

③地球温暖化の世界的な問題意識の高まりの中で、地球環境を守る能力を有する北海道がフロントランナーとして警鐘を鳴らし、地球環境の保全、維持に向けた発信力を高めていくという視点を観光の中で考えていくことも付加価値の創出につながる。環境がメインテーマとなる北海道洞爺湖サミットで、北海道は「環境宣言」を出すべきであり、スピード感を持って環境に対する取り組みを強めていくべきである。

（４）総　　括

北海道の基幹産業である農業と観光に付加価値をつけていくには改革が必要であり、更なる発展にはオープンポリシーを持ち、新しい領域にチャンレンジすることが不可欠である。

テーマ２「成長産業分野（バイオ、IT 等）への取り組みについて」

（１）トップランナーとして成長するために

①「知恵を使う、世界に目を開く」、こういう視点が重要である。安倍内閣の「イノベーションなくして成長なし」というのは、現在の日本における時機を得た方向性である。少子高齢化、国家成熟期の中、従来の発想では成長が考えられない。イノベーションとは、ハード面だけではなく、むしろ意識改革、グローバルな発想が成長戦略の要だというメッセージではないかと思う。北海道発展の鍵となっている、20 年戦略の産業クラスター構想であるが、バイオ、IT をきっかけにしながら周辺も含め、新しい分野への挑戦こそが、意識改革の上でのイノベーションと考える。

②北海道は、東京、大阪、名古屋の首都圏と違う視点で生活大国、健康大国、自然大国をもっと積極的に推進することが、重要な着眼点である。

③バイオにおいては、医療、医薬と接点が多く、更に拡大してヘルスケア、介護、健康医療、長期滞在型ツーリズム、バケーション、レジャーなど、バイオと医療を連鎖させるような健康ビジネスという見方で考える必要がある。IT においては、研究開発拠点として、全国の約 11%を占める優秀な研究者を生かした研究開発ビジネスを目指すという方向性だろう。この二つがバイオ、IT の産業クラスター構想から発展した延長線にあるビジネスモデルと考える。

④重要な視点は、外から見る北海道の見方である。オーストラリア人がニセコに目をつけ、アジア地域の人々が北海道は日本と違うと評価する様に魅力を感じ観光客が増えている。外国人の力も呼び込むことが成長戦略には重要である。

⑤北海道が道州制を上手く活用して、先駆モデルとして成長に繋がるような仕組み、制度を作り上げることにより、持続的な発展を可能にするということが、これから特に重要になってくる。

⑥農業問題については、北海道の農業生産額は 20 年間ずっと 1 兆円であり、将来の北

海道農業を考えると、人口減少、高齢化による一人当たりのカロリー減少により、このままでは横ばいであった北海道農業は縮小に向かう。このマーケットを伸ばすには、世界的水準においても高品質の農産物の輸出に向かうか、バイオに向かうといった方法が一つの考え方である。農地が全国比 25%で、産出額が 12%ということは、付加価値の低いものしか作っていないということである。品質が高く、価格の高いものを、海外市場にまで拡大して生産高を増やしていくことが必要である。品質についてはバイオ、IT 技術を活用して更に付加価値をつけていくことが出来るものと考える。

⑦札幌市について、「名古屋市を抜こう」をキャッチフレーズに、名古屋市より人口を増やすことをインパクトに集積効果を目指すことも一案と考える。札幌に人口が集中することは、GDP が伸び、都市が成長する過程で必要なことである。規模の経済は重要な部分で、都市一極集中を活用することは重要である。この傾向は日本に限らず世界的な大都市集中現象にもなっている。

⑧北海道がトップランナーとして成長するためのセールスポイントとして、食と観光という基幹産業を中心とする視点は正しい。問題は、最終需要家に対しての PR 発信力であり、付加価値の高いものを作り、最終消費者へ届けられる流通システムの強化が必要である。そのためには、人、物、金のリソースの傾斜投入が必要であり、どこかを伸ばしどこかを犠牲にするというようなメリハリのきいた取り組みが必要である。

（2）イメージ戦略、ブランド力の具現化について

2011 年の地上放送のデジタル化を境に、既存のメディアの持つ意味は大幅に変わってくる。場所がどこであろうと情報を受け止める人数は同じであり、どれだけ磨かれたコンテンツを作ることができるかにかかっている。北海道は自由な雰囲気、環境、

自由闊達な開放感、心を持っており、そういうものを活用し独自のコンテンツを形成していくことがひとつの面白さに繋がっていくだろう。そのためには、北海道は民衆の力あるいは民衆から立ち上がってくるところが最も足りなく、自分自身が当事者であるという意識をもっと呼び覚ましていく必要がある。

（３）産業技術分野について

①北海道は力のある大学、民間研究施設がたくさんあるが、産業がないため、優秀な人が出ていってしまう「研究者の供給基地」に止っているのが弱点である。

②最近、地方の大学が、独立行政法人化してから意識が変わってきており、地場の産業と結びついて産学官連携で一生懸命やろうとしている。研究者の層を厚くするために、人が集まるような魅力ある生活基盤などインフラを整備していく必要がある。

（４）バイオと北海道を結びつける切り口

農水産分野で全国トップシェアを持つ有用物質を含む北海道の豊富な天然資源、これに医学的な裏付けをもって他地域との差別化を図ることが必要である。同時に、温泉、森といった従来から北海道が持っている魅力と合体させることで複合的な活用を通じて、健康回復力、自然治癒力などに発展させることが大きなポイントになる。

（５）観光から見た北海道の魅力向上について

北海道は大自然を背景に、自然そのものを売ろうと意識したマーケットであるが、人間の心理として、その中で感動、体験するというものがプラスアルファされないと観光施設として興味が向きにくい。人間の気持ち、真心のこもった施設にしていくこと、つまりソフトの強化、ホスピタリティ意識の発揚が必要な視点である。

（６）札幌市のまちづくりについて

①札幌市においても、色々活性化の取り組みが行われているが、市民に対する発信力、アピールが少なく、札幌で新事業が生まれるという雰囲気が失われている。まちづくりの中に、先進的なものを発信する工夫が必要であり、札幌市に期待する所は大きい。

②全国的にどこの都市も同じような悩みは抱えており、これは、日本が公平性、均衡ある国土発展という発想で開発を進めてきた結末でもある。世界のなかできらりと光るものを一つ二つ持つことが差別化で、持続可能な成長の最後の生命線である。

（７）成長に向けた投資の考え方

①選択と集中、二流三流のものを多く作るのではなく、特徴的、優秀なものを一つ選んで、集中投資する発想が北海道にも必要と考える。研究者の数が多くなってきており、それが　北海道の一つの柱になるのであれば、そこを選んで特化し集中すべきである。

②バイオ、IT といった既存の産業分野ではないところに選択集中の重点投資をし、最先端の研究者を呼んでくるような、人に対する将来投資をもっとしていけば面白い発展が出てくるものと考える。

③発信力について、何を発信するのが明確でないことがポイントである。今、北海道は色々な可能性の中であらゆることをやっているが、何か特徴的な一点に集中投資するというような決断も必要である。

（８）大地のパワーの活用

①廃棄物の受入れを含めたリサイクルコンビナート構想など、他の地域では難しくて困っている案件を北海道で引き受ける大地のパワー活用という視点も一つの考え方

だと思う。

②札幌には耐震の基準が満たされていない古いビルが多く、今後建て替え需要が出てくる。ビル建て替えが始まる前に、都市計画をしっかりとすることが非常に大事である。

テーマ３「産業構造のあり方について」

（１）地域の特性を生かした産業の集積

①産業構造の中における製造業をどのように捉えるか、地域によって戦略は異なる。例えば、札幌、千歳、苫小牧、室蘭に一つのベルト地帯（仮称「苫小牧／千歳新産業ベルト地域」）を作り、そこに地域の特性を生かした競争力のある製造業を集中させるべきである。それ以外の発展からやや遅れてしまった地域、後退しがちな地域ついては、原材料をもっと強化することによって、今後の生き残る道を作っていくべきである。そういう意味では、バイオやＩＴなど色々な産業を組み合わせることによって、素材、原材料分野の強化が可能である。地域によって明確に役割を作り、地域別の戦略を組み立てることが今後、これからの北海道を考える上で大切である。

②他の地域とは違う、北海道の優位性を活用した産業立地が重要である。食品加工業は既に伝統的なものがあり、更に医療とバイオといった新分野で裾野を広げていくという手法が必要である。基礎体力を持った産業分野に新しい応用部分を導入することによって産業構造に、幅をもたせるべきである。

（２）海外を視野にいれた産業展開

九州が東アジアをマーケットにとらえビジネス展開しているように、北海道は、海外

マーケットを展望した時に、例えば北米、カナダ、北東アジアなど、周辺国のマーケットをにらんで製造業のビジネスチャンスを模索するという切り口があるのではないかと考える。

（３）物流コストというハンディキャップの改善について

物流コストというハンディキャップの改善には、社会資本整備が重要である。これから北海道が目指すべき方向性を食と観光の経済振興と考えれば、その作ったものを運ぶための輸送ルートの整備、港湾整備、こういった諸々のコスト競争力が、ひいては道産品の競争力に繋がる。現在の公共事業費縮減というのは行き過ぎている感じがする。これは道や地元を上げて、再度検証が必要と考える。現在の構造物は、高度経済成長期に建てられ立ち上がってから 30、40 年が経過しており、陳腐化しかかっている。保全のための建設投資、公共投資が追加的に必要になってくる。

（４）社会生活インフラの観点から見た産業の強化について

①北海道に、カジノを誘致するのも一案と考える。例えば、富良野、夕張、千歳近郊を具体的候補地に、カジノに健康・観光・ショッピングといった癒しの場を併せた複合レジャー施設の拠点を作ることが、産業の活性化のきっかけ作りになるものと考える。

②都市作りという観点から、特に札幌市について、ビルの建て替えなどこれから中心部が大きく変わることが予想され、行政の投資計画、力が非常に重要になってくる。

（５）産業活性化のリーダーシップ

①政治的リーダーシップについて、北海道には有力政治家が不足している。もっと有力なリーダーを育てることが北海道には必要と考える。

②企業誘致について、北海道に誘致する魅力は何かということが重要である。地代の安さ、質の高い、安い労働力等、何を魅力にして製造業を立地するのかという本質的な議論が必要ではないかと考える。

③高齢者の方はお金に余裕が出来ており、高くても買う人はいる。製造業に限らず食料品なども含め、北海道の良い原材料で付加価値の高い高額商品、ものづくりを推進していくことが重要ではないかと考える。

テーマ４「重要な視点となるイノベーション、産学官連携について」

（1）イノベーションを起こすには

①米国のマイクロソフト、デルといった新興企業は、80 年代の米国経済が不況という経済環境の中から大学発のベンチャーとして誕生し、世界ナンバーワン企業に成長したという歴史的教訓がある。北海道でも赤平市の植松電機のロケット開発事例がある様に、イノベーションの芽はハンディキャップが伴う時代、そしてハンディキャップのある辺境の地から生まれてくるという特質がある。諦めず頑張っていれば必ず良い芽が出てくると前向きな意識を持つことが肝要である。

②また、釧路の㈱ニッコーの鮭加工機の事例から、北海道の水産加工、食品加工で伝統的に持っている技術の上に、更に新しい先進的な技術を上乗せし開発する、強みをさらに強くするという取り組みも必要である。

③北海道はオープンな気質があることから、130 年前のクラーク博士、そしてヒルマン監督のように、外国人の力を呼び込み、北海道を変えるという視点も必要である。イノベーションの方向性を示し、自立的な力を促すような存在感が必要と考える。

（２）産学官連携の推進に向けて

①新しい価値をビジネスにしていくといった観点から、大学のもつ知恵・シーズと、企業が新しい産業発展分野を求めていこうとするニーズをマッチングさせる、企業と大学の連携は重要である。

②しかし、北大などの大学の先生は個人的に独立した立場にあって組織化されておらず、先生がそれぞれどのようなシーズを持っているのかわかり難い為、宝の持ち腐れになりかねない現状がある。宝の山を死蔵させないためにも、研究成果の実用化を評価の一つの指標にするなど大学の評価システムを変えていく必要もある。

③北海道でイノベーションを起こすには、資金を投入することと、規制の緩和を促進することであり、北大の改革がイノベーションにとってプラスになる。北大の収入の大半は国からの補助金であり、残りのかなりの部分が北大病院の収入、後が学生の授業料で、非常に資金力が弱く、研究用途資金が少ない。ハーバード大学では、巨額の資金を寄付で集め、且つ自分で運用し、多額の運用収益をあげ研究資金を作っている。北大もこの方向性を目指すべきである。また、今の独立行政法人の仕組みでは難しい点もあるが、増資、起債、ファンドなど、自力で資金を集める手段の規制緩和を道州制導入時には引き出せると良い。

④北海道の企業が極東ロシアの大学と連携し、寒冷地という観点から共同研究するなど、北海道の企業と外国の技術、海外の大学との連携も産学官連携に必要な視点である。

⑤北海道の大地のパワーが作り出す自然エネルギーの活用も産学官連携に重要な視点であり、北海道は土地が広大で風力発電、太陽光発電の開発に恵まれた立地条件にある。またバイオ資源の宝庫であることから、自然エネルギーを総合的に組み合わせ実用化につなげる仕組みづくりも考えていくことが大事である。

テーマ５「グローバリゼーションのトレンドを捉えた外国資本の活用について」

（１）外資として組むべき相手国について

北海道が、どこの国に対して、どういう市場をターゲットにして攻めていくか、地域的には、地理的に近いサハリン、巨大な市場を持ちこれから成長の期待できる中国である。特に、サハリンは、地理的に最短の空港が新千歳空港で、サハリンと北海道は、ワンパッケージのリゾート地に発展させていくことが可能と考えられる。ターゲットを考える時、ロシアは北海道の視点において避けて通れない外国資本と位置づけられる。

（２）連携して取り組むべきメニューについて

①ターゲットとする国に対し、どんなメニューを出せるかが重要であり、これまでの本会の議論にあったように、研究開発施設の外国人への提供、外資の研究機関との連携など、知能集積あるいは研究施設の集積というような一点集中的な戦略を持つことも一案である。

②北海道洞爺湖サミットを契機に、北海道を国際会議の開催集積地にしていくことも、外資の活用、外国人を呼び込む、またジャーナリストの目線を北海道に引きつけるという観点から非常に大きな切っ掛けになる。その意味では、国際会議を頻繁に開けるような北海道にしていくというのも非常に重要な視点である。

③観光について、台湾、韓国、香港、中国から年間 50 万人以上の外国人が北海道を訪れ、これがコンスタントに伸びているということは、外資導入のトリガーのひとつになる。

④ゴルフ場、ホテル、リゾートの中で、北海道が逆に外資の投資ターゲットになっているというのは非常に良いことで、新しい血とお金を入れて付加価値を高めていくこと、こういう手法の中にゴールドマンサックスに代表されるような外資が入ってくる。北海道経済がステップアップする一つの切っ掛けになるのが外資の導入であ

り融致と考えるべきであろう。

⑤具体的に、産業構造をどう変えていくかということと、外資の活用というのは非常に共通性がある。例えば観光、農業において、北海道は優位性があり、観光の中に外資をどのように巻き込んでいくか。更に、農業も北海道は担い手が少なくなっていく状況の中、アジアでは人口が増えており、北海道の土地をアジアの人に開放して、そこに産業資本を入れて農業を新しい視点で展開していくことも可能である。

⑥北海道の安い物をどんどん外資に開放すれば、北海道が活性化する一つの切っ掛けになる。極端な例だが、刺激剤として、新千歳空港を外資に開放する、公開入札することも一案か。それが新千歳空港の活性化に繋がり、北海道がインフラの上で日本の中でも特異な地位を築ける。ただし、北海道は、北の守りの最前線であり、自衛隊の位置づけが相当重いところであることから、新千歳空港が軍民共用であるということと合わせて、経済活動の中での自衛隊の位置づけという視点も考慮に入れなければならない。

⑦短期的には、北海道の安全安心で、高価格だが大変品質の優れた農産物を中国の富裕層に輸出しようという取り組みを強化することがひとつの視点である。中国市場に北海道の農産物をもっと売っていけるような道が開けたら、かなりの経済効果が出るのではないか。また中期的にはやはり製造業の振興が必要であり、九州のような完成車まではいかないまでも、もっと色々な自動車関連部品が出来るようになれば、北米航路に積んで、アメリカへの輸出拠点とすることも可能になる。

（３）空港と港湾の活用について

①新千歳空港は、24 時間化と、滑走路延長がネック。この課題を早く解決し、国際空港としての新千歳空港の優位性を、どう活用していくかという議論を本格的に巻き起こすことが急務である。

②苫小牧港は、輸出に関しては有利なものはないが、北海道の物資は苫小牧港で全国に出入りしており、内航路船において拡充の余地がある。また、北海道の港湾は、苫小牧港については天気が悪く、霧がでると出航が出来ないことがあるので、石狩港とあわせて両方整備しなければならないという課題がある。

（4）まとめ

外国資本との連携においては、北海道は、地理的に近いサハリンと巨大な市場を持ち、成長が期待できる中国が連携すべき相手国である。連携するメニューとしては、研究開発施設の外国人への提供、外資の研究機関との連携、そして北海道洞爺湖サミットを契機とした国際会議の継続開催への進展、リゾート、ホテル、オフィスビルといった分野での連携、そして農作物輸出の加速という観点がある。また、戦略的に重要なゲートウェイである新千歳空港をどう活用していくかの議論が急務である。あわせて、製造業の振興において北海道の外資との連携が重要な要素を占める。長期的には、北海道を北東アジアへのゲートウェイとしての位置づけを高めていくことが重要である。

テーマ６「技術革新、新技術の活用について」

（1）北海道の製造業

①北海道の産業史は石炭、木材に代表される資源産業から始まったが、一次産業から二次産業にシフトする産業構造の転換時機を逸した結果、技術移転が行われなかったことに弱点がある。

②かつては、電気料金のディスアドバンテージも要因にあった。国策から高価格の国

内炭燃料比率が他電力対比で高かったことが背景にあった。しかし現在は、原子力発電の順調な稼動に伴なって北海道地域の電気料金は競争力を高めている。苫小牧周辺の自動車産業集積には拡大の勢いがある。

③地震や台風などの自然災害のリスク分散という観点から、トヨタは足回り部品の生産地として、愛知、北米、北海道を世界三極体制として構築している。北海道が世界を向いてない。北海道には地場に世界市場を視野に戦っているグローバル企業がないため世界視点に欠けている。海外の市場を相手に勝負をしないと北海道の産業や経済はグローバル経済の下で取り残されていく。

④新産業の勃興期において、日本のアプローチはまずルール作りから始まる。しかし、新産業を興す際は、米国式発想で、まずやらせてみる、そして必要に応じてルールを作るという自由闊達な産業育成の視点が必要である。

（２）北海道が取り組むべき産業

①北海道における新産業の動きとして注目すべき現象は、コールセンター業務の急拡大である。雇用の創出も含めて、全国のコールセンターのかなりの割合を北海道が占めている。これは広義の情報産業であり、北海道が生き残る一つの産業分野として育成強化を目指す領域である。情報産業拠点を北海道に誘致することに熱意をもつ視点が必要。本州における自然災害リスクの分散という観点から、例えば本州にある本社のデータバンク機能を北海道にサブ拠点として一部を移転させることは土地資源の活用という観点からも今後、期待できる。

②日本の航空機製造産業は戦後政策のあおりを受けて立ち遅れているが、例えばボーイング社の航空機製造は“Made with Japan”という言葉に示される通り、日本の技術なくしては完成できない程の貢献がある。特にエネルギー効率、つまり省エネ分野における日本の技術力は世界でトップの水準。北海道は、気象条件の良さ、土

地収用のし易さから、航空機製造産業を誘致し、根付かせるということも一案ではないか。

（３）産業活性化に向けた今後の課題

①北海道は道庁中心であり、企業中心ではない文化がある。アメリカは民間企業が中心であり、ドバイは国家がビジネス意識を強く持っており、“Dubai Inc”を実践している。日本も経済が強い頃、良くも悪くも“Japan　Inc”の色彩が強かった。しかし、北海道インクという意識や文化はほとんど根付いてない。官依存意識が優先している。政府や官へのお願い意識が優先しているのが問題である。

②これまで北海道産業を活性化させるための施策の議論がありながら、それが実行につながらない理由は、実行主体が不明確で方法論、手段が明確でないことも一因としてある。行政の責任も大きい。産業技術、人材の育成等に向けたこれまでの行政、諸団体のバックアップ体制の検証と、その検証を踏まえた今後の産業活性化に向けた選択と集中のアクションプログラムを策定して、実行することが何よりも重要である。

テーマ７「道州制のあり方とその意義、活用について」

（１）北海道における道州制の意義について

①北海道が新しい制度、権限を勝ち取るチャンスであり、そこから繁栄を図るもの。

②今までのように国の重荷であり続けるよりは、道民が誇りを持ち自信を持って生きられる、道州制はその大きな梃子になり得るもの。

③北海道の過去 100 年は開発の歴史、これから 100 年は新産業創出の歴史にしていく

べきである。自立とは自分で制度を作ることであり、道州制は、これまでの補助金から、特区という制度にシフトするターニングポイントである。

（２）北海道の活性化に向けた道州制の活用について

①道州制議論を盛んにする鍵は、民意にかなうことであり、北海道においては、「環境特区」が民意にかなう、道民論議を盛り上げる特区であると考える。

②北海道が活性化するためには、ソフトウェアとして何を打ち出せるかが重要であり、「外資導入の規制緩和」「教育特区」といった特区を、道州制を手段にして構築していくべき。開放的な北海道で、外国人労働力導入の独自制度を持つ特区というのも一案である。

③深圳の外資導入による発展に倣い、北海道も外資導入を進めるべきである。そのためには、北海道が何を世界に発信するのか、魅力あるアイテムの品揃え、発信する中身、方法を含めて工夫する必要がある。「新産業創出特区」、「環境・観光特区」は、北海道らしい切り口であり、世界的な共感を得やすいものと考える。

④貴重なアイヌ文化を北海道の特性と位置づけ、その歴史、伝統などを積極的に情報発信すべきである。

（３）道州制の導入に向けての課題

①道州制は、北海道株式会社としての経営可否を問われている問題。６兆円の負債問題をどうするか、現在の北海道のバランスシートはどうなのか。道州制導入の効果はどれほどか、歳入を具体的に表すこと、道州制が道民にどのような価値があるのかを啓蒙し、発信することが重要。それが、道民意識の喚起に繋がる。

②九州で、各県が競い合い自立を目指し、道州制論議が活発化しているように、北海道も津軽海峡、そして青森県を含め異分子を取り込み議論すると、道州制議論が盛

り上がると考える。

③行政の世界で、自分たちが営々と築きあげてきた権限を離さないために道州制に対する防衛議論がされている実態や、霞ヶ関の抵抗勢力をどう突破していくかが、今の北海道の課題。そのためには、北海道民に道州制のメリット、デメリットをしっかりと説明し、道州制導入の必要性の理解を得る強いリーダーシップが必要である。

テーマ８「北海道の特性（土地資源、水資源、自然資源、人材資源等）の活用について」

（１）高度人材の集積について

①北海道は高度な人材を輩出しているが、北海道に留まらない現状がある。例えば、財務事務次官、総務事務次官など全国区のポストは、北海道出身者が占めている。北海道の発展に大切なのは、企業、工場誘致に加え、人材の誘致であり、そのためには優秀な人間が留まる魅力ある街づくり、チャレンジのできる場所の創出が必要である。

②大学の活性化、特に北大の改革が必要である。ひとつは、ビジネススクールであり、ハーバードビジネススクールのような MBA を育てる様な魅力ある大学作りを視野におくべきである。また、北大に観光大学院が出来たが、ホテル学科を創設して人材教育を進めれば、北海道の旅館、ホテルに人材を輩出することも可能になる。そして、国際観光都市にふさわしい人材育成のための提言として、英語の普及推進が挙げられる。

③北海道人気の高いアジア、あるいは北海道に環境面で共通性のある北欧からの留学生を多く呼び込むことにより、北海道の特性を認知してもらい海外への発信を高めるというアイディアも一案である。

④優秀な人材を北海道に留めるためには、雇用を安定させ、有効求人倍率を伸ばすような産業の育成が先ずもって急務である。

（２）環境への取り組みについて

①北海道が誇りとする素晴らしい自然環境は、特性を生かせるポジティブな要素である。北海道は企業の集積においては全国に比べ見劣りするが、環境に対する取り組みを強化すれば、人知が集積し、新しいビジネスの切り口につながる新しい市場の形成が出来ると考える。具体的には、次世代型自動車の研究開発拠点にする、排出権取引市場を創出する、また洞爺湖周辺にハイブリッドタウン構想を推進することなどの取り組みが北海道の特性を生かした将来に向けた新しい方向性である。

②北海道洞爺湖サミットを契機に、環境を北海道の活性化に資する政策や戦略の原点にすべきであり、その推進によって、人材育成、産業活性化、海外との交流など北海道が前向きに取り組む課題の推進に繋がるものと考える。また、北海道は「環境本位制」の発信地である。サミットを契機に世界から推奨される環境を切り口として、道民の共感を得る北海道独自の環境理念を作り出すことが重要。

③環境は、将来的に学問分野として成り立つものであり、北海道の特性を生かして大学に環境学部を設置する案は実現可能性の高い構想である。結果として、高度人材の育成においても貢献するものである。

④北海道の水資源は大変価値があり、これを有効活用するためには、森林の荒廃を防ぎ、森林を育て、その森林資源を対外発信する価値は高い。また、北海道の広大な大地を利用したエコタウン構想、再資源化施設の誘致といった取り組みも重要である。

テーマ９「北海道洞爺湖サミットの活用について」

（１）環境は産業ニュートラルな存在

これまで全ての経済活動というのは、競争が原点にあったが、環境は人類共通のテーマであり、競争から協力に変わる一つの切り札になるものである。

（２）環境本位制

健全な環境なくして社会、企業、国家、家庭、人類のいずれも成り立たない。これまでの金本位制あるいは石油本位制というのは、経済中心の時代に育った仕組み。金本位制はビジネスの原点になり、石油本位制が大量輸送時代、グローバル経済社会のきっかけを作った。今、「環境本位制」を前提に考えると、経済中心の視点から社会視点、地球視点に世界が変わっていく。したがって、「環境本位制」とは、次世代につなぐ公意識の転換である。

（３）環境センサーアイランド

北海道のブナ生息帯が、地球温暖化のセンサー基地になり得るというのはユニークな提案である。流氷など、北海道には世界に例を見ない環境センサーになりえる素材が他にもあり、まさに北海道は地球温暖化のセンサーであり、環境そのもののセンサーとしての役割を担える立場にある。

（４）サミット開催後の道民運動（環境立国北海道を目指して）

①ダボス会議の環境バージョンというものが、北海道で定期的に開催できれば、すばらしい世界発信につながる。サミット後の道民運動の象徴的なキャンペーンになり得るだろう。また、世界で最先端の環境ビジネスをアジアに普及させる、その発信地に北海道がなることも、サミット後の道民運動につながる。

②環境を主テーマとする北海道洞爺湖サミットを契機に、何か一つでも二つでも具体的な形で残すことが大事である。環境の札幌、北海道と打ち出すことが、莫大な資産となる。例えば、環境オリンピックを札幌で開催するというのは一案ではないか。北海道はサミット後に可能な限り大きな資産を持つという意思を強く持つべきであり、何か象徴的そして具体的なものを、とりあえず手をつけられるものから取り組んでいくことが大事である。

③道民意識としての問題もある。最近よくサミットに対してネガティブな意見が聞かれる。今からでも遅くはないので、もう一度、サミットの重要性、今後、北海道に及ぼす影響、日本に対する影響というものを、地元を中心にアピールしていく必要がある。

④環境は、総論賛成、各論反対という面が多く、それをビジネスにどう繋げていくかが非常に難しい。企業の環境への取り組みを広げるために、総論賛成、各論反対というコンセプトを乗り越えるインセンティブとして、国が環境への予算配分の強化を明確に打ち出すべきである。

⑤企業にとって環境は大きなチェックポイントである。北海道が環境立国を目指すのであれば、道内の入札に参加する企業には環境会計を義務付けるといった条例をつくるというのも一案である。

⑥物流の視点から考えると、CO2 の排出の少ない鉄道は環境に果たす役割が大きい。北海道を環境先進地域にするために鉄道の活用を再考すべきである。

⑦京都議定書の CO2 排出量削減目標の達成に向け、我々もエコバック、ウォームビズ、クールビスといったエコライフの推進など、環境に対する行動を起こしていくことを考えなければならない。

以　上

「明日の北海道を考える会」最終提言アクションプログラム　　2008 年 2 月

＊網掛け部分：実現優先事項

分　類		アクションプログラム
1．産　業	(1)産業振興 （産業分野） （地域・市場）	経済界が主体となって、行政が企業に対しインセンティブを提供できるような環境づくりをすすめる働きかけを行い、産業振興の実現度を高めるべきである。具体的な産業分野と地域・市場は以下の通り。 ①食品加工業、水産加工業といった北海道が優位性を持つ産業を軸として、更に医療とバイオといった新分野にまで裾野を広げていく。 ②ものづくり産業の牽引役として期待できる自動車関連産業の集積を更に促進する。 ③世界トップ水準の技術力をもつ日本の航空機製造とその関連産業を、北海道のもつ地域資源の優位性の観点から誘致する。 ④コールセンター業務を広義の情報産業と位置づけ、情報産業拠点を北海道に誘致する。 ⑤リスクヘッジの視点から本州にある本社データバンク機能のサブ拠点化を促進する。 ⑥次世代型自動車の研究開発拠点化、排出権取引市場の創出、ハイブリッドタウン構想の推進など、新しい環境ビジネスを育成する。 ⑦札幌、千歳、苫小牧、室蘭に広域一環産業地帯（仮称「苫小牧／千歳新産業ベルト地域」）を作り、そこに地域の特性を生かした競争力ある製造業を集中させる。 ⑧立地条件のメリットを生かし、北米、北東アジア、ロシアなど、周辺国のマーケットをにらんで技術力の高い製造業の育成強化を図る。国内だけでなく需要の増加が見込める海外市場を念頭において考えるべきである。
	(2)農業強化	経済界が農業界と連携をとって、北海道の基幹産業である農業の強化を重要視すべきである。具体的なアクションプログラムは以下の通り。 ①効率的で生産性の高い農業の実現を目指す農政を含めた農業制度の見直し行う。（税制の問題、補助金の問題、企業参入に関する緩和の問題、農業法人化という新しい制度） ②大規模化・機械化・ＩＴ化による一層の効率化を高める。 ③中国、台湾、韓国など近隣諸国を中心に海外市場への販路を拡大する。 ④余剰牛乳のチーズ、オーガニック牛乳といった新しい利用など、余剰農産物の活用を行う。 ⑤余剰の規格外農産物を、バイオエタノール燃料として利用する仕組み作りを構築する。 ⑥素材の良さに加えて、バイオ、IT 技術を活用して更に付加価値をつけ、高品質、高価格の農産物作りを支援する。 ⑦北海道産品に「北海道産」の共通マークを表示することを制度化するラベリングの導入により、北海道ブランドの付加価値向上とイメージアップを図っていく。 ⑧北海道農業の担い手不足と高齢化、余剰農地の活用という観点から、北海道の土地をアジアの人に開放する。
	(3)観光育成	従来のハード面を中心とする発想ではなく、健康、自然、環境の優位性を複合的に捉え、以下の視点を重視して観光と健康を一体化した新しい観光産業を育成していくべきである。 ①北海道ブランドの命である、森と水に代表される自然環境を保全する。 ②ソフトの強化、ホスピタリティ意識を発揚する。 ③短期旅行から長期滞在型、健康促進目的の観光ビジネスモデルを育成する。
	(4)社会資本整備 （札幌の都市機能）	産業振興の手段として、他地域に劣らない社会資本の整備は必要不可欠である。具体的なアクションプログラムは以下の通り。 ①新千歳空港のハブ空港、苫小牧港のハブ港化を追求する。 ②高度経済成長期に建てられ 30、40 年が経過し陳腐化しかかっている現在の構造物の保全のため、追加的な建設投資、公共投資が必要。 ③新千歳空港は、常時 24 時間操業と、滑走路延長の問題を早く解決する。 ④苫小牧港では、北海道の物資が全国に出入りしており、内航路船において拡充の余地がある。 ⑤人が集まりやすい都市づくり（コンパクトシティ）を実現する。 ⑥首都圏はもとより、東北、北関東圏と札幌圏との経済交流の促進が期待される新幹線の札幌までの延伸を早期に実現する。 ⑦札幌市について、「名古屋市を抜こう」をキャッチフレーズに、名古屋市より人口を増やすことをインパクトに集積効果を目指し、札幌市の一極集中を活用する。 ⑧札幌には耐震の基準が満たされていない古いビルが多く、今後建て替え需要が出てくる。ビル建て替えが始まる前に、都市計画をしっかりとたてる。
	(5)外資連携	世界のトレンドでもあるグローバリゼーションという潮流は避けては通れず、外資の活用は、経済大国日本の生き方でもある。産業振興の手段として、外資との連携が必要であり、具体的なアクションプランは以下の通り。 ①130 年前のクラーク博士、そしてヒルマン監督のように、外国人の力を呼び込み、北海道を活性化する。 ②地理的に近いロシア（サハリン）と、巨大な市場を持ち成長が期待できる中国といった外資と連携する。 ③北海道の企業が極東ロシアの大学と連携し寒冷地という観点から共同研究するなど、北海道の企業と外国の技術、海外の大学を連携させる。 ④新千歳空港を外資に開放する。

分　類		アクションプログラム
2.人材、研究、環境	(1)高度人材育成、集積 （大学の改革）	産業振興に欠かせないのが人材であり、経済界が主体となって、以下の視点を重視して人材の育成に努めるべきである。 ①国際観光都市にふさわしい人材育成のために、英語の普及推進を徹底する。 ②北海道人気の高いアジア、あるいは北海道に環境面で共通性のある北欧からの留学生を多く呼び込む。 ③政治的リーダーシップについて、北海道には地域振興を重視する有力政治家が不足している。もっと地域視点の発揚を要望すべきである。 ④ハーバードビジネススクールのような MBA を育てる魅力ある大学作りを視野におくべきである。また、北大に観光大学院が出来たが、ホテル学科を創設して人材教育を進めれば、北海道の旅館、ホテルに良質の人材を輩出することも可能になる。 ⑤大学の先生がそれぞれどのようなシーズを持っているのかわかり難い。研究成果の実用化を評価の一つの指標にするなど大学の評価システムを変えていくことが必要。 ⑥北大の収入の大半は国からの補助金であり、その他は北大病院の収入、学生の授業料で、資金力が弱く、研究用途資金が少ない。今の独立行政法人の仕組みでは難しい点もあるが、増資、起債、ファンドなど、大学が自力で資金を集める手段の規制緩和を道州制導入時に引き出すべきである。
	(2)研究開発拠点	研究環境として最適地としての地域特性を生かして、行政が主体となって産学官連携を深めて研究成果の事業化を図るべきである。具体的なアクションプログラムは以下の通り。優秀な人材を北海道に投入可能な仕組みづくり、財源確保などのインセンティブ供与が必要である。 ①「ノーベル賞は北海道から」をキャッチフレーズに、全国の約 11%を占める研究者の集積メリットを生かし、さらに研究設備がまだ不十分ながら潜在力の高い海外の研究者を招致し付加価値の高い新技術、商品開発を行い、世界レベルの研究開発拠点を目指す。 ②バイオエタノールは世界的潮流となっており、農業振興、エネルギー安定供給への補完、環境問題の解決につながる。北海道の特性を生かし、自然エネルギー・再生エネルギーの開発・導入を目指す。 ③世界的な液化燃料化の研究が進む中、北海道においては、研究者、ノウハウが揃っているメリットを生かし産炭地に研究開発拠点を作る。 ④省エネ技術や再生可能エネルギーの研究開発、大地のパワーを活用した日本におけるリサイクルコンビナート集積地の推進、雪氷エネルギーの多角的活用を含む環境技術に関する研究機関の集積など、北海道を環境技術研究の世界拠点にする。
	(3)環境への取り組み	北海道洞爺湖サミットを契機に、北海道は環境を軸とした活性化に資する戦略に集中的に取り組むべきである。その推進によって、産業活性化、人材育成、海外交流など、北海道経済を取り巻く課題解決を前進させるべきである。具体的なアクションプログラムは以下の通り。 ①環境がメインテーマとなる北海道洞爺湖サミットで、北海道は「環境宣言」を出す。 ②北海道の特性を生かして大学に環境学部を設置する。 ③北海道の広大な大地を利用したエコタウン構想、廃棄物の受入れを含めた再資源化施設の誘致に取り組む。 ④ダボス会議の環境バージョン（国際環境会議）を、北海道で定期的に開催する。 ⑤環境オリンピックを札幌で開催する。 ⑥道内の入札に参加する企業には環境会計を義務付ける。 ⑦CO_2排出の少ない鉄道の活用を再考する。 ⑧市民生活におけるエコライフを推進する。（エコバック、ウォームビズ、クールビスなど）
3.道州制	道州制特区の活用	北海道が道州制特区の導入を活用して、先駆的な地域活性化モデルとして新たな成長に繋がるような仕組みや制度を作ることが重要である。北海道の特性を生かした具体的な特区構想は以下の通り。 ①時差２時間の金融特区：時差２時間を活用して、世界で最初に稼動を開始する商品・金融・証券市場をつくる。 ②研究開発特区：研究者が集積する立地条件として北海道は最適であり、この特区からノーベル賞輩出を目指していく。 ③新産業創出特区：日本が得意とする省エネ、環境、バイオ産業分野に加えて、これからの日本が成長分野と位置づける航空機製造や宇宙産業を担う特区とする。 ④空港・港湾特区：北米・欧州・北東アジアに物理的に最短の北海道立地の優位性と広大な土地資源、新千歳空港と苫小牧港の戦略性を梃子に空と海の玄関を拡充する。北海道を今後成長力が見込まれる東アジア・ゲートウェイ拠点とする。 ⑤医療・介護・健康特区：高齢化社会を迎え、「安心で健康な老後を楽しめる北海道」のキャンペーンを進めて医療と介護ヘルスケアの集積センターとする。また、富良野、夕張、千歳近郊を具体的候補地に、大型ディスカウントショップ、健康、温泉、自然といった癒しを複合的に楽しめる「健康ビジネス」の拠点として、健康カジノ特区構想を視野に入れる。 ⑥環境・観光特区：北海道洞爺湖サミットの主要テーマは環境。観光立国は北海道の生命線。環境、自然に代表される北海道特性を生かした複合的観光モデルを作る。

資 料 4

道内観光の振興を図る道州制特区提案アイディア「北海道・秋の大型連休（プラチナウィーク）」について

北海道では道州制を展望して国から北海道への権限移譲や規制緩和を進める「道州制特区」の取組を推進しており、「地域医療」「食の安全・安心」「環境」「観光」「地方自治」などのテーマで、道民生活の向上や、北海道経済の活性化に資する提案を、平成１９年１２月及び平成２０年３月に国に対して行っています。
国への提案に当たっては、平成１９年７月に制定した道州制特区推進条例に基づき、道民の皆様方などからいただいたアイディアをもとに、有識者で構成する道州制特区提案検討委員会でオープンに議論をした上で、国への提案を行うこととしております。
道州制特区提案のアイディア「北海道・秋の大型連休（プラチナウィーク）」は、既存の祝日をずらすことにより、秋の大型連休を設定し、道民の余暇の充実と道内観光の振興、地域経済の活性化を図ろうとするものです。

【アイディア詳細】
国民の祝日に関する法律（祝日法）第２条を改正し、北海道については条例で別の日を定めることができるとする条項を加える。これを受けて敬老の日（９月の第３月曜日）を１０月第２月曜日の直後の水曜日に、勤労感謝の日（１１月２３日）を１０月の第２月曜日直後の金曜日に移すことで、１０月に大型連休ができるようにする。時（とき）に着目して北海道と本州の違いを意識的に作りだすことにより、経済や生活に新たなイノベーションを起こす。

問１　北海道からの提案に基づき、国が北海道への権限移譲や規制緩和を進める道州制特区についてご存じですか。次の中から１つだけお選びください。

１　よく知っている	２　ある程度知っている	３　全く知らなかった

問２　「北海道・秋の大型連休」を北海道だけ特区として定めることについてあなたはどう考えますか。次の中から１つだけお選びください。

１　賛成である	２　反対である	３　どちらでも良い

付問２－１　上記質問で「１　賛成である」を選んだ人にお伺いします。どのような理由で賛成ですか？　次のなかから最も自分の意見に近いものをお選びください。

１　家族旅行など、個人生活が豊かなものになる
２　観光業、商業などが振興することで、北海道経済が活性化する
３　道州制特区の実現で、北海道と本州と差別化が図られる
４　その他（　　）

付問２－２　上記質問で「２　反対である」を選んだ人にお伺いします。どのような理由で反対ですか？　次のなかから最も自分の意見に近いものをお選びください。

１　敬老の日、勤労感謝の日は、現状の日のままが良い
２　本州と違う休日を設定することで、仕事上の支障がでる
３　道民生活の全体に関わる重大な問題なので、一層の道民議論が必要
４　その他（　　）

資料 5

継続審議案件資料

○　広域中核市制度の創設

○　政令市・中核市の指定要件の緩和

広域中核市制度の創設

【解決したい課題】

○　札幌への一極集中を是正するための核となる都市を道内で育成することが必要。

○　道州制を展望すると、道から大幅な権限の移譲を受けることができる基礎自治体としての体制整備が必要。

○　今後の人口減少・高齢化を考えると、保健・医療・福祉について十分な権限を持ち、効果的に政策を展開できる基礎自治体であることが必要。

【発想のポイント】

○　地方自治法にはすでに政令市、中核市、特例市があるが、これは、人口集積による行財政能力の向上や行政ニーズの多様化、高度化に着目した制度。

○　過疎地の多い北海道においては、人口とは別の観点として、政策圏域に着目して基礎自治体づくりを推進する制度を新たに構想することが有用。

○　このため、地方自治法に「広域中核市制度」を創設し、二次医療圏と区域が一致する市に、政令市と同等の権限を移譲。

【具体的な提案内容】

○　地方自治法に新たな条項（第252条の21の2以下）を設け、広域中核市を規定。

○　広域中核市には、政令市の規定（第252条の19）を準用し、権限を法定移譲して財源は交付税措置。（人口規模にかかわらず政令市の事務を担える財源を保障）

○　広域中核市の基本的要件は、当該市の区域が医療法第30条の3第2項に規定する区域（第二次保健医療福祉圏）と一致すること。要件の細目は北海道の条例で規定。

○　広域中核市には、当該市の条例により区を置くことができる。区の制度設計は、当該市が条例で定める。

【期待される効果】

○　広域中核市は、広汎な権限を活用し、保健・医療・福祉や地域の産業振興などの施策を効果的に展開。（一例として、自治体病院の再編、商業機能の再配置、道道の管理など）

○　支庁機能（市町村補完機能）は広域中核市に移行。

○　札幌一極集中構造が是正に向かう。

広域中核市のイメージ

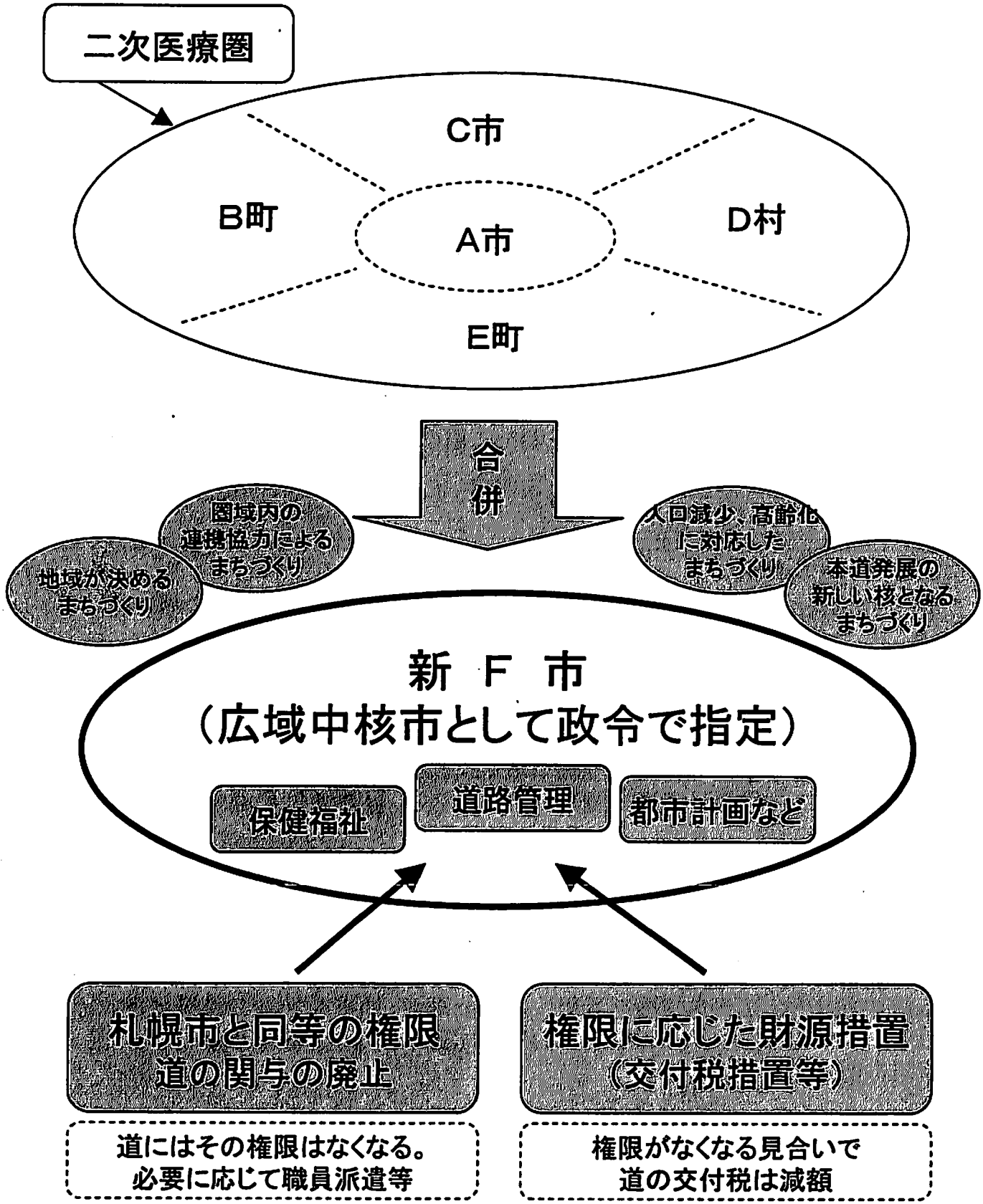
二次医療圏
C市
B町
A市
D村
E町
合併
圏域内の連携協力によるまちづくり
地域が決めるまちづくり
人口減少、高齢化に対応したまちづくり
本道発展の新しい核となるまちづくり
新 F 市
（広域中核市として政令で指定）
保健福祉
道路管理
都市計画など
札幌市と同等の権限
道の関与の廃止
権限に応じた財源措置
（交付税措置等）
道にはその権限はなくなる。
必要に応じて職員派遣等
権限がなくなる見合いで
道の交付税は減額

指定都市・中核市・特例市の概要

区　分	指定都市(17市)	中核市(35市)	特例市(44市)
要　件	・人口50万人以上で政令で指定する市（人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定）	・人口30万人以上で政令で指定する市	・人口20万人以上で政令で指定する市
事務配分の特例	・別紙のとおり		
関与の特例	・知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。	・福祉に関する事務に限って指定都市と同様に関与の特例が設けられている。	・なし
行政組織上の特例	・区の設置 ・区選挙管理委員会の設置 ・区地域協議会の設置 等	・なし	
財政上の特例	・地方道路譲与税の増額 ・地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正） ・宝くじの発売 等	・地方交付税の算定上所要の措置（基準財政需要額の算定における補正）	
決定の手続	・政令で指定	・市からの申出に基づき、政令で指定 ・市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 ・都道府県が同意する場合には議会の議決が必要	
道内の指定状況	・札幌市(S47. 4. 1)	・旭川市(H12. 4. 1) ・函館市(H17. 10. 1)	・なし

指定都市・中核市・特例市の処理する主な事務の比較

指定都市の処理する主な事務

○民生行政に関する事務
・児童相談所の設置
○都市計画等に関する事務
・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定
・市街地開発事業に関する都市計画決定
○土木行政に関する事務
・市内の指定区間外の国道の管理　・市内の県道の管理
○文教行政に関する事務
・県費負担教職員の任免、給与の決定

中核市の処理する主な事務

○民生行政に関する事務
・身体障害者手帳の交付
・母子・寡婦福祉資金の貸付け
・養護老人ホームの設置認可・監督
○保健所の設置（保健所設置市が行う事務）
・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施
・飲食店営業等の許可
・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可
・浄化槽設置等の届出
・温泉の供用許可
○都市計画等に関する事務
・屋外広告物の条例による設置制限
○環境保全行政に関する事務
・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出
○文教行政に関する事務
・県費負担教職員の研修

特例市の処理する主な事務

○都市計画等に関する事務
・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
・市街地開発事業の区域内における建築の許可
・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可
・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可
・土地区画整理組合の設立の許可
・土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可
・住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可
・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可
○環境保全行政に関する事務
・騒音を規制する地域、規制基準の指定
・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定
・振動を規制する地域の指定
○その他
・計量法に基づく勧告、定期検査

道州制に向けた北海道の取組

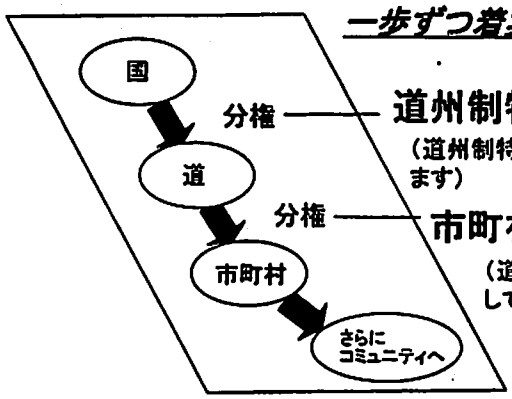

一歩ずつ着実に分権を進めます

道州制特区

（道州制特区推進法を使って国からの分権を進めます）

市町村への事務・権限移譲

（道の移譲方針に基づき、市町村と協議して進めています）

これからの行政の主役は市町村です

市町村への事務・権限移譲

法律上、道にある約4，000項目の権限のうち、約2，000項目を市町村への移譲対象としてリストアップし、市町村からの要望に応じて移譲を進めています。

事務処理に必要なお金は、交付金で措置します。

市町村から求めがある場合は、道職員を市町村に派遣します。

平成18年度は61市町村に657項目、19年度は180市町村に491項目の権限を移譲しました。

市町村別　移譲権限数の累計（平成20年度移譲分まで）

市町村名	移譲権限累計数			市町村名	移譲権限累計数			市町村名	移譲権限累計数		
	特例条例による移譲（～H20）	法定移譲	合計		特例条例による移譲（～H20）	法定移譲	合計		特例条例による移譲（～H20）	法定移譲	合計
札幌市	504	1,150	1,654	旭川市	396	1,019	1,415	日高町	187	0	187
				士別市	232	58	290	平取町	161	0	161
江別市	282	61	343	名寄市	263	58	321	新冠町	180	0	180
千歳市	298	58	356	富良野市	262	58	320	浦河町	201	0	201
恵庭市	235	58	293	鷹栖町	190	0	190	様似町	178	0	178
北広島市	357	58	415	東神楽町	187	0	187	えりも町	193	0	193
石狩市	317	58	375	当麻町	163	0	163	新ひだか町	422	0	422
当別町	221	31	252	比布町	165	0	165				
新篠津村	163	0	163	愛別町	177	0	177	帯広市	300	86	386
				上川町	176	0	176	音更町	271	31	302
函館市	343	1,019	1,362	東川町	169	0	169	士幌町	191	0	191
北斗市	524	58	582	美瑛町	248	0	248	上士幌町	176	0	176
松前町	243	0	243	上富良野町	232	31	263	鹿追町	191	0	191
福島町	205	0	205	中富良野町	187	0	187	新得町	210	0	210
知内町	203	0	203	南富良野町	229	0	229	清水町	231	0	231
木古内町	205	0	205	占冠村	182	0	182	芽室町	284	31	315
七飯町	260	31	291	和寒町	192	0	192	中札内村	151	0	151
鹿部町	201	0	201	剣淵町	230	0	230	更別村	197	0	197
森町	256	0	256	下川町	234	0	234	大樹町	225	0	225
八雲町	240	0	240	美深町	258	0	258	広尾町	236	0	236
長万部町	275	0	275	音威子府村	213	0	213	幕別町	301	31	332
				中川町	201	0	201	池田町	214	0	214
江差町	208	0	208					豊頃町	189	0	189
上ノ国町	180	0	180	留萌市	305	58	363	本別町	212	0	212
厚沢部町	197	0	197	増毛町	214	0	214	足寄町	222	0	222
乙部町	196	0	196	小平町	201	0	201	陸別町	167	0	167
奥尻町	232	0	232	苫前町	173	0	173	浦幌町	223	0	223
今金町	240	0	240	羽幌町	220	0	220				
せたな町	244	0	244	初山別村	180	0	180	釧路市	322	86	408
				遠別町	189	0	189	釧路町	212	31	243
小樽市	490	368	858	天塩町	142	0	142	厚岸町	248	31	279
島牧村	182	0	182	幌延町	182	0	182	浜中町	199	0	199
寿都町	203	0	203					標茶町	202	31	233
黒松内町	213	0	213	稚内市	527	58	585	弟子屈町	240	31	271
蘭越町	199	0	199	豊払村	180	0	180	鶴居村	163	0	163
ニセコ町	146	0	146	浜頓別町	243	0	243	白糠町	220	0	220
真狩村	151	0	151	中頓別町	182	0	182				
留寿都村	170	0	170	枝幸町	257	0	257	根室市	232	58	290
喜茂別町	170	0	170	豊富町	213	0	213	別海町	210	0	210
京極町	178	0	178	礼文町	219	0	219	中標津町	228	31	259
倶知安町	164	0	164	利尻町	180	0	180	標津町	284	0	284
共和町	189	0	189	利尻富士町	198	0	198	羅臼町	190	0	190
岩内町	182	0	182								
泊村	199	0	199	北見市	471	61	532				
神恵内村	197	0	197	網走市	293	58	351				
積丹町	180	0	180	紋別市	232	58	290				
古平町	195	0	195	美幌町	253	31	284				
仁木町	150	0	150	津別町	197	0	197				
余市町	202	31	233	斜里町	206	0	206				
赤井川村	182	0	182	清里町	151	0	151				
				小清水町	168	0	168				
夕張市	184	27	211	訓子府町	189	0	189				
岩見沢市	204	58	262	置戸町	149	0	149				
美唄市	206	58	264	佐呂間町	189	0	189				
芦別市	237	58	295	遠軽町	219	31	250				
赤平市	188	58	246	上湧別町	214	0	214				
三笠市	217	58	275	湧別町	212	0	212				
滝川市	247	58	305	滝上町	205	0	205				
砂川市	218	58	276	興部町	231	0	231				
歌志内市	202	27	229	西興部村	167	0	167				
深川市	191	58	249	雄武町	235	0	235				
南幌町	237	0	237	大空町	196	0	196				
奈井江町	195	0	195								
上砂川町	150	0	150	室蘭市	339	127	466				
由仁町	191	0	191	苫小牧市	302	127	429				
長沼町	192	31	223	登別市	572	58	630				
栗山町	233	0	233	伊達市	281	58	339				
月形町	182	0	182	豊浦町	199	0	199				
浦臼町	170	0	170	壮瞥町	203	0	203				
新十津川町	211	0	211	白老町	360	31	391				
妹背牛町	163	0	163	厚真町	212	0	212				
秩父別町	154	0	154	洞爺湖町	222	0	222				
雨竜町	148	0	148	安平町	187	0	187				
北竜町	171	0	171	むかわ町	246	0	246				
沼田町	175	0	175								
幌加内町	161	0	161								

移譲している権限の例

例1　パスポートの申請や受け取りが、市町村の窓口でできるようになります。

移譲済 18市町村

身近なところで手続きができる

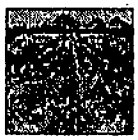

例2　農地の権利移動の許可を、市町村が一元的にできるようになります。

移譲済 130市町村

地域の実情を踏まえ、地元で判断できる

例3　電柱への貼り紙や立て看板などの除去が、市町村の権限でできます。

移譲済 180市町村

住民参加のまちづくりができる

権限・財源の移譲が進むのと連動して市町村の体制整備も進んでいきます

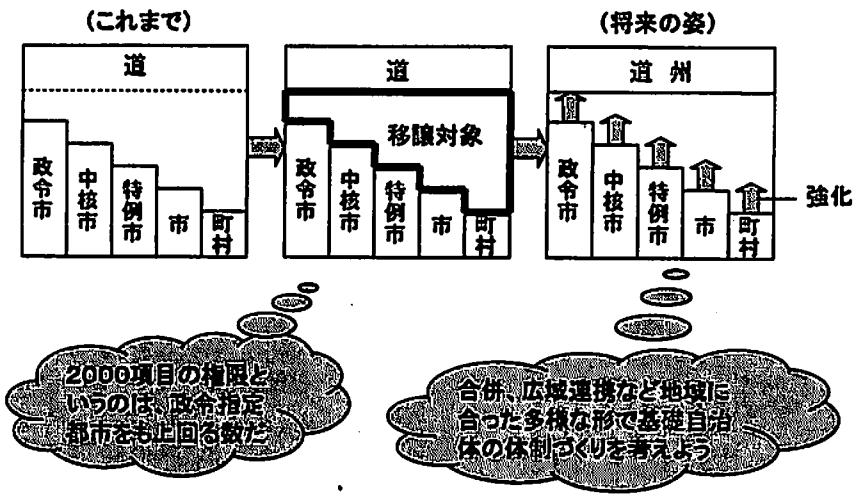

将来の基礎自治体の姿

平成12年に地方分権一括法が施行されて以降、わが国では三位一体改革や市町村合併などをはじめ、地方分権の推進に向けた様々な取組が進められています。これらは地方分権を進める上での通過点であり、この流れをより確かなものにしていくためには、地方公共団体の自己決定・自己責任を基本理念とした、「地方自治の本旨」を確立していかなくてはなりません。

北海道では、地方分権が大幅に進展し、地域のことは地域で決めることができる社会を、地域主権型社会と呼んでいます。

国は、国と地方の役割分担のあり方を含めた「この国のかたち」のあるべき姿の検討に着手しており、北海道では、「道州制の先行実施」として、道州制特区、道内分権、道州制北海道モデル事業など、地域主権型社会の実現に向けた道自らの取組を進めています。一方で、市町村合併や広域行政の取組は、市町村自らの主体的な取組です。これら全ての取組は、将来の地域主権型社会の実現を目指すという共通の理念に基づくものであり、国、道、市町村のそれぞれが、確かな第一歩を踏み出したところです。

地域主権型社会の下での基礎自治体は、地域の自己決定を実現するための充分な財源と人材を持ち、これらを機能的かつ効率的に活用できる組織体制を備え、現在よりも大幅に拡大された多様なサービスを提供することが求められます。これは、地域主権型社会の下での、将来の市町村の姿であり、自己決定と自己責任に基づき安定的な行政サービスを行うことができる、北海道における基礎自治体の理想の姿です。

このような将来の基礎自治体の具体的な人口規模を、前節で検討した規模の目安に基づいて判断すると、おおむね人口5万～10万人程度の規模となります。

一方、北海道では全国を上回る速さで少子化・高齢化が進展し、今後は全国を上回る超高齢化社会の到来が予想されています。こうした北海道の将来を見据えた場合、これからの基礎自治体は、医療、保健、福祉といった地域に最も密着したサービスを総合的に担っていくことが想定されます。

北海道では、これらの分野において、比較的高度で専門性の高いサービスを提供し、おおむね保健医療福祉サービスの完結を目指す地域単位として、第2次保健医療福祉圏という圏域が既に存在しています。この圏域では、地域の住民がこれらのサービスを受けるために必要な医療機関や福祉施設、交通機関などの様々な地域資源が長い年月を経て蓄積され、地域に深く根付いた圏域を形成しています。将来の基礎自治体の区域としては、この「第2次保健医療福祉圏」が一つのイメージとして考えられるところです。

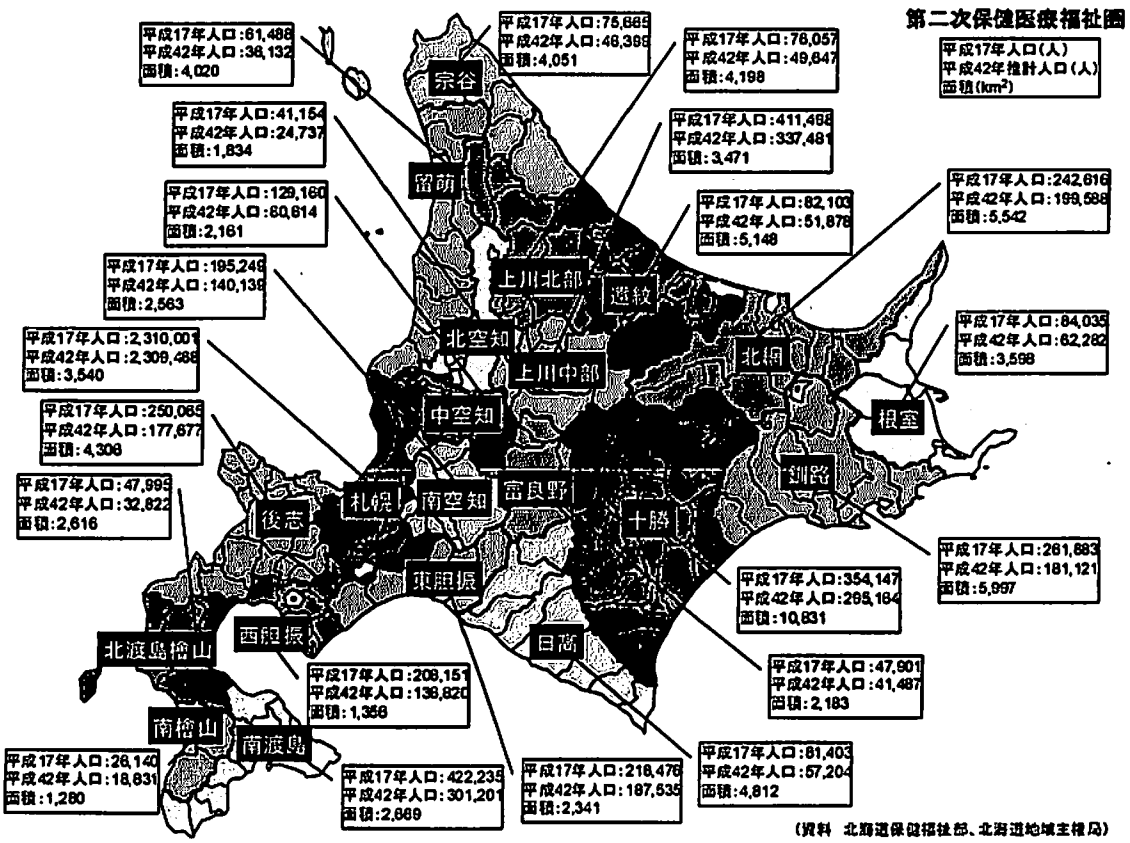

【図表8：保健医療福祉圏の区域】

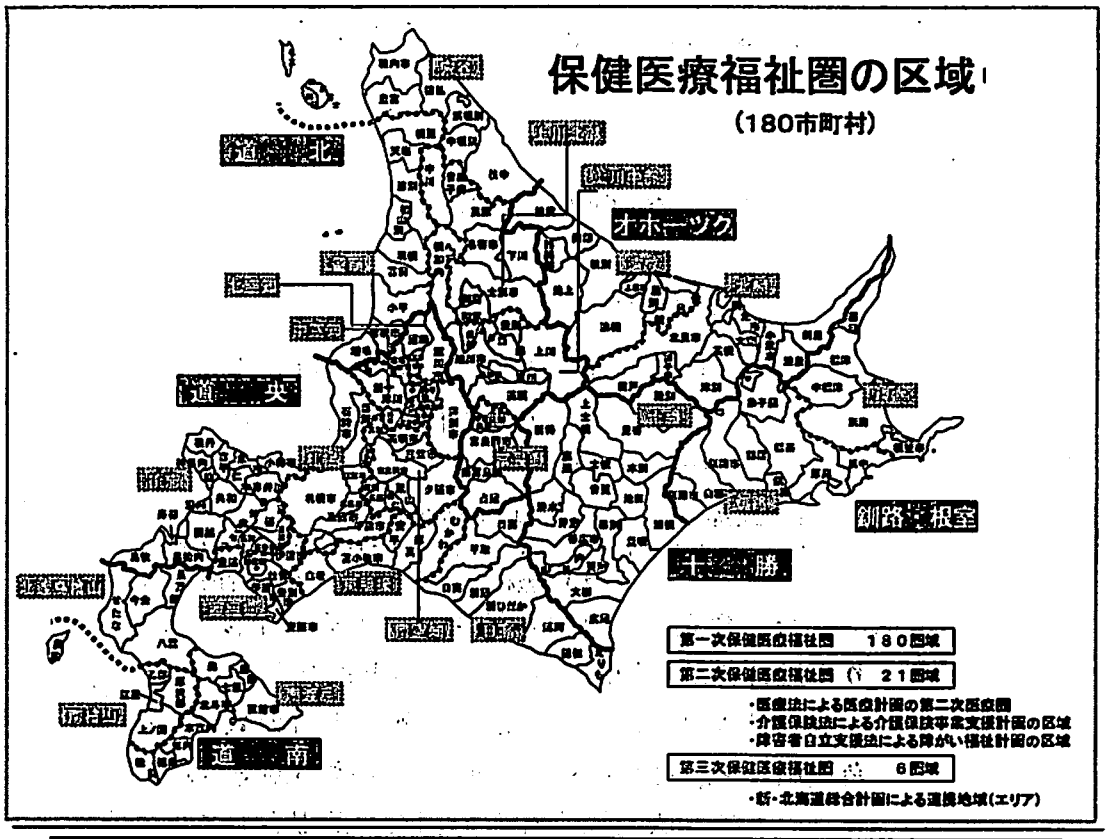

第三次	第二次	第一次
道南	南渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町
	南檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	北渡島檜山	八雲町、長万部町、せたな町、今金町
道央	札幌	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
	後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
	南空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
	中空知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
	北空知	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
	西胆振	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町
	東胆振	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
	日高	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
道北	上川中部	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、剣加内町
	上川北部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
	富良野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町
	宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
オホーツク	北網	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、留辺蘂町、常呂町
	遠紋	紋別市、佐呂間町、遠軽町、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
十勝	十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧路・根室	釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
6圏域	21圏域	180圏域

医療法

第三十条の三　都道府県は、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2　医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

二　二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項

三　療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

四　地域医療支援病院の整備の目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

五　医療提供施設の設備、器械又は器具の共同利用等病院、診療所、薬局その他医療に関する施設の相互の機能の分担及び業務の連係に関する事項

六　休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項

七　へき地の医療の確保が必要な場合にあつては、当該医療の確保に関する事項

八　医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項

九　前各号に掲げるもののほか、医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

3～9　（略）

■　二次保健医療福祉圏（道内２１圏域）と関連づけられている主な施策等

○　保健医療福祉計画

○　保健所の配置（道内３１箇所　医療計画で規定する医療圏や老人保健福祉計画で規定する福祉圏を参酌して配置）

○　地域センター病院（道内２５箇所）

○　ベッド数（二次医療圏ごとに算出したしたものが上限）

○　地域保健医療福祉推進協議会（圏域ごと１カ所）
（Ｈ 20 から「○○保健医療福祉圏域連携推進会議」になる予定）

○　高齢者保健福祉圏域連絡協議会（圏域ごと設置）

○　障がい福祉計画等圏域連絡協議会（圏域ごと設置）

■　一部またはおおむね二次医療圏と一致する圏域に関連づけられている施策等

○　消防本部の広域化
二次医療圏を基本とした２１の消防本部に改編

○　市町村圏組合
し尿処理施設、地域振興策の広域的展開等

○　期成会
陳情等の内容によって医療圏と重なる部分がある

提案事項名	1009H　政令都市、中核市要件の緩和
提　案　者	団体など
提案の背景	・　本格的な道州制の下では市町村の規模と能力の拡大が不可欠であるが、北海道は人口密度が少ない広域分散型のうえ１県１施設政策などによって札幌一極集中型となっている。これを多極型構造の変えるためには、規模が大きく活気のある政令都市や中核市をもっと誕生させなければならない。 ・　現行の政令都市要件は法定50万とされるが、これを８掛の40万に緩和し、中核市要件も30万を20万に緩和するよう求める。 ・　これにより旭川、函館、いぶり地域や石狩・江別・北広島・岩見沢地域を一つとした政令都市の誕生、また、十勝、釧路、北見地域の中核市誕生が可能となる。 ・　なお、「日本21世紀ビジョン」などでは、人口減少の下で、市町村が安定的に経営していくための最低人口規模は20万人とされている。
特例措置等の内容	・　政令都市の法定要件50万を40万に緩和するよう求める。 ・　中核市の法定要件30万を20万に緩和するよう求める。
期待される効果	・　北海道の都市構造を、札幌一極集中型から多極構造型に変え、市町村の経営能力を高めることにより、北海道の活性化が図られる。
関係法令	・　地方自治法第252条の19、第252条の22

提案事項名	1042H　政令地方都市要件基準の緩和
提　案　者	団体など
提案の背景	・　広域合致型の北海道らしい地方中核都市形成の必要性。
特例措置等の内容	・　人口基準の緩和と区政にとらわれない政令地方都市行政の見直し。
期待される効果	・　市町村合併の促進と住民サービス維持。 ・　効果的、効率的な広域行政の実現。
関係法令	

道内の人口１０万人以上の市

（17.10.1 国勢調査速報値）

市　　名	人　　口　　（人）
札　幌　市	１，８８０，８７５
旭　川　市	３５４，９８８
函　館　市	２９４，２１２
釧　路　市	１８１，５１５
苫小牧市	１７２，７５５
帯　広　市	１７０，５８６
小　樽　市	１４２，１６５
江　別　市	１２５，５８９
北　見　市	１１０，５９４
（室　蘭　市）	（９８，３７２）

○地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

（指定都市の権能）
第二百五十二条の十九　政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。
一　児童福祉に関する事務
二　民生委員に関する事務
三　身体障害者の福祉に関する事務
四　生活保護に関する事務
五　行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
五の二　社会福祉事業に関する事務
五の三　知的障害者の福祉に関する事務
六　母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
六の二　老人福祉に関する事務
七　母子保健に関する事務
八　障害者の自立支援に関する事務
九　食品衛生に関する事務
十　墓地、埋葬等の規制に関する事務
十一　興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
十一の二　精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
十二　結核の予防に関する事務
十三　都市計画に関する事務
十四　土地区画整理事業に関する事務
十五　屋外広告物の規制に関する事務

（中核市の権能）
第二百五十二条の二十二　政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

（特例市の権能）
第二百五十二条の二十六の三　政令で指定する人口二十万以上の市（以下「特例市」という。）は、第二百五十二条の二十二第一項の規定により中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

（参　考）

「政令市等の法定要件緩和」と「広域中核市制度」との対比

■　政令市等の法定要件緩和

○　既存制度の要件を緩和するシンプルな組み立て

△　なぜ４０万人と２０万人かの理論構成が難しい

○　緩和後の要件に手が届きそうな市がすでにある

△　周辺の市町村が置いていかれる危惧

■　広域中核市制度

△　全く新しい発想で新しい制度を創設する困難さ

○　広域分散、高齢化の進展に対応した理論構成

△　大合併によってはじめて対象となる市が出来る

○　周辺の市町村をもれなく包含した発展を目指す

資料６

審議スケジュール（案）

（平成１９年）

区　　分	開催時期	審　　議　　事　　項
第 １ 回	７月３０日	会長、副会長の選任／調査審議方法・審議スケジュールなど
第 ２ 回	８月２８日	道民提案審議(第１次整理)／緊急提案案件審議（地域医療）
第 ３ 回	９月　７日	緊急提案案件審議（地域医療・食品表示・水道）
第 ４ 回	９月２５日	緊急提案案件審議（地域医療・食品表示・水道）
第 ５ 回	１０月　２日	整理案審議／答申案審議
答　　申	１０月　３日	第１回答申（緊急提案案件） ↓ 市町村意見聴取、パブリックコメント ↓ 第４回定例道議会に提案・議決 ↓ 国に提案（12/19 知事→道州制担当大臣）

第 ６ 回	１０月１９日	道民提案審議(第１次整理)／検討テーマ選定など
第 ７ 回	１０月３０日	分野別審議(検討項目の絞り込み…環境・観光・地方自治)
第 ８ 回	１１月　６日	分野別審議(環境)
第 ９ 回	１１月１５日	分野別審議(環境・観光・地方自治)
第１０回	１１月２７日	分野別審議(観光・地方自治)／整理案審議(環境・観光)
第１１回	１２月　７日	分野別審議(観光)／整理案審議(地方自治)／答申案審議(環境・観光)
第１２回	１２月１７日	答申案審議（環境・観光・地方自治）
答　　申	１２月１８日	第２回答申（第２回提案案件） ↓ 市町村意見聴取、パブリックコメント ↓ 第１回定例道議会に提案・議決

（平成２０年）

第１３回	２ 月 ６ 日	道民提案審議(第１次整理)／審議スケジュールなど
第１４回	３ 月 ２１日	分野別審議(継続審査案件)／検討テーマ選定など
第１５回	４ 月 上 旬	分野別審議(検討項目の絞り込み)
第１６回	４ 月 下 旬	分野別審議
第１７回	５ 月 中 旬	分野別審議
第１８回	５ 月 下 旬	分野別審議／整理案審議
第１９回	６ 月 中 旬	分野別審議／整理案審議
第２０回	６ 月 下 旬	答申案審議
答　　申	７ 月 上 旬	第３回答申（第３回提案案件） ↓ 市町村意見聴取、パブリックコメント ↓ 第３回定例道議会に提案・議決

平成１９年度　道民提案の検討・整理状況　（集計表）

参考資料１

＜　合計　２８８件　＝　当初分　２４８件　＋　追加分　４０件　＞

分野	【合計】			【特区提案として検討すべきもの】						【特区提案によらなくても対応可能なもの】	
						検討結果					
						答申につながったもの			継続検討		
	A＋B 道民提案数	a＋b（項目数）	番号	A 道民提案数	a（項目数）		第１回	第２回		B 道民提案数	b（項目数）
A　地域医療対策	４３	２８	NO.　1～NO.　24 NO.205～NO.208	３１	１４	３(3)	３(3)	０	１１	１２	１４
B　農林水産業の振興	３０	２４	NO.　25～NO.　46 NO.209～NO.210	１４	8	３(3)	１(1)	２(2)	5	１６	１６
C　土地利用規制	１４	8	NO.　47～NO.　52 NO.211～NO.212	１３	6	３(1)	０	３(1)	３	1	2
D　経済振興対策	７１	５９	NO.　53～NO.100 NO.213～NO.223	４７	３４	６(5)	０	６(5)	２８	２４	２５
E　雇用対策	6	5	NO.101～NO.105 ―	０	０	０	０	０	０	6	5
F　環境保全	１６	１６	NO.106～NO.120 NO.224	5	6	２(1)	０	２(1)	4	１１	１０
G　子育て支援	2	2	NO.121～NO.122 ―	０	０	０	０	０	０	2	2
H　地域振興対策	８１	７４	NO.123～NO.184 NO.225～NO.236	１８	１７	０	０	０	１７	６３	５７
I　教育・学校	１３	１３	NO.185～NO.192 NO.237～NO.241	2	2	０	０	０	2	１１	１１
J　福祉	8	9	NO.193～NO.200 NO.242	4	4	０	０	０	4	4	5
Z　その他	4	4	NO.201～NO.204 ―	０	０	０	０	０	０	4	4
合計	**２８８**	**２４２**		**１３４**	**９１**	**１７(13)**	**４(4)**	**１３(9)**	**７４**	**１５４**	**１５１**
（内訳）当初分	２４８	２０４	NO.　1～NO.204	１０６	６５	１３	4	9	５２	１４２	１３９
追加分	４０	３８	NO.205～NO.242	２８	２６	4	０	4	２２	１２	１２
（構成比）	100.0%	100.0%		46.5%	37.6%					53.5%	62.4%

↑　（　）内は答申数を内書き

☆　*答申と上記表「答申につながったもの」欄の項目数との関係について*

①　第１回答申（３分野）５項目のうち、【水道法】を除く４項目
【札幌医大定員自由化】(NO.1)、【労働者派遣法】(NO.5)、【地方公務員派遣法】(NO.6)、【ＪＡＳ法】(NO.36)

②　第２回答申（３分野）１１項目のうち、【町内会事業法人制度】・【法定受託事務の自治事務化】を除く９項目（当初分と追加分で提案が重複していることや、複数の提案から一つの答申につながっていることにより、第２回答申の集計値は上記表では１３項目となっている）
【国土利用】(NO.49,50,211)、【人工林資源】(NO.39)、【森林関係審議会】(NO.38)、【廃棄物処理法】(NO.113,114)、【特定免税店制度】(NO.56,217)、【国際観光振興業務特別地区】(NO.214)、【企業立地促進法】(NO.213)、【外国人人材受入れ】(NO.63)、【地域限定通訳案内士】(NO.53)

平成19年度　道民提案の検討･整理状況　[288件(当初分248件、追加分40件)]

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				【　】は関連する答申項目
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
A 地域医療対策	医療従事者の地域偏在是正	地方勤務医養成	医育大学の定員増･地域枠導入	1	医育大学の定員増を行うとともに、将来地域医療に携わる意志のある人材を優先的に入学させる。	4	4	①						1007A,1061A,2006A,3063A【①札幌医大定員自由化】
		地方勤務医確保	地域での臨床研修義務化	2	研修医等に地方病院勤務を義務づける。	2	1		○					2006A*,2015A
			潜在医師･外国人医師の招致	3	第一線を退こうと考えている医師や「臨床修練制度」を受けた外国人医師を招致する。	4	3		○					1002A,2006A*,3028A,3069A
		地方への派遣システム	医療機関のグループ化	11	中核病院と中小病院をグループ化し、中核病院から中小病院への医師派遣を行う。	2	1					○		2006A*,3064A
			期間限定交代制の導入	4	過疎地に期間限定交代制で医師を配置する。	2	1		○					1043A,2006A*
			医師派遣の円滑化	5	病院間の医師派遣を円滑化するため、派遣元医療機関の医師数が減算されない措置を講ずる。	3	0	①						2022A*,2026A*,2030A*【①労働者派遣法】
			道職員医師の民間病院派遣	6	へき地の医師不足解消のため、地方自治法により職員の派遣を、医師に限り民間に派遣可能とする。	1	1	①						3106A【①地方公務員派遣法】
			医師、看護師等医療従事者の需給調整	205	医師、看護師等医療従事者の需給調整を知事ができるようにする。	1	1						○	1223A
		地方勤務誘導	診療報酬の特例措置	7	診療報酬で地方勤務の加算を行い、増加見合いを他の区分から減算できるよう特例措置を設ける。	2	1		○					2006A*,3061A
		看護職員確保	看護学校の定員増･奨学金拡充	8	地域の看護師不足に対応するため、道立看護学校の定員を増やすとともに、奨学金制度を拡充する。	3	3		○					2019A,2027A,2031A
			養成施設指定権限移譲等	9	養成施設指定権限の移譲を受け、企業参入も含め地方での設置が容易になるよう指定基準を緩和する。	1	1		○					1008A
			保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等	206	保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定及び施設の指定を知事ができるようにする。	1	1		○					1226A
			外国人人材受入れの促進	10	外国の看護師資格があれば、日本の資格がなくても看護職員となれるようにする。	1	0		○					1033B*
	地方病院の経営健全化	地方の実態に即した医療従事者の配置	標準医師数の算定方法緩和	12	地域の実態に応じた算定とするとともに、過疎4法の指定地域における特例措置を緩和･延長する。	9	9		○					2018A,2020A,2022A,2025A,2026A,2028A,2030A,2032A,3036A
			看護職員の配置基準緩和	13	夜間看護職員の配置を入院患者や病床数に応じた配置基準に緩和し、夜勤時間の制限を緩和する。	8	5		○					2019A*,2021A,2023A,2024A,2027A*,2029A,2031A*,2033A
			病院、診療所の人員及び施設の基準	207	病院、診療所の人員及び施設の基準を条例で定めるようにする。	1	1		○					1225A
	その他	遠隔地等での医療補完体制整備	緊急通報システム整備	14	へき地、過疎地など、少数集落地域全世帯に対して緊急通報システムを整備する。	1	1						○	3019A
			医療チームの出向	15	患者の家族が行動不可能な場合など、速やかに医療チームが出向し、診療や処置を行う。	1	1						○	3020A

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
A 地域医療対策	その他	遠隔地等での医療補完体制整備	通院費補助	16	通院に要する交通費の割引や無料化を行う。	1	1						○	3021A
			バイタルチェックの常駐	17	病院から遠隔地に妊婦などの患者がいる場合、バイタルチェックを常駐させる。	1	1				○			1044A
		施設の整備等	施設基準の緩和	18	病院を無床診療所と介護老人保健施設へ転換する際の共用部分認定を拡大し、転換時負担を軽減する。	1	1				○			2011A
			小児科、産婦人科、歯科設置	19	地域に必要な身近な医療として、小児科、産婦人科、歯科を設置する。	1	0						○	1043A*
			学校と病院の併設	20	学校と病院を同一建物で併設する。	1	0				○			1047H*
			私立病院の空き病棟の有効活用	21	私立病院の空き病棟を有効利用する。	1	1				○			1049A
		その他	医師確保対策の強化	22	医療対策協議会の実効性を確保するため、知事権限を強化し、医師確保対策を推進する。	1	1				○			3035A
			医療対策協議会における知事の指示権限	208	医療対策協議会の議長に知事の就任を義務付け、知事に指示権限を与えるようにする。	1	1				○			1224A
			救急車の出動理由の公表	23	救急車の不正利用を減らすため、救急車の出動理由の公表を制度化し、世論に問う。	1	1					○		1045A
			予防医療と家庭医制度の促進	24	予防医療を重視するとともに、一定水準まで総合的に対応できる家庭医を多数輩出する。	1	1					○		3092A
B 農林水産業の振興	農業の振興	農業生産力の向上	課税の免除	25	堅固なビニールハウスや排雪のための動力源となる軽油について、課税免除とする。	3	3		○					1010B,1014B,3055B
			目標設定・体制整備	26	自給率の引き上げや農改センターの充実強化などにより、北海道を日本の食料支援センターにする。	4	4					○		3002B,3013B,3014B,3016B
			外国人人材受入れの促進	27	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人人材の受け入れ規制を緩和する。	1	1					○		1033B
			教育機関整備・資格制度導入	28	農業高専などの教育機関を整備するとともに、資格制度など制度的な参入支援を行う。	1	1					○		1016B
			新規就農者の認定緩和	29	農業を志す者に、当初、農地を借地として提供し、当分の間世話役が指導する。	1	1					○		4009B
		遊休地の活用	遊休農地を活用した燃料生産	30	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	4		○					1017B,3037B,3066B,3078B
			ふゆみずたんぼ	31	遊休農地で自然農法を基本とした「ふゆみずたんぼ」を行い、農業の振興などを図る。	1	1					○		3065B
		施設の整備	雪氷冷熱倉庫の建設促進	32	雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置を創設する。	1	1					○		1015B
		その他	自家用貨物自動車の車検延長	33	積雪により使用期間が極端に短い特殊性から、農業用の自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1		○					1086B

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
B 農林水産業の振興	農業の振興	その他	農業、漁業への公的保証	34	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても信用保証協会の公的保証を認める。	1	1					○		3068B
			オーガニック認定制度の制定	35	農産物や食肉、乳製品など、厳しい条件をクリアした食品にのみ、北海道のオーガニック認定を行う。	1	1				○			3104B
			JAS法の監督指示権限	36	事業者が複数都道府県にまたがる場合であっても、当該事業者のある道に一切の監督指示権限を移譲。	2	2	①						3108B,4014B 【①JAS法】
	林業の振興	資源の有効活用	森林管理の一元化	37	国、道、森林組合等の森林管理を一元化し、有効利用を図る。	1	1		○					3004B
			国有林・道有林の維持管理の一元化	209	国有林と道有林の維持管理を一元化できるようにする。	1	1		○					1219B
		地域森林計画	森林審議会の所管	38	地域森林計画に関連する林業・木材産業振興や森林づくりへの道民理解の促進などの事項を同時審議。	1	1	②						4016B 【②森林関係審議会】
			道計画・市町村計画の統合	39	道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、流域一体で森林マスタープランを策定する。	1	1	②						4017B 【②人工林資源】
	水産業の振興	水産業の安定化	操業調整の期間短縮	40	指定漁業の許可権限の移譲を受け、知事が一元的に許可を行い、操業調整の期間短縮を図る。	1	1			○				2013B
			養殖水産物の密漁取締	41	密漁の罰則が弱く実効性に欠けるため、密漁の防止や取締罰則規定を条例で制定できるようにする。	1	1				○			1011B
			密漁の取締、罰則	210	密漁の取締り、罰則を条例で定めるようにする。	1	1				○			1214B
			養殖・栽培技術の向上	42	流氷、低気圧にも負けない養殖や栽培技術を向上し、安心して仕事できる環境を整備する。	1	1					○		3017B
			外国人人材受入れの促進	43	労働需給がミスマッチしている地域において、外国人人材の受け入れ規制を緩和する。	1	0					○		1033B*
			農業、漁業への公的保証	44	中小企業向け融資制度に関連して、農業、漁業についても信用保証協会の公的保証を認める。	1	0					○		3068B*
		加工業などの振興	外国漁船の水揚げ規制緩和	45	加工原料を確保するため、外国漁船でも日本の港に水揚げできるようにする。	1	1			○				3067B
			雪氷冷熱倉庫の建設促進	46	雪氷冷熱エネルギーを導入した農林水産品の保存倉庫建設促進のための新たな制度措置を創設する。	1	0					○		1015B*
C 土地利用規制	土地利用一般	土地の有効活用	用途制限の緩和	47	土地の有効活用、売買活性化や企業誘致のため、市街化調整区域などの用途制限を緩和する。	2	2		○					3005C,3010C
			未使用国有地・道有地の活用	48	未使用の国有地・道有地の有効活用を図る。	1	1					○		3025C
		地方裁量範囲の拡大	農地転用許可等の権限移譲	49	農地転用に係る農林水産大臣協議・許可権限を知事の権限とする。	4	4	②						2008C,2010C,2034C,3041C 【②国土利用】
			企業誘致のための農地転用許可権限の移譲	211	企業誘致促進のため、4ha超の農地転用についても知事許可とする。	1	1	②						4201C 【②国土利用】

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				【　】は関連する答申項目
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
C 土地利用規制	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大	保安林に関する権限移譲	50	国有林の保安林や民有林の重要流域内の保安林の指定及び解除権限の移譲を受ける。	3	3	②						2009C,4008C,4018C【②国土利用】
			国の関与の縮小	51	漁業施設用地の変更協議や都市計画事業の補助採択に関する国の関与を縮小する。	2	2		○					2004C,2007C
			土地利用規制の決定に係る国の協議・同意の廃止	212	土地利用規制の決定に係る国の協議・同意を廃止し、知事が決定できるようにする。	1	1		○					1216C
	農地	耕作放棄地の解消	農地取得下限面積の引き下げ	52	農地取得の下限面積を引き下げる。	1	0				○			3041C*
D 経済振興対策	観光振興	観光客誘致	国際観光の振興	53	外国人観光客の受入体制整備のため、企業が国際観光振興のための投資を行った場合、税を優遇する。	1	1	②						3038D【②国際観光振興業務特別地区】、【②企業立地促進法】、【②地域限定通訳案内士】
			企業誘致での投資減税対象となる業種の基準等	213	企業誘致で投資減税の対象となる業種の基準及び計画の認定を条例で定めるようにする。	1	1	②						1229D【②企業立地促進法】
			国際観光振興業務特別地区設定による投資減税	214	国際観光振興業務特別地区を設定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	1	②						1230D【②国際観光振興業務特別地区】
			カジノの振興	54	外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税収の拡大を図る。	4	3		○					3047D,3050D,3071D,3074Z*
			（小樽市への）カジノの設置（誘致）	215	カジノを設置できるようにする。（小樽市が魅力溢れる観光地であり続けるために、観光振興策として、カジノの誘致を行う。）（小樽市に外国人のみ行う事ができるカジノを作り、F1を開催するなどして、各国の富裕層を誘致する。）	3	3		○					1213D,1235D,3203D
			民宿・ファームインの活性化	55	自家製果実酒やしぼりたて牛乳を提供できるよう、酒税法や食品衛生法の規制を緩和する。	2	2		○					3060D,3062D
			酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供	216	酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳を提供できるようにする。	1	1		○					1232D
			特定免税店制度	56	沖縄で行われている特定免税店制度を導入する。	2	2	②						1022D,3077D【②特定免税店制度】
			国際観光振興業務特別地区設定による関税なしの販売	217	国際観光振興業務特別地区を設定で関税なしの土産品を販売できるようにする。	1	1	②						1231D【②特定免税店制度】
			CIQ業務の一部移管	57	CIQ業務の移管や空港民間スタッフの活用により、出入国手続の迅速化を図る。	1	1			○				1029D
			空港・港湾でのCIQ業務	218	空港・港湾でのCIQ業務を知事ができるようにする。	1	1			○				1228D

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
D 経済振興対策	観光振興	観光客誘致	ビザ発給要件の緩和	58	北海道限定のビザ無し入国対象国の拡大や観光数次ビザの発給を行う。	2	2		○					1030D,1034D
			中国元両替所の増設	59	中国元の両替所の増設、両替上限額の見直しを行う。	1	1				○			1035D
			道路標識の統一	60	道路の景観向上や外国人観光客などのため、道内の標識基準を統一する。	1	1					○		1041D
			国際免許規定の変更	61	道内を外国人が運転できるようにする。	1	1						○	1057D
			長期滞在型可能地域	62	北海道を長期滞在型の避暑･観光地域などに位置付け、税の優遇などの施策を行う。	1	0					○		3071D*
		観光業振興	外国人人材受入れの促進	63	道内観光分野の就業に限定して、在留期間を技能を有する者並みの3年又は1年に延長する。	2	1	②						1031D,1033B* 【②外国人人材受入れ】
			自家用車による旅客共同送迎	64	旅客の利便性向上と宿泊施設の労力低減のため、施設の共同による自家用車による有料送迎を行う。	1	1		○					1036D
			有料顧客送迎に係る権限移譲	65	体験観光事業者が行う有料の顧客送迎について、道路運送法等に基づく国の権限を道に移譲する。	1	1		○					4006D
	その他	金融市場の活性化	金融自由化	66	北海道の位置を利用し、東京より早く金融市場が開くように時差を設け、金融自由化を行う。	2	2		○					3048D,3049D
			新総合金融市場の創設	67	東京より1時間早く市場を開設し、NYと東京の空白を少しでも埋め、北海道経済の活性化に繋げる。	1	1		○					3070D
			北海道為替市場創設	219	北海道は夜明けが早いことを利用して、札幌で為替市場を創る。	1	1		○					1205D
		物流・人材移動の活性化	陸上･海上･航空運賃の低減	68	経済活動に大きな影響を与えている運賃を低減化する。	2	1						○	1003D,3029H*
			自由貿易地域指定	69	道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、CIQ業務の移管や税の優遇、査証発給の特例措置を行う。	2	2		○					1024D,2012D
			地方港のセーフティネット	70	各事業者の労働者を自己の労働者とみなす特例を活用するため、組合設立権限の移譲を受ける。	1	1						○	1023D
			高速道路の最高速度	71	高速道路の最高速度を120km/hとし、物流の効率化を図る。	1	1				○			1072D
			トラックコンテナの国際基準化	72	トラックコンテナに国際基準を取り入れる。	1	1		○					1075D
			船用コンテナの国際基準に則した牽引車両の導入	220	トラックのシャーシの基準を変えて、国際コンテナが直接つめるようにし、コスト削減による競争力の向上を図る。	1	1		○					1210D
			稚内の一部をロシアにレンタル	73	稚内の領土の一部をロシアにレンタルし、ロシアとの交易の窓口やビジネスの拠点とする。	1	1			○				3101D

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				【　】は関連する答申項目
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
D 経済振興対策	その他	空港の活性化	新千歳空港の貨物受け入れ	74	新千歳空港の24時間貨物受け入れを可能にする。	1	1					○		1074D
			空港の一括管理	75	道内の第2種A空港の移管を受け、海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図る。	2	2		○					3075D,3107D
			千歳空港のハブ空港化	221	千歳空港をハブ化し離着陸の料金を下げ、世界に通用する空港を目指し、そこから得た収益を北海道の収益とする。	1	1		○					1204D
		地場産業育成	酒造免許付与権限の移譲	76	酒造免許の交付権限の移譲を受ける。	2	2		○					1080D,2014D
			加工場の建設	77	コメ、赤飯などの加工工場や缶詰工場を道内に建設する。	1	1						○	3015D
			コメ粉のPR	78	コメ粉の販売について一般にあまり報道されていないため、PRを行う。	1	1						○	3018D
			食品の機能成分表示制度	79	原料・製造・販売とも道内限定の機能食品等について、道の評価基準に基づき効能表示を可能にする。	1	1		○					1019D
		自営業者の経営安定化	自家用貨物自動車の車検延長	80	農業者、漁業者、個人の商工業者などの経営安定のため、自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1		○					3009D
			大型店と商店街の共存共栄	81	大型店と商店街の共存共栄のため、営業時間・休業日などに一定の規制を設ける。	1	1						○	3046D
		企業等誘致	リサーチ＆ビジネスパーク	82	企業誘致に関する制度を創設するとともに、国の「競争的資金」の配分を受け、戦略的に活用する。	2	2					○		1020D,1026D
			ものづくり産業	83	誘致企業に対する税制面の優遇措置等を行う。	1	1				○			1021D
			産学官連携研究施設	84	研究施設等に関する誘致促進制度の創設や施設設置の際や研究者に対する税の減免を行う。	1	1					○		1037D
			他の道州との差別化	85	産業・経済、教育・文化等で特色を出し、優秀な企業・人財を誘致する。	1	1					○		3098D
			企業の研究所の誘致促進	86	札幌近郊に国内や外資の研究所を誘致し、税制面の優遇を行う。教育水準の向上や経済活性化に期待。	1	1					○		3102D
		IT産業振興	中国人短期滞在ビザ免除	87	中国人技術者が北海道に入国する場合に限り、短期滞在ビザ申請を免除する。	1	1		○					1032D
			最適資源配分	88	各行政機関の共同により最適な資源配分が可能な仕組みを構築する。	1	1					○		1039D
		タクシー	法定3カ月点検の撤廃	89	車両性能の向上で修理箇所発見がほとんどないため、点検を廃止し、休車などの負担軽減を図る。	1	1		○					1078D
			需給調整	90	過当競争で事故が増加するなどしているため、地域の実情に即した需給調整を行う。	1	1		○					1079D
			Park&Rideの推進	91	Park&Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	0					○		3095H*

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				【　】は関連する答申項目
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
D 経済振興対策	その他	その他	時差の導入	92	北海道の自立効果を上げ観光意識を高めるため時差を設ける。また、時差と金融自由化を連動させる。	3	1		○					3048D*,3049D*,3073D
			サマータイムの導入	93	サマータイムの本格実施を行う。	2	2		○					1038D,3045D
			自動車等の潜在需要掘り起こし	94	夏期のみ利用したり、夏期と冬期で乗り分ける人向けに6カ月車検を導入し、潜在需要を掘り起こす。	2	2		○					3053D,3079D
			バイオ関連研究施設の機能発揮	95	道内のバイオ関連の研究所の機能の総合的な発揮を図るための制度創設や措置を行う。	1	1					○		1025D
			不動産短期賃貸借契約の簡便化	96	短期賃貸借契約について、重要事項説明を書面手交のみで完了できるようにする。	1	1		○					1040D
			不動産仲介報酬基準の見直し	97	営業エリアが広いなどの特殊事情のため、約定により仲介報酬上限を超えた手数料を受領可能にする。	1	1				○			1077D
			理容師・美容師の垣根撤廃	98	理容師希望者が少ない上、理容業で美容師の雇用ができないため、垣根を撤廃し理容業の存続を図る。	1	1		○					1081D
			減価償却年数の自由設定	99	不動産開発のため、減価償却年数の選択制を導入する。	1	1						○	1082D
			法人の経営安定基金認可	100	課税額の5%以内を会社内に基金として積み立てる事を認め、会社の経営安定を図る。	1	1						○	1085D
			路線バスの合理的運行による経営改善	222	路線バスの経営改善のため、マイクロバスやワンボックスカーを利用できるようにする。	1	1		○					1209D
			地域通貨の導入等	223	道州制完全実施時に、円と換金性を保証する地域通貨を導入し、生活消費財の自地域完全自給自足化や変動国内地域通貨制などを導入する。	1	1		○					3202D
E 雇用対策	雇用対策	労働環境の整備	労働環境の整備	101	採用時年齢制限の撤廃、最低賃金の値上げ、55歳以上の雇用への補助、通年雇用の環境整備を行う。	3	3				○	○		1013E,3011E,3022E
		雇用・就業機会の確保	在宅就労紹介センター設置	102	老人扶養世帯などを対象とした、在宅就労紹介センターを設置する。	1	1						○	3012E
			耕作放棄地の活用	103	耕作放棄地での「ふゆみずたんぼ」や菜種の作付けにより、雇用の確保を行う。	2	0					○		3065B*,3066B*
			高年齢層人財の活用	104	官公庁で民間出身者を多数重用し、民間企業に対しては税控除等奨励策を強化、若年層時間外の規制。	1	1				○			3097D
			国庫補助基準の緩和	105	シルバー人材センターへの補助基準を、会員数120人以上→80人以上などに緩和する。	1	1						○	4015E
F 環境	環境保全	自然環境保全	エゾシカ被害の防止	106	鳥獣保護区等における捕獲禁止を、市町村の管理のもと、一定期間解除する。	1	1				○			1004F
			狩猟者の育成	107	北海道の特異性などを踏まえ、ライフル銃の所持要件中、継続して散弾銃10年以上所持を短縮する。	1	1				○			1005F

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
F 環境保全	環境保全	バイオ燃料	バイオ燃料の普及促進	108	バイオ燃料普及促進のための制度の創設及び揮発油税の減免措置を行う。	1	1		○					1018F
			バイオ軽油の非課税化	109	環境に配慮した取り組みを活性化させるため、てんぷら油などから製造した軽油は税を免除する。	1	1		○					1083F
			遊休農地を活用した燃料生産	110	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	0		○					1017B*,3037B*,3066B*,3078B*
			バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資減税	224	バイオ燃料生産業務特別地区を設定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	1		○					1234F
		廃棄物・リサイクル	リサイクルゴミ	111	リサイクルゴミを、直接リサイクル企業に持ち込むことを許可する。	1	1				○			1056F
			産廃事業所限定の弾力的運用	112	事業所限定のある8廃棄物について、地域の産業構造などを踏まえた弾力的な運用を可能にする。	1	1				○			4010F
			一廃処理施設の設置要件緩和	113	要許可施設の指定権限の移譲を受け、リサイクル利用が確実な廃棄物に限り設置許可不要とする。	1	1	②						4011F 【②廃棄物処理法】
			処理施設許可要件の条例委任	114	許可要件のうち、住民同意の扱い等については条例に委任し、業者と住民のトラブル解消等を図る。	1	1	②						4012F 【②廃棄物処理法】
		環境保全	地球温暖化対策	115	地球温暖化対策モデル地区を提唱し、バイオエタノールなどの取組を真っ先に推進する。	1	1						○	3003F
			自家発電の高度利用	116	使用する電力分を自家発電するため、設備故障時の北電からの電力供給ができるようにする。	1	1						○	1065F
			環境税の創設	117	大気汚染原因物質の購入者は環境税を負担し、省エネ製品の製造者等は税制優遇する。	2	2						○	1067F,3087F
			水道水のおいしい街選考	118	北海道版おいしい水ベスト10を選定し、環境保全の取組を拡大する。	1	1						○	1073F
			北海道エコライフ宣言	119	「さっぽろエコライフ10万人宣言」を北海道全体の取組として推進し、優遇制度を設ける。	1	1						○	3072F
			国より厳しいCO2削減目標	120	北海道内を走る自動車に対するバイオ燃料優遇。国より厳しいCO2削減目標の設定。	1	1						○	3100F
G 子育て	子育て支援	子育て支援	育児短時間勤務制度の拡大	121	企業に適用される育児短時間勤務制度を小学校就学前までに拡大し、義務化を図る。	1	1				○			1012G
			男性の子育て参加支援	122	国と道との連携による、会社への指導、改善命令等により、男性の子育て参加を支援する。	1	1				○			3001G
H 地域振興	地方自治の強化	基礎自治体の強化	政令市等の法定要件緩和	123	政令市40万、中核市20万など、人口要件の緩和と区政にとらわれない政令地方都市行政の見直し。	2	2		○					1009H,1042H
			政令市、中核市の要件緩和	225	政令市、中核市の要件を緩和し、多くの市が移行できるようにする。	1	1		○					1233H
			道から市町村への権限移譲	124	道の事務・権限移譲リストの第3区分（法改正を要する500権限）について国から道へ権限移譲する。	1	1		○					2017H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
H 地域振興対策	地方自治の強化	基礎自治体の強化	2重、3重行政の解消	125	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	1		○					3006H
			市町村合併	126	札幌市○○区とするような特別立法を作る。	1	1				○			3026H
			役割明確化と基礎自治体育成	127	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	0						○	3083H*
			市町村議会に対する規制縮小	128	議員定数や常任委員会専任等の規制を撤廃し、兼職・兼業の禁止等の詳細を市町村の判断に委ねる。	1	1						○	4001H
			市町村議会選挙の規制縮小	129	選挙事務所の数、ポスターの数等について、市町村が地域実情にあった選挙となるよう自ら決定する。	1	1						○	4002H
			道道の管理の特例	226	町においても、都道府県の同意を得て、当該町の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができるようにする。	1	1		○					3204H
		役割分担の明確化	負担金制度の廃止	130	国が直轄で実施している道路、河川事業などに対する地方公共団体の負担金制度を廃止する。	1	1		○					3058H
			国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止	227	国の直轄事業の維持管理に係る負担金制度を廃止できるようにする。	1	1		○					1217H
			2重、3重行政の解消	131	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	0		○					3006H*
			役割明確化と基礎自治体育成	132	役割分担を明確にした上で、道州政府が支援する部分を明確にし、基礎自治体の育成を図る。	1	1						○	3083H
			1級及び2級河川の維持管理の一元化	228	1級及び2級河川の維持管理を一元化できるようにする。	1	1		○					1220H
			国道、道道の維持管理の一元化	229	国道、道道の維持管理を一元化できるようにする。	1	1		○					1221H
		住民自治の強化	住民投票	133	道や市町村でも住民投票を実施する。	1	1					○		3024H
			住民による条例提案・決定	134	一般市民による法律や条例の提案や決定権を設ける。	1	1			○	○			3033H
			地方政治に関する市民大学	135	地方政治の基礎知識等について市民大学講座を設ける。修了者は登録し行政参画機会を与える。	1	1						○	3082H
			投票権行使者への税控除	136	一定水準の投票率となり、政治への関心が高まるまでの措置として、投票権行使者の税控除を行う。	1	1						○	3086H
		自治体財政・会計の改善	独自課税制度	137	独自の課税制度を設ける。	1	1				○			3008H
			複式簿記導入	138	地方自治体会計に複式簿記による企業会計を導入し、経営感覚の向上を図る。	1	1					○		3040H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
H 地域振興対策	地方自治の強化	自治体財政・会計の改善	歳出科目の一部廃止	139	事業を柔軟に行うため、地方自治体の歳出科目区分を簡素化する。	1	1				○			3059H
			第3セクターの破綻制度	140	自治体が設定した赤字限度額を超過した場合、会社更生法等を強制適用し、自治体破綻を防止する。	1	1						○	1084H
			年度をまたぐ工事発注	141	公共工事の早期発注や適切な工期の設定により、実質的な工事費の縮減を図る。	1	1				○			4003H
			超長期無利子市町村債	142	市町村が超長期間に渡って兌換を予定しない無利子の公債を発行し、当面の借金を凍結させる。	1	1						○	4004H
			自動車車検時納税制度	143	新規登録時や車検更新時に納税することにより、滞納処分事務の軽減を図る。	1	1						○	4013H
			財政改革	230	計量経済学のシミュレーションを用いて、財政政策の指針を決める仕組みを作る。	1	1						○	1202H
		市民活動・ボランティア活動の活性化	領域拡大	144	市民活動等の対象となりうる行政業務の棚卸しと市民相談を定期的に行い、計画的に移管する。	1	1					○		3084H ※　②町内会事業法人制度
			活動従事時間貯蓄制度	145	市民が相互に活動を利用し合い、企業評価にも活用できるよう、活動従事時間を貯蓄する。	1	1					○		3085H
		その他	地域の実態に即した基準設定	146	教員のへき地手当の級地区分について、地域の実態にあった基準とするため、条例で定める。	1	1						○	3039H
			教員のへき地手当の級地決定	231	教員のへき地の級地決定を条例で定めるようにする。	1	1						○	1215H
			道職員の意識改革	147	道州制に向けて職員の意識改革を行う。	1	1						○	3023H
			道と国との連絡体制の強化	148	地方行政連絡会議を充実させるため、議長である知事の権限を強化し、実効性を高める。	1	1				○			3034H
			地方行政連絡会議における知事の指示権限	232	地方行政連絡会議の議長である知事に指示権限を与えるようにする。	1	1				○			1218H
			施設の有効活用	149	水産系廃棄物リサイクル施設を再利用するとともに、補助金の返還金も町の新計画に充てる。	1	1						○	3027H
			ふるさと納税システム	150	住民税の一部をふるさとに納税できるシステムとし、一部の市町村に税金が集中しないようにする。	1	1						○	1063H
			基礎自治体連結会計の導入	151	北海道が本社機構又は親会社、基礎自治体が事業部または子会社と見立てて歳入･歳出を評価する。	1	1				○			3090H
			行政サービス品質管理制度	152	すべてのサービス分野ごとに品質管理を行い、品質監査を行うためにISO9000を導入する。	1	1				○			3091H
			電子政府の充実化	153	紙資源及び書類保管スペースの大幅削減を図るために官庁IT化を強力に進める。	1	1					○		3096H
			道立美術館の地方独法化	154	道立美術館の運営に関して、地方独法化という選択肢が可能となるよう、権限の移譲を受ける。	1	1						○	4007H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
H 地域振興対策	地域防災対策	地域防災対策	電波の周波数割当	155	周波数割当の権限移譲を受け、防災無線を既存施設の耐用年数まで活用できるようにする。	1	1			○				3042H
			除排雪車の課税免除	156	地方道の除排雪作業車に使用する軽油の課税免除を行う。	1	1						○	3056H
			コミュニティーFMの出力	157	全国一律の出力では十分にカバーできないため、防災の観点からも、出力を大きくする。	1	1			○				1051H
			コミュニティFMの放送区域の拡大等	233	放送区域を複数の市町村にまたがった区域とすることを可能とする。また、現在20w以下とされている電波出力を100w以下とすることを可能にする。	1	1			○				1211H
			道路除雪の一元管理	158	大雪の際、道路状況が違いすぎるので、一元管理を行う。	1	1						○	1052H
			プロパン供給の見直し	159	震災時でもいち早く復旧するプロパンガスを都市部の大型マンションでも供給できるようにする。	1	1				○			1069H
			公共建築物の耐震改修	160	道が重点的な資金配分を行い、日本海溝特措法指定地域などにおける公共施設の耐震改修を行う。	1	1						○	2035H
	離島振興	特有の負担解消	課税の免除	161	2台目以降の自動車税の免除や国道がない特殊性から揮発油税の減免を行う。	2	2		○					2001H,2002H
		特殊性への対応	基準の緩和	162	漁港整備における費用対効果の緩和や特別養護老人ホームの定員数の特例を設ける。	2	2						○	2003H,2005H
	地域活性化	道民に対する優遇措置	減税措置	163	気象条件の克服や地域経済発展などのため、法人税や所得税・消費税の減免措置を行う。	6	6						○	1001H,1070H,1071H,3030H,3031H,3032H
			農地法の規制緩和	164	馬との暮らしのための農地利用について、耕作又は養畜の事業を行う場合に準じた扱いとする。	1	1				○			2016H
			移住促進	235	農地を農業従事者以外の取得することは難しく、農振地域は建築規制も厳しいため、耕作放棄地の農振を解除し他用途に使えるようにする。	1	1		○					1201H
			自家用車の車検延長	165	自動車の性能向上や、故障のつど修理して利用する実態から、新車時からずっと3年毎の車検とする。	1	1		○					1068H
			一年車検の一部撤廃	234	まず最大積載量2t未満の車両について、一年車検の一部撤廃をする。	1	1		○					1203H
			その他	166	JR・航空機の特別割引、食料品購入時の消費税免除などを行う。	4	1						○	3029H,3030H*,3031H*,3032H*
		施設の整備・活用	余裕教室・廃校施設	167	施設の有効活用を図るため、補助事業により取得した建物の処分制限期間を短縮する。	2	2						○	1006H,1055H
			自転車専用レーン	168	町と自然に親しみ、健康増進、二酸化炭素削減への貢献のため、道内周遊の自転車専用レーンを作る。	1	1				○			3051H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
H 地域振興対策	地域活性化	施設の整備・活用	高速道路	169	遊びのための高速道路とするため、十勝の高速道路を速度無制限にする。	1	1				○			3054H
			学校と病院の併設	170	学校と病院を同一建物で併設する。	1	1				○			1047H
			有料サーキット	171	広い土地を活かして、環境にも配慮した有料サーキットを作り、自動車の運転技術の向上等を図る。	1	1					○		3080H
		独自基準の設定	住宅に関する建築基準法	172	高断熱高気密の住宅、300年はもつ資産としての住宅とするため、道独自の建築基準を作る。	1	1						○	3052H
			既存不適格建築物の活用	173	既存不適格建築物のうち市町村が許可するものについて、引き続き他の用途で使えるようにする。	1	1						○	4005H
			水道法	174	天然水を水道水として利用する場合に味を半減させないよう、塩素消毒規制の対象外とする。	1	1		○					3057H
			その他	175	道路の法定速度、車幅。積載量の特例を設ける。	1	1						○	3007H
			道路交通法の特例（高速道路の制限時速）	236	新規高速道路整備と同様の効果を期待して、道路交通法の運用面で一般道の制限時速を70キロとする。	1	1		○					3201H
		その他	都市再生緊急整備地域の指定	176	国などの施策の導入のため、都市再生緊急整備地域の指定権限の移譲を受ける。	1	1		○					3043H （検討結果欄「その他」→「継続検討」に変更）
			中心市街地活性化法の指定	177	中心市街地活性化法の指定における一都市一地域の要件を合併市町村以外の都市でも認める。	1	1				○			3044H
			軽微な交通違反の特例措置	178	自治体主催の美化活動など、地域貢献を行った場合に、違反点数を1点戻すなどの特例措置を行う。	1	1						○	1046H
			旅館業法適用除外措置	179	過疎地域への移住希望者に対し、空き家などを開放し、宿泊体験をしやすくする。	1	1				○			1076H
			コミュニティーFMの出力	180	参入促進、広告収入の確保、聴取者の安定受信のため、出力を最大200wまでとする。	2	1			○				1051H*,3081H
			対外輸入関税・国内移入関税	181	地産地消を促進すると共に特産品の保護育成を図るため、他道州からの移入に対し課税する。	1	1						○	3088H
			生活様式の多様化の促進	182	多様な生活様式を受容する道民意識の醸成と北海道の地域特性に応じた弾力的な税率調整を行う。	1	1						○	3089H
			一極集中都市化の解消	183	各自治体間をネットワーク化し、市民がゆとりある生活・活動ができる社会システムを構築する。	1	1					○		3094H ※　②町内会事業法人制度
			Park&Rideの推進	184	Park&Rideを推進し、更に民間企業の通勤バス制度を支援する。	1	1						○	3095H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
Ⅰ 教育・学校	教育・学校	教育・学校	小学校での英語必修	185	義務教育期間の必修学科を北海道が独自に決定できるようにする。	1	1						○	1027I
			学校と病院の併設	186	学校と病院を同一建物で併設する。	1	0				○			1047A*
			教育の見直し	187	地域が将来めざす方向に教育内容もそうことができる特例措置を設ける。	2	1						○	1027I*,1053I
			青春時間	188	学校の夏期の登校時間を1時間繰り上げ、放課後を有効活用する。	1	1		○					1087I
			学校間格差解消のための学校の長期休業の活用	237	夏休み・冬休み期間の小中学校の校舎開放を行い、児童生徒の学習の場を設け、子供たちの学力の底上げを図る。	1	1				○			1206I
			学力・学習状況調査の実施	238	国語・算数・理科・社会の4教科について、小学校5年生から中学校3年生までを対象とした、学力・学習状況調査を行う。	1	1						○	1207I
			小学校の教師の教科担任制	239	小学校の教師は全教科の授業を行っているが、向き不向きな教科もあると思われるので、教科担任制度を行う。	1	1				○			1208I
			社会保険労務士による道立高校での講義	240	高校生に働く上で必要な知識を身につけてもらうため、特別カリキュラムにより、社会保険労務士が道立高の非常勤講師として授業できるようにする。	1	1				○			1212I
			研究開発学校の指定	241	教育課程の編成を弾力化する研究開発学校の指定を知事ができるようにする。	1	1		○					1222I
		大学	国立大学法人の予算確保手段拡充	189	国立大学法人等の予算確保のため、起債等資金調達手段の多様化を図る。	1	1						○	1028I
			アジア学生受入制度の創設	190	卒業後5年間程度北海道内に住むことを条件に、アジアの学生を無償で受け入れる。	1	1					○		3103I
		給食	給食に道内食材を利用	191	小中学校の給食に道内食材を利用する。	1	1						○	1058I
			給食費未納対策	192	払えるのに払わない人への罰則適用や税金のような給与徴収方式の導入などを行う。	2	2				○			1059I,1060I

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果						関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの		特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	継続検討	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
J 福祉	福祉	福祉	孤児施設の一元化	193	孤児が同じ場所で成長できるよう、何箇所にも分かれている孤児施設の一元化を行う。	1	1				○			1064J
			寄付金の損金処理制度	194	NPO法人や公益法人を全額損金処理対象とし、活動を支える企業を増やし、福祉を向上させる。	1	1		○					1066J
			介護福祉費の適正化	195	収支構造を一般医療費収支構造と比較分析し、税制度、保険制度、政策費配分等を同水準に改善する。	1	1						○	3093J
			カジノを取り入れた老人施設	196	医療施設など高齢者に関する全ての施設を備えたカジノ高齢者テーマパークを作る。	1	1						○	3074J
			外国人人材受入れの促進	197	外国の介護福祉士資格があれば、日本の資格がなくても介護職員となれるようにする。	1	0						○	1033B*
			福祉有償運送の規制緩和	198	旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域(所在市町村)にあることを要するという規制の緩和。	1	1		○					3099J
			介護サービス事業所等の指定	199	介護サービス事業所等の指定要件を条例で定めることができるようにし、地場業者を優先指定する。	1	1		○					3105J
			介護サービス事業所等の指定基準	242	介護サービス及び障害者福祉サービス事業所の指定基準を条例で定めるようにする。	1	1		○					1227J
			介護サービス指定基準等緩和	200	過疎地域等において、ヘルパー人数などの指定基準や介護報酬単価を地域の実態に即して設定する。	1	1						○	4019J
Z その他	その他	その他	ガソリン税	201	ガソリン税(道路税)は、道内にはあまり使用していない。	1	1						○	1048Z
			旅券	202	旅券申請などの発券業務。	1	1			○				1050Z
			道路の維持管理	203	道路の管理、維持が地域の実情にあっていない。	1	1					○		1054Z
			少年犯罪法の見直し	204	少年犯罪を減らすために、少年犯罪法を低年齢化。	1	1			○				1062Z

＜集計＞

区分	提案数(重複含む)	項目数(NO.)	特区提案として検討すべきもの				特区提案によらなくても対応可能なもの					
			提案数	項目数	aの内訳		提案数	項目数	bの内訳			
					答申へ	継続検討			国の専掌	現行法令	現行施策	その他
	A+B	a+b	A	a			B	b				
当初分	248　(288)	204　(NO.　1～NO.204)	106	65	13	52	142	139	10	37	35	57
追加分	40　(40)	38　(NO.205～NO.242)	28	26	4	22	12	12	2	6	0	4
合計	288　(328)	242　(NO.　1～NO.242)	134	91	17	74	154	151	12	43	35	61

参考資料２

継続検討分

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	Ａ　地域医療対策
中分類	医療従事者の地域偏在是正

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
地方勤務医確保	２ 地域での臨床研修義務化	研修医等に地方病院勤務を義務づける。	２	１	・　研修医の多くが都市部の臨床研修病院で研修を受ける傾向にある。 ・　医師の多くが都市部で勤務する傾向にある。	・　研修医、病院等の管理者となる医師の地方勤務の義務付け。	【デメリット】 ・　道州制特区を活用して、地方勤務を義務付けた場合、道外への医師の流出を招く恐れがある。 ・　地方病院が研修指定病院と指定されるための体制整備。 ・　研修医が診療に対しての不安が懸念される。		保） 地域医師確保推進室参事	2006A* 2015A
	３ 潜在医師・外国人医師の招致	第一線を退こうと考えている医師の招致や、外国人医師の医師国家試験を免除する。	４	３	①　潜在医師 ・　北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業等の医師確保の取組を行っている。（熟練ドクターバンク）	①　潜在医師 ・　定年退職年齢の見直し ・　医師確保対策の強化（道予算事業）	①　潜在医師 【メリット】 ・　定年退職年齢を見直すことにより、市町村職員として常勤医師としての勤務が可能		保） 地域医師確保推進室参事、医務薬務課	1002A 2006A* 3028A 3069A
					②　外国人医師 ・　外国人医師は医師免許を取得し、日本国内で医療を提供している。 ・　臨床修練制度を受けた外国人医師の受入れ自体は現行法令で対応可能。	②　外国人医師 ・　現行法令で対応可能	②　外国人医師 【メリット】 ・　臨床修練制度を受けた外国人医師が日本の医師免許を取得すれば、医師確保が図られ、医療水準を保つことができる。 【デメリット】 ・　現行の臨床修練制度は、外国人が日本の医療技術を修得し、自国の医療水準を高めることを目的としており、直接日本の医師確保につながらない。 ・　外国の医師免許を有する外国人医師では、言葉の違いで十分なインフォームドを行えず、患者が十分に満足できる体制を確保できないと考えられる。			
地方への派遣システム	４ 期間限定交代制の導入	過疎地に期間限定交代制で医師を派遣する。	２	１	・　医師確保対策として、全国知事会と連携し、病院や診療所の管理者となる要件に地域での勤務を加えることを要望している。		【デメリット】 ・　道州制特区を活用して病院の管理者となる要件にへき地勤務等を付加することについては、道外への医師の流出を招くおそれがある。		保） 医療政策課	1043A 2006A*
地方勤務誘導	７ 診療報酬の特例措置	診療報酬で地方勤務の加算を行い、増加見合いを他の区分から減算できるよう特例措置を設ける。	２	１	・　診療報酬は厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し、その意見を聴いて定めることとなっており、その算定方法は、健康保険法第76条第２項の規定に基づいている。 ・　また、健康保険の財政運営は全国プールで行われており、財源は保険者からの拠出金（保険料、国庫負担・補助）によって賄われている。		【デメリット】 ・　一部の診療報酬を引き上げ、これに見合う診療報酬の引き下げが可能となるかが不明。 ・　北海道だけ医療費が増加し、保険料を高くせざるを得なくなり、結果的に全国一律の保険料に格差が生じることとなる。 ・　北海道だけの独自の考えによる診療報酬の算定要件の緩和には全国の各医療保険者の了解を得ることが難しい。		保） 国民健康保険課	2006A* 3061A

小分類	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
				重複除く						
看護職員確保	８ 看護学校の定員増・奨学金拡充	地域の看護師不足に対応するため、道立看護学校の定員を増やすとともに、奨学金制度を拡充する。	３	３	・　18年４月の診療報酬改定により、看護師配置数による報酬単価の差が拡大したことにより、地方や中・小規模病院では看護師確保が困難な状況となっている。 ・　道では、養成確保、就業促進、就業定着、質の向上の４つを柱とした確保対策を進めている。	・　道予算事業として検討	【メリット】 ・　地域への看護職員の就業が促進され、看護師不足が緩和する可能性がある。 【デメリット】 ・　少子化に伴う学生数の減や、高学歴志向などにより、既に定員割れの学校もあり、定員の増が直ちに養成数の増にならない可能性がある。	(H18の主な看護師確保対策) ・ナースバンク事業の利用拡大 ・潜在看護職員の臨床実務研修の実施	保) 医療政策課	2019A 2027A 2031A
	９ 養成施設指定権限移譲等	養成施設指定権限の移譲を受け、企業参入も含め地方での設置が容易になるよう指定基準を緩和する。	１	１	①　保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士 ・　養成施設の設置には厚生労働大臣の指定と専修学校の知事認可を要するが、この関連を明文化した規定がなく、申請書類も個別であるため、設置者にとって煩雑で判りづらい手続きとなっている。 ・　指定申請に際し、明文化された基準以上のレベルを国から求められることが多く、申請者や経由機関である道にとっても判りづらい内容となっている。 ・　設置主体の制限については、法令上の規定はないが、指導要領で「営利を目的としない法人」が原則とされている。	①　保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士 ・　制度改正を国に要望（簡素で判りやすい手続きに）	①　保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士 【メリット】 ・　養成施設の設置が促進され、養成定員を拡大できる可能性がある。 【デメリット】 ・　教育水準の低下や学習環境の悪化を招く可能性がある。 ・　医療従事者の水準に差が生じる可能性があり、全国一律の診療報酬制度下においては、患者側から見れば不利益となりかねない。	①　保健師等 現時点において、地域実態に応じた指定に支障を来した例はない。	保) 医療政策課、健康推進課、医務薬務課、食品衛生課	1008A
					②　臨床検査技師 ・　臨床検査技師の就業数は、ここ数年安定した状態で推移。これまでの立入検査でも法律で定める臨床検査技師等の員数不足は見られない。	②　臨床検査技師 ・　臨床検査技師等に関する法律改正	②　臨床検査技師 【メリット】 ・　地域の実情に応じた養成施設の設置が可能となるほか、事務手続の簡素化が図れる。 ・　指定基準、設置基準の緩和により地域における衛生検査所の設置が容易となり新規参入も可能となる 【デメリット】 ・　新規参入等により養成施設が増え、結果、養成施設の経営が難しくなるほか、募集学生のレベル低下が懸念される。			
					③　理容師、美容師 ・　養成施設の指定権限は厚生労働大臣にあるが、指定に必要な調査に関する事務は、都道府県が処理することとされている。	③　理容師、美容師 ・　理（美）容師法の改正	③　理容師、美容師 【メリット】 ・　養成施設の指導監督を一元的に実施することで、より効率的で、適切な事業実施が図られる。 【デメリット】 ・　養成施設の教育環境等に地域間格差が生じる可能性がある。	③　理容師等 理（美）容師養成施設の指定権限については、第１次提案において、厚生労働省が移譲困難としている。		

＜「大分類：Ａ　地域医療対策」　－　「中分類：医療従事者の地域偏在是正」のつづき＞

小分類	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
				重複除く						
看護職員確保	２０６ 保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等	保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定及び施設の指定を知事ができるようにする。	1	1	・　保健師助産師看護師法§19・§20・§21等により、施設基準の設定、施設の指定のいずれも国が行っている ・　具体的には、施設基準については保健師助産師看護師学校養成所指定規則、施設の指定については同法施行令などにより規定されている。 ・　なお、施設の指定については、大学等は文部科学大臣、養成所は厚生労働大臣となっている。	・　保健師助産師看護師法及び関係法令の改正 ・　指定調査等のための経費	【メリット】 ・　道内各地方の実情に応じた指定によって、養成数の確保が図られる。 ・　施設基準の設定（緩和）によって経営的な安定が図られる。 ・　指定手続きが道に一元化され、設置者の負担が軽減される。（現行では養成所指定とは別に、知事が専修学校としての認可を所管） 【デメリット】 ・　独自に基準を緩和した場合、看護師の質の低下や、教育内容などによっては、他県の学生より受験が不利になる可能性がある。		保） 医療政策課	1226A
	１０ 外国人人材受入れの促進	外国の看護師資格があれば、日本の資格がなくても看護職員となれるようにする。	1	0	・　看護師については、フィリピンとの経済協定の中で、看護職員の就業について協定が結ばれているが、あくまでも日本での看護師免許が必要な要件となっている。		【メリット】 ・　看護職員が増加し、看護師不足が緩和する可能性がある。 【デメリット】 ・　サービスの質（知識・技術・コミュニケーション能力）に差が生じる可能性があり、全国一律の診療報酬制度下においては、患者側から見れば不利益となりかねない。		保） 医療政策課	1033B*

中分類　地方病院の経営健全化

小分類	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
				重複除く						
地方の実態に即した医療従事者の配置	１２ 標準医師数の算定方法緩和	地域の実態に応じた算定とするとともに、過疎４法の指定地域における特例措置を緩和・延長する。	9	9	・　病床の種別による医師配置数は、医療法により定められている。 ・　医師配置基準の特例許可については、３年度の許可終了後についても、要件が合致した場合には、再度許可を取得することは可能であり、病床種別の変更の際は、従来から、医師配置基準の特例許可後の医師配置標準数で審査を行っている。		【メリット】 ・　医療機関の経営負担が軽減できる。 【デメリット】 ・　医療の質や安全性の低下とともに、一人の医師に過重な労働が生じ､その結果、医師の定着が難しくなると考えられる。		保） 医務薬務課、国民健康保険課	2018A 2020A 2022A 2025A 2026A 2028A 2030A 2032A 3036A
	１３ 看護職員の配置基準緩和	夜間看護職員の配置を入院患者や病床数に応じた配置基準に緩和し、夜勤時間の制限を緩和する。	8	5	・　平成18年の診療報酬改定で、入院基本料を算定する場合、看護　職員の夜間複数勤務体制及び月平均夜勤時間数が72時間以下であることが必須条件となった。 ・　診療報酬は厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し、その意見を聴いて定めることとなっており、その算定方法は、健康保険法第76条第２項の規定に基づいている。 ・　また、健康保険の財政運営は全国プールで行われており、財源は保険者からの拠出金（保険料、国庫負担・補助）によって賄われている。		【デメリット】 ・　看護職員の労働条件の悪化 ・　医療の質の低下（転倒、転落等の療養上の世話などを含めた医療事故の発生率の増加が懸念される） ・　北海道だけの独自の考えによる診療報酬の算定要件の緩和には全国の各医療保険者の了解を得ることが難しい。		保） 国民健康保険課	2019A* 2021A 2023A 2024A 2027A* 2029A 2031A* 2033A
	２０７ 病院、診療所の人員及び施設の基準	病院、診療所の人員及び施設の基準を条例で定めるようにする。	1	1	・　医療法§21等に基づき、病床の種別により医師の配置数等が決まっている。	・　医療法等関係法規等の改正	【メリット】 ・　医療機関の経営負担が軽減できると考えられる。 【デメリット】 ・　医療の質や安全性が低下するとともに、一人の医師に過重な労働が生じ、その結果、医師の確保や定着が難しくなると考えられる。		保） 医務薬務課	1225A

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	Ｂ　農林水産業の振興
中分類	農業の振興

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
農業生産力の向上	２５ 課税の免除	堅固なビニールハウスや排雪のための動力源となる軽油について、課税免除とする。併せて地方税の免税に伴う減収補てん措置。	３	３	（地方税の課税免除） ・　地方税法により、公益上その他の事由により課税を不適当とする場合において条例により課税免除できる（§6）。 （固定資産税） ・　土地や家屋などの固定資産の所有者に対し１月１日を賦課期日として、その固定資産の所在する市町村から賦課。 ・　地方税法により、天災その他特別の事情がある者など担税力の薄弱な者等に対し、条例により減免できる（§367）。 （堅固なビニールハウスの固定資産税） ・「農業用施設用地の評価等に関する留意事項について」（平成11年９月29日付け自治省税務局資産評価室長通知）などに基づき課税している。 ・　家屋認定：基礎コンクリート、骨組鉄骨屋根及び周壁ガラス張りの農業用温室等 ・　家屋外認定：畜舎、堆肥舎、季節的にビニールを取り外すことが常態のビニールハウス等 （軽油引取税の課税免除） ・　地方税法により、農業に係る軽油引取税の課税免除は、耕うん、播種、施肥、脱穀など直接的な農作業に係る機械等に使用するもののみに認められており（§700-6）、ビニールハウス等の除雪に使用する軽油については課税免除の対象とはなっていない。 （減収補てん制度） ・　国の政策的配慮から個別の立法措置により地方団体が行う課税免除等について、製造の事業の用に直接供する工業生産設備の新増設等に限り普通交付税の算定において基準財政収入額から控除。	・　地方税法の改正 ・　税条例に基づく課税免除等の適用（特区によらなくても可能） ・　個別の立法措置による減収補てん措置の拡充	【メリット】 ・　コスト低減につながる。 ・　税負担の軽減により園芸施設等の取得が促進される。 【デメリット】 ・　税の基本である公平の原則と矛盾する。 ・　交付税による減収補てんがなかった場合、固定資産税の減収による、市町村財政への悪影響が懸念される。 ・　農作業に係る除雪とそれ以外の除雪との区分が不明確となり、免税軽油の不正使用につながるおそれがある。		企） 市町村課 農） 農政課 総） 税務課	1010B 1014B 3055B
遊休地の活用	３０ 遊休農地を活用した燃料生産	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	４	４	①　遊休農地の活用（農地指定解除） ・　農林業センサスでは、「耕作放棄地」とは過去１年以上作付けせずこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地で、基本的には「農地」。 ・　農地法により、「農地」とは「耕作の目的に供される土地」（§2①）。 ・　バイオ燃料作物であっても農作物の栽培が行われる場合は、「農地」として利用されていると判断。 ②　バイオ燃料特区の指定 ・　農業経営基盤強化促進法により、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、市町村等との間で協定を結んだ上で一般企業のリース方式による農地の権利取得が可能（§27-13の特定法人貸付事業（H17.9～））。 ・　国では、食糧生産に影響を及ぼさない原料を確保するため、稲わら等のセルロースを活用したバイオエタノール製造技術の研究開発を進めている。 ・　道では、バイオエタノールの国内の製造、供給拠点の形成を目指した調査研究を行う予定。 ・　本道への先端的研究開発・実証機能の整備推進など「輸送用バイオ燃料の普及拡大のための総合的取組の推進」を国に要望。 ・　バイオ燃料生産を行う企業を対象とした地方税の課税免除等、及び地方交付税による減収補てん制度はない。	①遊休農地の活用（農地指定解除） ・農地法（§2①）の特例措置の創設 ②バイオ燃料特区の指定 ・農業経営基盤強化促進法（§27-13）特例措置（所有権の取得） ・揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設 ・新たな法律を創設し税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記。 ・国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進） ・国への制度改正要望(税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進)	①　遊休農地の活用（農地指定解除） 【メリット】 ・　耕作放棄地でのバイオ燃料作物の栽培に限り農地法の規制から除外すると、農業者以外の誰でも自由にバイオ燃料作物の栽培を行うことができる。 【デメリット】 ・　将来栽培を中止した場合に、当該農地の他用途への転用が懸念される。 ・　バイオ燃料作物は土地収奪性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。 ②　バイオ燃料特区の指定 【メリット】 ・　農地の所有権取得を希望する企業の参入が促進される。 ・　バイオ燃料の生産・使用促進 ・　石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化 ・　CO2の削減による地球温暖化防止 ・　製造拠点整備等による関連産業振興 ・　新たな産業創出及びそれによる地域振興 ・　バイオ燃料を生産する企業の税負担が軽減 【デメリット】 （上記①のデメリットに加え、） ・　既存燃料や国際価格と比較してコストが高いことから、製造や原料の生産等に係る大幅なコスト低減が不可欠。 ・　道税収入の減		農） 農地調整課、農業経営課、食品政策課 環） 環境政策課 経） 資源エネルギー課 総） 税務課	1017B 3037B 3066B 3078B

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
遊休地の活用	（３０ 遊休農地を活用した燃料生産）				③　耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用 ・　「耕作放棄地」に菜種を作付けることに対する規制はない。 ・　菜種を作付けしてバイオディーゼルを生産する取組は、道内でも試験的な取組事例が見られる。	③耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用（特段の法令等の支障なし）	③　耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用 【メリット】 ・　景観作物としての観光資源的な役割 ・　新たな作物の作付けによる地域農業の活性化 ・　CO2の削減による地球温暖化防止効果のあるバイオ燃料の生産拡大 【デメリット】 ・　栽培した菜種を原料としたバイオディーゼル燃料生産は、既存燃料に比べ高コストのため､大幅なコスト低減が不可欠。			
					④　ガソリン税（揮発油税、地方道路税）の減免 ・　揮発油税法により、揮発油には揮発油税が課税（§1)。揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物（揮発油に類する物に限る）としたときは、製造と見なし、その物を揮発油とみなす（§6)。 ・　地方道路税法により、揮発油には地方道路税が課税（§1)。 ・　揮発油1kl当たり揮発油税24,300円、地方道路税4,400円。 ・　バイオ燃料の普及には既存燃料との価格差の解消を要するため、ガソリン税等の減免を国に要請している。	④ガソリン税の減免 ・揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設 ・国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進） ・国への制度改正要望(税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進)	④　ガソリン税の減免 【メリット】 ・　既存燃料との価格差解消によるバイオ燃料の利用促進 ・　CO2の削減による地球温暖化防止への貢献 ・　バイオ原料の生産による、遊休農地等を含む農地の有効利用 ・　製造拠点整備等による関連産業振興 ・　新たな産業創出 【デメリット】 ・　税収の減少 ・　食料生産目的の農地利用の縮小が懸念される。			
その他	３３ 自家用貨物自動車の車検延長	積雪により使用期間が極端に短い特殊性から、農業用の自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	1	1	・　道路運送車両法により、自家用貨物自動車（自動車運送事業者が貨物輸送事業に使用するもの）の車検期間については、新規登録後初回は２年後、以降は１年毎に行うこととなっている（§61、§62)。	・　道路運送車両法の改正	【メリット】 ・　事業における経費節減など。 【デメリット】 ・　車両の安全性に対する不安		企） 地域主権局参事	1086B

中分類　林業の振興

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
資源の有効活用	３７ 森林管理の一元化	国、道、森林組合等の森林管理を一元化し、有効活用を図る。	1	1	・　国有林は、農林水産省設置法§4により、国有林野の経営管理をつかさどる農林水産省が管理（国有財産法§5）しており、その実施は「国有林野の管理経営に関する法律」による。 ・　民有林の管理は各森林所有者が行うものであり、道は指導・監督を行う立場。 ・　道州制特区計画の連携・推進事業により、国有林と民有林が一体となった森林づくりを推進している。 ・　国は国有林管理の一部の独立行政法人化をH21年度までに検討するとしている。	・　国有林の管理権限を知事に移譲 ・　必要な財源及び人員の措置	【メリット】 ・　地域の需要動向に応じた資源の安定的な利用及び供給が可能 ・　森林の管理について、国との連携・調整が不要となる。 【デメリット】 ・　管理面積の拡大により、巡視などの現場管理が隅々まで行き届かないおそれがある。 ・　施業の過度の集約化によっては、森林の状況が単一となるおそれがある。		水） 総務課	3004B
	２０９ 国有林・道有林の維持管理の一元化	国有林と道有林の維持管理を一元化できるようにする	1	1	(NO.37に同じ)	(NO.37に同じ)	(NO.37に同じ)		水） 総務課	1219B

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	C　土地利用規制
中分類	土地利用一般

小分類	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
				重複除く						
土地の有効活用	４７ 用途制限の緩和	土地の有効活用、売買活性化や企業誘致のため、市街化調整区域などの用途制限を緩和する。	２	２	①　都市計画法 ＜用途地域　§9＞ ・　都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、主に住居系・商業系・工業系に分かれた12種類の用途地域が定められている。 ＜市街化調整区域　§7＞ ・　無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めることができる（§7①）。なお、大都市（道内は札幌圏）に係る都市計画区域については区域区分を定める（§7①ただし書） ・　市街化区域と市街化調整区域の区分によるまちづくりを行ってきた、道内10都市計画区域については、この制度が計画的な市街地の形成や周辺部の自然環境の保全、効率的な都市基盤整備に大きく寄与してきた。	①　都市計画法 ＜用途地域＞ ・　都市計画法§9に基づく用途地域に適合する、建築用途の拡大を図る。 ＜市街化調整区域＞ ・　札幌圏都市計画区域は都市計画法§7①ただし書で区域区分を定めるものとされており、§7①Ⅱ等の改正が必要 ・　その他の区域については、§7①で必要があるときに定めるものとしており、都市計画の変更で対応可能。	①　都市計画法 ＜用途地域＞ 【メリット】 ・　用途地域に適合する建物用途が拡大することで、未利用地の活用が図られる。 【デメリット】 ・　用途地域内の建物用途が混在することで、都市環境の悪化を招き、機能的な都市活動が阻害される。 ＜市街化調整区域＞ 【デメリット】 ・　市街地の無秩序な拡大により、計画的な公共施設の整備が出来なくなり、都市環境が悪化する。 ・　不経済な公共投資が発生する。 ・　市街地周辺の優良農地や自然環境の保全を図ることができなくなる。		建） 都市計画課 農） 農地調整課 水） 治山課 環） 自然環境課	3005C 3010C
					②　農業振興地域の整備に関する法律 ・　農振法に基づく土地利用規制は、一定の地域を知事が農業振興地域に指定（§6①）し、当該指定地域の中で、市町村が今後農用地として利用する予定の区域を農用地区域に定めその用途区分を設けるものであり、何らかの用途で使われる土地である。 ・　平成17年の農林業センサスによる本道の耕作放棄地面積は約２万haであり、これらの農地について、市町村は将来とも農業目的で使う農地と他用途利用が望ましい土地とに区分し適正な利用を図ることとされている。	②　農業振興地域の整備に関する法律 ・　農振法§8④に規定する知事同意の廃止（特区提案には該当しない） ・　農地法§4及び§5に係る転用許可基準の緩和	②　農業振興地域の整備に関する法律 【メリット】 ・　多様な土地利用が可能となる。 【デメリット】 ・　無秩序な土地利用の進展が懸念される。			
					③　森林法 ＜保安林に指定されている民有林＞ ・　保安林に指定（§25大臣、§25-2知事）されている民有林は、伐採を制限（§34　知事許可）されているほか、森林以外の目的への土地転用は原則禁止。 ・　保安林の指定及び解除は、農林水産大臣（§25、26）又は知事（§25-2、26-2）の権限。 ＜保安林以外の民有林＞ ・　地域森林計画の対象となっている民有林（保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸法に規定する海岸保全区域内の森林を除く）においては、１haを超える開発行為（森林法施行令§2-3）は、知事（又は知事権限の移譲を受けている市町村長）の許可を要する（§10-2）。	③　森林法 ＜保安林に指定されている民有林＞ ・「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（H12.4.27農林水産事務次官通知）」において、保安林の解除要件、伐採の許可要件及び土地の形質の変更等の許可要件を緩和 ＜保安林以外の民有林＞ ・森林法施行令（§2-3）改正（許可を要する開発行為の規模要件を緩和）	③　森林法 【メリット】 ・　土地の有効活用が図られる。 【デメリット】 ・　国土保全や水源かん養等の重要な公益的機能を持つ保安林等の森林が減少する。			
					④　自然公園法 ・　自然公園区域内では、自然公園の風致景観を保護する観点から風致景観上好ましくない行為を規制しているが、土地の利用用途を規制するものではない。 ・　特別地域内の行為規制は、国立公園は環境大臣、国定公園は知事の許可（自然公園法§13③）、特別保護地区内の行為規制は、国立公園は環境大臣、国定公園は知事の許可（自然公園法§14③）が必要。	④　自然公園法 ・　公園区域の解除、規制の緩和	④　自然公園法 【デメリット】 ・　これまで良好に保全されてきた自然環境が改変され、自然公園としての資質低下を招くおそれがある。			

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
地方裁量範囲の拡大	５１ 国の関与の縮小	漁業施設用地の変更協議や都市計画事業の補助採択に関する国の関与を縮小する。	２	２	①　漁港利用計画 ・　用地の利用計画の変更については、漁業情勢の変化や漁港の整備、機能施設等の整備に伴い漁港施設用地を適正に利用するため見直しされるものであり、これまでも速やかな変更協議、事務処理に努めてきているが、個別の内容により変更に際し時間を要する事案も見られている。	①　漁港利用計画 （特段の法令等の支障なし）	①　漁港利用計画 【メリット】 ・　個別の内容によっては、水産庁において事務決裁に要する時間分、事務処理が短縮されることが考えられる。 【デメリット】 ・　現在､水産庁が行っている海岸や河川、国有財産などにかかる他省庁との協議を直接、道が行う必要があるので、逆に協議に時間を要する場合もあることが考えられる。		水） 漁港漁村課 建） 都市計画課、都市環境課	2004C 2007C
					②　都市計画事業 ・　都市計画事業については、市町村が主体的に事業推進を図ることとなっており、補助採択要件等については、統合補助金・交付金の運用改善等により、既に地方公共団体が地域の実情や事業展開に応じて、より機動的かつ柔軟に事業を実施できるよう措置されている。	②　都市計画事業 ・　関係法令の改正 （道路法、土地区画整理法、都市再生特別措置法、まちづくり交付金交付要綱、都市公園法、下水道法、都市計画事業に関わる補助関連(特に区画整理・都市計画道路・都市計画公園・下水道・再開発）の採択基準要綱）	②　都市計画事業 【メリット】 ・　（財源等に関して）わずかな自主財源で大きな事業が施行可能となる。 【デメリット】 ・　市町村の実情に応じた財源配分をした場合、市町村間において不公平感を生じる可能性がある。			
	２１２ 土地利用規制の決定に係る国の協議・同意の廃止	土地利用の決定に係る国の協議・同意を廃止し、知事が決定できるようにする。	１	１	①　国土利用計画法 ・　国土利用計画法では、都道府県は五地域区分（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）と土地利用調整等に関する事項について定めた土地利用基本計画を策定することとされているが、その策定・変更に当たっては国との協議・同意を得なければならない。	①　国土利用計画法 ・　国に属する土地関連の権限の移譲と個別規制法に基づく諸計画に係る国の関与の一括廃止	①　国土利用計画法 【メリット】 ・　土地利用基本計画の策定・変更に係る事務処理期間の短縮 【デメリット】 ・　国土利用計画法に係る国の関与の廃止が先行し、国に属する土地関連の権限の移譲と個別規制法に基づく諸計画に係る国の関与の廃止ができなければ、土地利用基本計画の策定・変更に当たって国土交通大臣が行っている関係行政機関の長との協議を国土交通大臣に代わって都道府県が調整をしなければならないなど、事務の煩雑化・非効率化が危惧される。		企） 計画室	1216C
					②　自然環境保全法 ・　都道府県自然環境保全地域の特別地区等の指定又は拡張をしようとする場合は、環境大臣への協議が必要とされているが、道では自然環境等保全地域指定事務要領に基づき、国の出先機関に事前協議を行っている。	②　自然環境保全法 ・　都道府県から環境大臣への協議の廃止	②　自然環境保全法 【メリット】 ・　指定事務の効率化が図られる		環） 自然環境課	
					③　自然公園法 ・　国定公園の特別地域等の指定又は拡張をしようとする場合は、関係行政機関の長への協議が必要とされているが、環境省からの技術的助言（環境省自然環境局長通知）に基づき、国の関係地方行政機関に協議を行ったうえに、自然公園法§55に基づき、関係大臣への協議を行っている。	③　自然公園法 ・　都道府県から関係行政機関の長（大臣）への協議の廃止。	③　自然公園法 【メリット】 ・　指定事務処理の迅速化、効率化が図られる。			

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
地方裁量範囲の拡大	（２１２ 土地利用規制の決定に係る国の協議・同意の廃止）				④　農振法 ・　農振法の規定により、都道府県知事が「農業振興地域整備基本方針」を定める場合には、農林水産大臣に協議し同意を得なければならない。	④　農振法 ・　農振法４条の協議廃止	④　農振法 【メリット】 ・　都市計画法など他の土地利用規制関係法令に基づく国との協議・同意がすべて廃止となった場合には、本道の実情に即した主体的な土地利用が可能となる。 ・　北海道独自のビジョンに基づいて、地域の実情に応じた農業施策、農用地の確保・保全対策が可能となる。 【デメリット】 ・　国による農業関係の補助事業には、農振地域や農用地区域をその対象としているものもあり、国の基本指針に基づいて策定される都道府県の基本方針に国が関与する仕組みを前提に予算措置されている。このため、国の関与を廃止した場合、既存の財源確保が可能かどうか懸念される。		農） 農地調整課	
					⑤　森林法 ・　知事は、森林地域を確定するなど森林に関する計画（地域森林計画）を策定又は変更する場合は、計画を公告縦覧し、その後、都道府県森林審議会及び関係市町村の意見を聞き、計画を策定する。その計画については、農林水産大臣の協議又は同意を得た後に、地域森林計画の決定がなされる。	⑤　森林法 ・　森林法の改正 ・　地域森林計画の作成に要する費用は、都道府県の負担となっている	⑤　森林法 【メリット】 ・　地域森林計画を決定するにあたって、都道府県森林審議会及び関係市町村の意見を聞いた後、速やかに計画を決定する事ができ、時間及び事務の軽減が図られる。 【デメリット】 ・　地域森林計画は、森林地域を確定するという土地利用規制のほかに、森林を整備する公共事業の流域別の基本計画の性格があり、これを国の計画と切り離すことは、調整に重大な支障を及ぼす危険性がある。		水） 森林計画課	
					⑥　都市計画法 ・　都道府県は、都市計画区域を指定しようとするとき、又は大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域等に係る都市計画、若しくは国の利害に重大な関係がある都市計画の決定をしようとするときは、国土交通大臣に協議し同意を得なければならない。 ・　また、都道府県が都市計画区域の整備・開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定めようとするとき（国土交通大臣の同意を要するときを除く。）は、農林水産大臣と協議しなければならない。	⑥　都市計画法 ・　都市計画法の改正	⑥　都市計画法 【メリット】 ・　道における都市計画を、道がより主体的に行うことができるようになる。		建） 都市計画課	

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	D　経済振興対策
中分類	観光振興

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
観光客誘致	５４ カジノの整備	外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税収の拡大を図る。	4	3	・　本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえた十分な議論がなされていなく、道内世論も盛り上がっていない状況にある。 ・　カジノに関しては、平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。 ・　なお、カジノに係る行為は、刑法§185･§186に規定する罪の構成要件に該当する行為。また、カジノ特区に関しては、他県より平成16年に構造改革特区提案(5次)がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。	・　違法性を阻却する特別法の制定	【メリット】 ・　経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 ・　新たなエンターテイメント産業の創出 ・　自治体施行による新たな収益金の確保 【デメリット】 ・　暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 ・　青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念 ・　インフラ整備などによる社会的コストの発生		知）知事政策部参事経）観光のくにづくり推進局 参事、商業経済交流課総）税務課	3047D 3050D 3071D 3074Z*
	２１５ カジノの設置 （小樽市へのカジノの誘致）	カジノを設置できるようにする。 (小樽市が魅力あふれる観光地であり続けるために観光振興策として、カジノの誘致を行う)（小樽市に外国人のみが行うことができるカジノを作り、F1などを開催するなどして各国の富裕層を誘致する）	3	3	(NO.54に同じ)	(NO.54に同じ)	(NO.54に同じ)		知）知事政策部参事	1213D 1235D 3203D
	５５ 民宿・ファームインの活性化	自家製果実酒やしぼりたて牛乳を提供できるよう、酒税法や食品衛生法の規制を緩和する。	2	2	（自家製果実酒） ・　酒税法により、酒類に水以外の物品を混和した場合は、新たに酒類を製造したものとみなされ（§43)、製造免許が必要（§7①）となるが、年間製造数量が一定規模以上でなければ免許を受けることができない（§7②で果実酒は年間6kl以上)。	（自家製果実酒） ・　酒税法の改正	（自家製果実酒） 【メリット】 ・　観光の振興が図られる。 【デメリット】 ・改正内容(小規模でも免許可等）によっては製造者に新たな酒税負担が生じる。 ・　衛生面での不安。 ・　非課税とする論拠が薄い（税負担の公平性)。		企）地域主権局参事	3060D 3062D
					（牛乳） ・　牛乳を含む乳等は、次の理由により、一般食品とは別に省令（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令）を定め、特に厳しい基準が定められている。 ①　栄養価が高い反面、製品内で容易に細菌が増殖 ②　日常生活で大量に消費され、事故発生時は被害が大規模 ③　乳幼児、病者など抵抗力の弱い人達の栄養補給に用いられている。 ・　製造基準等は、国が科学的評価のうえ規定 ①　生乳：比重・酸度・細菌数 ②　製造工程：許可施設で一貫してろ過、殺菌、小分け、密栓を実施 ③　殺菌基準：63℃30分 ④　保存基準：殺菌後直ちに10℃以下に冷却保存 ⑤　成分規格：細菌数、大腸菌群、酸度、比重、乳脂肪分、無脂乳固形分など	（牛乳） ・　乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表のうち次のものの廃止等 ・　二の(一)の(５)(乳処理業の許可を受けた施設で一貫した処理) ・　二の(二)の(１)の２（加熱殺菌）	（牛乳） 【メリット】 ・　観光の振興が図られる。 【デメリット】 ・　衛生管理が不十分となり、牛乳を原因とした食中毒が発生する可能性がある。 ・　全国的に食に対する信頼が揺らいでいる中で、食中毒等が発生した場合には、牛乳のみならず道産食品全体への悪影響が懸念される。 ・　食中毒等が発生した場合、道が提案等をした責任を問われることも想定され、権限と責任は道が持つという相当の覚悟が必要。		保）食品衛生課	
	２１６ 酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供	酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳を提供できるようにする。	1	1	・　牛乳の製造にあたっては、食品衛生法（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令）に基づく乳処理業の許可を受けた施設で、製造基準等を遵守した上で処理することが義務づけられており、酪農家の民宿で牛乳を提供する場合も小規模な施設を整備した上で提供している。	・　酪農家の民宿で簡易殺菌した牛乳について、牛乳の製造基準の適用を除外する。	【メリット】 ・　観光の振興が図られる。 （食品衛生上のメリットはない） 【デメリット】 ・　簡易殺菌した牛乳の提供について、現行の法令基準と同等の安全性確保のしくみが確立されなければ、不十分な衛生管理による食中毒の発生や、それに伴う風評被害が懸念される。		保）食品衛生課	1232D

<「大分類：Ｄ　経済振興対策」　－　「中分類：観光振興」のつづき>

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
観光客誘致	５８ ビザ発給要件の緩和	北海道限定のビザ無し入国対象国の拡大や観光数次ビザの発給を行う。	２	２	・　出入国管理及び難民認定法により、国際約束や日本の通告により日本国領事館等の査証を必要とされない場合を除き、上陸しようとする外国人は、有効な旅券で日本国領事館等の査証を受けたものを所持しなければならない（§6①）。 ・　査証については、国が定めた要件を満たし、査証発給が適当と判断される場合に、発給がされるもの。 ・　国は62の国と地域との間に一般査証免除措置を実施している。 ・　このうち、本道への来道者が多い、台湾、香港、韓国、オーストラリアは90日以内、シンガポールは３か月以内の滞在について、査証免除。 ・　中国については、修学旅行生に対する査証免除措置済（H16.9.1～）。	・　国のビジット・ジャパン・キャンペーンの重点市場国である中国、タイを対象とした規制緩和 ※　国のビジット・ジャパン・キャンペーンの重点市場国（12市場） 中国、香港、韓国、台湾、オーストラリア、シンガポール、タイ、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ	【メリット】 ・　入国査証発給基準の緩和､廃止により、査証の発給が促進され、または、査証の発給が不要となるため、査証取得経費や取得に係る時間の節減が図られるため、海外から本道への観光旅行が促進される。 ・　観光数次査証の発給により、観光旅行の利便性が向上する。 【デメリット】 ・　査証は、我が国に入国しようとする外国人の入国及び滞在が差し支えないことの判断を示すものであるため、その判断なくして出入国管理当局に対して上陸申請がなされることとなる。		経） 観光のくにづくり推進局参事	1030D 1034D
観光業振興	６４ 自家用車による旅客共同送迎	旅客の利便性向上と宿泊施設の労力低減のため、施設の共同による自家用車による有料送迎を行う。	１	１	・　道路運送法により、旅客自動車運送事業は国土交通大臣の許可（§4）が必要とされ、旅客の生命をあずかる運送事業者が旅客の安全を確保できる体制を整備しているかを審査。 ・　道路運送法では、自家用車による有償運送を認める制度として、市町村が自ら行う市町村運営有償運送、または、ＮＰＯ等が行う「過疎地有償運送」及び「福祉有償運送」（§78）が認められており、大臣の登録（§79）が必要。いずれも既存の一般旅客自動車運送事業では必要な旅客輸送の確保が困難な場合に限定して認められるもの。 ・　なお、自家用車による近隣の他のホテルへの送迎を行う場合については、利用者からの運賃及び他のホテルからの送迎に係る委託料等の対価のいずれも受け取らない場合には、無償運送として、現行法規上でも認められるケースがありうると思われることから、個々のケースの検討が必要。	・　道路運送法の位置づけ	【メリット】 ・　宿泊施設利用者の利便性向上など。 【デメリット】 ・　旅客運送に必要な安全を担保できなくなる可能性がある。		企） 交通企画課	1036D
	６５ 有料顧客送迎に係る権限移譲	体験観光事業者が行う有料の顧客送迎について、道路運送法等に基づく国の権限を道に移譲する。	１	１	・　道路運送法により、旅客自動車運送業は国土交通大臣の許可（§4）が必要とされ、旅客の生命をあずかる運送事業者が旅客の安全を確保できる体制を整備しているかを審査。 ・　道路運送法に基づく旅客運送事業に係る全ての許可は、国土交通省（窓口は全道８か所の運輸支局）が一元的に行っている。 ・　道路交通法により、旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ第二種免許が必要とされる（§86）。なお、第二種免許は、旅客等の安全を確保するため、第一種免許より高度の適性、技能及び知識を必要とし、受験資格も厳しい。 ・　さらに、車両区分ごとの死亡事故発生状況や車両の大型化等、免許制度上の事故防止対策を講ずる必要から、平成19年６月には改正道交法が施行され、中型第二種免許が新設された。	・　関係法令（道路運送法、道路交通法）の改正	【メリット】 ・　自動車の種類に応じた第二種免許を有せず、旅客事業運送が可能となる。 ・　観光の活発化による本道経済の活性化 【デメリット】 ・　本件の「体験観光事業者による特定地域での有料顧客送迎」に係る許可のみ道へ移譲した場合には、行政効率の低下が懸念される。 ・　仮に、届出制への移行を検討するとしても、許可制度と同等の基準による運送の安全確保を担保する仕組みを別に整備する必要があると考える。 ・　旅客の安全性の確保に支障をきたす。		企） 交通企画課 警） 交通企画課	4006D

中分類　その他

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
金融市場の活性化	６６ 金融自由化	北海道の位置を利用し、東京より早く金融市場が開くように時差を設け、金融自由化を行う。	２	２	（時差） ・　日本の標準時は、標準時ニ関スル件（明治28年勅令167号）で定められている。 ・　明治28年から昭和12年まで、日本には中央標準時（明石標準時）と西部標準時（台湾など）の２つの標準時があった。 ・　標準時は、経度15度で１時間ずれる。日本の標準時は明石を通る東経135度が基準であり、それより15度東の東経15度は、ウルップ島を通っている。 （金融自由化） ・　証券取引所の開業時間は、総理大臣認可の業務規程で定めることとなっている。 ・　金融市場については国際化が進んでおり、例えば、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。	（時差） ・　特例法の制定 （金融自由化） （特段の法令等の支障なし）	【メリット】 ・　北海道の独自性を強く打ち出し、「日本の中の外国」ともいえるような異彩を放つ地域として磨きをかける。 ・　東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。 【デメリット】 ・　システム整備などに経費がかかる。		経） 商工金融課 企） 地域主権局参事	3048D 3049D
	６７ 新総合金融市場の創設	東京より１時間早く市場を開設し、ＮＹと東京の空白を少しでも埋め、北海道経済の活性化に繋げる。	１	１	・　金融市場については国際化が進んでおり、例えば、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。	（特段の法令等の支障なし）	【メリット】 ・　東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。 【デメリット】 ・　システム整備などに経費がかかる。		経） 商工金融課	3070D
	２１９ 金融市場の活性化	北海道は夜明けが早いことを利用して、札幌で為替市場を作る。	１	１	・現在、外国為替市場は全世界で２４時間取引が行われている。	（特段の法令等の支障なし）	【メリット】 ・　現在、外国為替市場は全世界で２４時間取引が行われているところであるが、東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。 【デメリット】 ・　システム整備などに経費がかかる。		経） 商工金融課	1205D
物流・人材移動の活性化	６９ 自由貿易地域指定	道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、ＣＩＱ業務の移管や税の優遇、査証発給の特例措置を行う。	２	２	・　沖縄振興特別措置法により、沖縄では、観光振興地域に係る特例措置（法人税など）、沖縄型特定免税制度に係る特例措置（関税の免税）、航空機燃料税の軽減措置、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区や金融業務特別地区などに係る特例措置（法人税など）、自由貿易地域・特別自由貿易地域に係る特例措置（所得税・法人税、関税など）などが講じられている。 ・　「自由貿易地域」あるいは「特別自由貿易地域」といった地域については「沖縄振興特別措置法」に基づいて指定されており、沖縄県以外は対象地域となっていない。 ・　ＣＩＱ業務については、地方支分部局との連携共同事業として地方公共団体職員の派遣を行っている。 ・　固定資産税については、現行制度において、市町村が公益等の事由により課税免除等を行うことができる。	・　自由貿易地域を定める法律の新規制定 ・　出入国管理及び難民認定法、関税法、検疫法の改正 ・　税条例に基づく課税免除等の適用 ・　税の減免措置	【メリット】 ・　自由貿易地域内に立地する企業への税の減免により、区域内への企業立地が促進される。 ・　自由貿易地域内においては関税の減免制度があるので、貿易の拡大に繋がる。 ・　固定資産税の軽減により企業立地が促進される。 ・　道の意志でＣＩＱ人員の増減が可能となる。 【デメリット】 ・　税の基本である公平の原則と矛盾する。 ・　交付税による減収補てんがなかった場合、市町村への財政運営への影響が懸念される。 ・　ＣＩＱ業務は国家保安上の基本的責務であるため、業務移管した場合の厳正執行に対する不安。		経） 商業経済交流課 企） 市町村課、交通企画課	1024D 2012D

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
物流・人材移動の活性化	７２ トラックコンテナの国際基準化	トラックコンテナに国際基準を取り入れる。	1	1	・　道路法により、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両の幅・重量・高さ・長さ・最高限度が決められており（§47①、具体的な数値については、車両制限令§3)、貨物が特殊でやむを得ない場合に道路管理者が許可したときのみ通行可能（§47-2①)。 ・　コンテナは、国際大型コンテナと国内コンテナに大別され、それぞれＩＳＯ規格ならびにＪＩＳ規格。海上コンテナは、世界中の港での効率的な荷役を実現するためにＩＳＯ規格を満たすコンテナをいい、日本で独自の規格のＪＲコンテナと区別される。なお、海上コンテナのサイズについては、ＩＳＯ規格で定められており、この規格を取り入れるかどうかに関する法的規制はない。 ・　ＩＳＯ規格に合致したコンテナであっても、サイズによっては車両で搬送する際に幅、重量、長さ(12m)、高さ等について道路法上に制約（具体的な数値は車両制限令§7）があるため、道路管理者に対して通行の許可を得なければならない場合がある。したがって、ＩＳＯ規格で最大の45フィートコンテナ（長さ13.7m）は道路法§47②で通行できない。	・　車両制限令§3の改正	【メリット】 ・　海外からの積荷の45フィートコンテナを、手続きなしでトレーラーで搬送できれば、物流の効率化につながる。 【デメリット】 ・　道路事情によっては、安全に通行できないことが考えられる。		企） 地域主権局	1075D
	２２０ 船用コンテナの国際基準に則した牽引車両の導入	トラックのシャーシの基準を変えて、国際コンテナが直接積めるようにし、コスト削減による競争力のコンテナに国際基準を取り入れる。	1	1	(NO.72に同じ)	(NO.72に同じ)	(NO.72に同じ)		企） 地域主権局	1210D
空港の活性化	７５ 空港の一括管理	道内の第２種Ａ空港の移管を受け、海外エアラインの誘致や道内空港の活性化を図る。	2	2	・　空港整備法及び施行令により、道内空港は次のとおり設置・管理されている（法§4及び§5、令§1)。 ◇第２種Ａ空港（国設置・国管理） 新千歳、稚内、函館、釧路 ◇第２種Ｂ空港（国設置・市管理） 旭川、帯広 ◇第３種空港（道設置・道管理） 女満別、中標津、紋別、利尻、礼文、奥尻 ◇その他飛行場（防衛省との共用飛行場） 丘珠	・　航空法、空港整備法、特別会計に関する法律（旧空港整備特別会計法）の改正	【メリット】 ・　空港及び附帯施設を、住民に身近な行政主体である北海道が管理することになり、これらの有効活用策及び利用者の利便性の向上策に主体的に取り組むことができる。 ・　空港の着陸料等の収入が道の歳入となり、第三種空港に係る管理費用の収支不足分を賄える可能性がある。 【デメリット】 ・　空港整備に係る道の負担が増えることが考えられ、現在の４空港と第三種空港に係る管理費用と、今後見込まれる整備費用をあわせると、新千歳空港を含む着陸料等の収入では、収支が不足する可能性がある。(また、空港用地を買い取ることとなった場合の費用負担について、精査する必要がある。) ・　道が管理を行うことにより、多数の管理要員が新たに必要となるため、国の職員の受入れ等、人件費の負担増が見込まれる。		企） 新幹線・交通企画局参事 建） 建設政策課	3075D 3107D

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
空港の活性化	２２１ 千歳空港のハブ空港化	千歳空港をハブ化し離発着の料金を下げ、世界に通用する空港を目指し、そこから得た収益を北海道の収益とする。	1	1	・　グローバル化の進展に伴う人や物の移動の増大に対応するため、新千歳空港の国際拠点空港化に取り組んでいるところ。 ・　空港整備法及び施行令により、道内空港は次のとおり設置・管理されている（法§4及び§5、令§1）。 ◇第２種Ａ空港（国設置・国管理） 新千歳、稚内、函館、釧路 ◇第２種Ｂ空港（国設置・市管理） 旭川、帯広 ◇第３種空港（道設置・道管理） 女満別、中標津、紋別、利尻、礼文、奥尻 ◇その他飛行場（防衛省との共用飛行場） 丘珠		【メリット】 ・　空港及び附帯施設を、住民に身近な行政主体である北海道が管理することとなり、これらの有効活用策及び利用者の利便性の向上策に主体的に取り組むことができる。 【デメリット】 ・　空港整備に係る道の負担が増えることが考えられ、空港に係る管理費用と、今後見込まれる整備費用をあわせると、着陸料等の収入だけでは収支が不足する可能性がある。 ・道が管理を行うことにより、多数の管理要員が新たに必要となるため、国の定員の受入等、人件費の負担増が見込まれる。		企） 新幹線・交通企画局参事 建）	1204D
地場産業育成	７６ 酒造免許付与権限の移譲	酒造免許の交付権限の移譲を受ける。	2	2	（酒類の製造免許） ・　酒税法により、酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない（§7①）。	・　酒税法の改正	【メリット】 ・　地場産品の活用が図られ、地域資源を活用した産業振興につながる。		企） 地域主権局参事	1080D 2014D
	７９ 食品の機能成分表示制度	原料・製造・販売とも道内限定の機能食品等について、道の評価基準に基づき効能表示を可能にする。	1	1	（栄養表示） ・　健康増進法により、食品について栄養表示（栄養成分及び熱量に関する表示）を行う場合は、厚生労働大臣の定める栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならず（§31、栄養成分は施行規則§16及び§17）、また、乳児用など特別の用途に適する旨の表示（特別用途表示）は、厚生労働大臣の許可を受けなければならず（§26）、栄養表示の基準を満たしているものや特別用途表示の許可を受けたものは、その範囲内で機能性等の表示を行うことができる。 ・　誇大表示の禁止が規定されており、健康の保持増進の効果その他厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない（§32-2）。	（栄養表示）	（栄養表示）		経） 産業振興課 保） 健康推進課、食品衛生課、医務薬務課	1019D
					（保健機能食品の表示） ・　食品衛生法により、食品への表示については、基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない（§19）。 ・　また、食品衛生法施行規則により、特定保健用食品及び栄養機能食品（以下「保健機能食品」という。）以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならない（§21①Ⅳ）。	（保健機能食品の表示） ・　食品衛生法施行規則§21①Ⅳの廃止	（保健機能食品の表示） 【デメリット】 ・　保健機能食品の基準を満たし、必要な手続きを経たものであれば、その範囲内で機能性等の表示を行うことは可能であるが、これ以外の食品で、効能等を表示して販売することは、購入者等に医薬品や保健機能食品との誤認や混乱を招くおそれがある。			
					（医薬品の表示） ・　薬事法により、製造販売の承認を受けなければならない医薬品であって、厚生労働大臣の製造販売の承認（§14）を受けていないものについては、名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない（§68）。 ・　従って、医薬品の承認を得たものでなければ、効能表示が認められていない。	（医薬品の表示） ・薬事法の改正	（医薬品の表示） 【メリット】 ・　北海道独自に定める評価基準がその商品の安全性を保証できるものであれば、道産品のイメージが向上し、道内経済の活性化が図られるものと考えられる。 【デメリット】 ・　評価基準を満たした商品が、例えば使用して健康被害が生じた場合、その基準を定めた行政機関が責任を負うことになるほか、健康被害に対する補償など企業に多大な負担を求める結果となるものと考えられる。			
					（その他参考） ※　道では、機能性のある食品の販路拡大を図る場合、販売側から科学的根拠の有無を問われることが多いため、企業のニーズに応じた評価機関を紹介する支援システムの構築を進めている。					

小分類	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
				重複除く						
自営業者の経営安定化	８０ 自家用貨物自動車の車検延長	農業者、漁業者、個人の商工業者などの経営安定のため、自家用貨物自動車の車検期間を延長する。	１	１	・　道路運送車両法により、自家用貨物自動車（自動車運送事業者が貨物輸送事業に使用するもの）の車検期間については、新規登録後初回は２年後、以降は１年毎に行うこととなっている（§61、§62）。	・　道路運送車両法の改正	【メリット】 ・　事業における経費節減など。 【デメリット】 ・　車両の安全性に対する不安		企） 交通企画課	3009D
ＩＴ産業振興	８７ 中国人短期滞在ビザ免除	中国人技術者が北海道に入国する場合に限り、短期滞在ビザ申請を免除する。	１	１	・　出入国管理及び難民認定法により、国際約束や日本の通告により日本国領事館等の査証を必要とされない場合を除き、上陸しようとする外国人は、有効な旅券で日本国領事館等の査証を受けたものを所持しなければならない（§6①）。 ・　査証については、国が定めた要件を満たし、査証発給が適当と判断される場合に、発給が行われるもの。 ・　国は62の国と地域との間に一般査証免除措置を実施している。 ・　このうち、本道への来道者が多い、台湾、香港、韓国、オーストラリアは90日以内、シンガポールは３か月以内の滞在について、査証免除。 ・　中国については､修学旅行生に対する査証免除措置済(H16.9)。 ・　北海道のＩＴ産業は、中国をはじめとしたアジア等のビジネス連携を推進しているが、中国人技術者が来日するには短期滞在ビザが必要であり、取得に時間を要する現状にある。 ※　構造改革特区でのビザ免除の申請に対し、外務省では不法残留の問題等から却下している状況にある。		【メリット】 ・　中国人技術者の入国を緩和することにより、道内ＩＴ産業と中国ＩＴ産業との協働関係が進展する。 【デメリット】 ・　ビザの免除で入国した者は、自由に国内を移動でき、道における滞在を担保することができない。		経） 産業振興課	1032D
タクシー	８９ 法定３カ月点検の撤廃	車両性能の向上で修理箇所発見がほとんどないため、点検を廃止し、休車などの負担軽減を図る。	１	１	・　道路運送車両法により、自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、３ヶ月ごとに技術上の基準により自動車を点検しなければならない（§48①Ｉ）。	・　道路運送車両法の改正	【メリット】 ・　タクシー事業運営の安定化など 【デメリット】 ・　車両の安全性に対する不安		企） 地域主権局参事	1078D
	９０ 需給調整	過当競争で事故が増加するなどしているため、地域の実情に即した需給調整を行う。	１	１	・　道路運送法により、一般旅客自動車運送事業は、自動車数等を記載した事業計画などの申請書を提出し、国土交通大臣の許可が必要（§4）。 ・　車両数の増減は、基本的には事業者の経営判断に委ねられているが、特定の地域において供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰になっており車両の増加により輸送の安全や利便を確保することが困難となる恐れがある場合などは、大臣が期間を定めて緊急調整地域として指定し、新規許可や事業計画の変更（増車）ができない（§8）。 ・　平成14年にタクシーの需給調整規制が見直されて以来、車両数が増加傾向にあり、経営面からも厳しい状況にあることから、事業者からも規制の見直しについて要望が出されている。 ※　国土交通省で、緊急調整措置について地域実情に応じた弾力的運用が可能か検討が進められていると聞いている。	・　道路運送法の改正	【メリット】 ・　タクシー事業運営の安定化など 【デメリット】 ・　業界内での競争原理が働かなくなることによる価格上昇など		企） 交通企画課	1079D
その他	９２ 時差の導入	北海道の自立効果を上げ観光意識を高めるため時差を設ける。また、時差と金融自由化を連動させる。	３	１	（時差） ・　日本の標準時は、標準時ニ関スル件（明治28年勅令167号）で定められている。 ・　明治28年から昭和12年まで、日本には中央標準時（明石標準時）と西部標準時（台湾など）の２つの標準時があった。 ・　標準時は、経度15度で１時間ずれる。日本の標準時は明石を通る東経135度が基準であり、それより15度東の東経150度は、ウルップ島を通っている。 （金融自由化） ・　証券取引所の開業時間は、総理大臣認可の業務規程で定めることとなっている。 ・　金融市場については国際化が進んでおり、例えば、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。	（時差） ・　特例法の制定 （金融自由化） （特段の法令等の支障なし）	【メリット】 ・　北海道の独自性を強く打ち出し、「日本の中の外国」ともいえるような異彩を放つ地域として磨きをかける。 ・　東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。 【デメリット】 ・　システム整備に経費がかかる。 ・　夏はともかく冬季において道民理解が得られるか。		企） 地域主権局参事 経） 商工金融課	3048D* 3049D* 3073D

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
その他	９３ サマータイムの導入	サマータイムの本格実施を行う。	２	２	・　関連する法令としては、期間・期限・時間・時刻を定めた法令等（民法、商法、刑法など） ・　H16～18に、札幌商工会議所が中心となり「北海道サマータイム実証実験」実施 （H18は、道央地域を中心に約700団体、12市町村が参加。道外時差の課題が大きいなどの理由により延長せず）。 ・　H19に、同会議所会員など約30団体・1市町村で自主実施したほか、道では、エコ・サマータイム実践ＰＲ事業を実施。 ・　こうした実験などを実施してきたが、現状においては、道民意識の盛り上がりまでには至っていない。 ・　国においては、全国一律実施のサマータイムあるいはそれに準じた取組（勤務・営業時間の繰上げ）について検討することとされている。	・　特例法の制定	【メリット】 ・　北海道の地理的特性である夏季の日照時間の長さや涼しさを活用した北海道らしいライフスタイル構築の可能性。 ・　サマータイム導入に伴う時間の使い方によっては、観光等の面で経済波及効果を期待する見方もある。また、逆に道民の理解と協力のもと、消灯時間の繰上げ等がなされる場合には省エネ効果も期待 【デメリット】 ・　道民の生活面への影響として、道民のくらし、健康面での影響、道外の取引先との連絡調整のための終業時刻の延長などによる労働強化の可能性など。 ・　北海道時と日本標準時の取扱について時刻表示を変更せず道民に読替えをお願いする場合は混乱発生が懸念される。また、時刻表示を変更する場合は案内や時刻表などの変更コストが発生するほか、道外取引先との時刻の取扱いに関する調整が必要となり、システムで解決を図るとすると、コストの発生が懸念される。 ・　メリットで掲げている経済波及効果への期待は、省エネ面から見るとデメリットとなることに留意が必要。		知） 知事政策部参事	1038D 3045D
	９４ 自動車等の潜在需要掘り起こし	夏期のみ利用したり、夏期と冬期で乗り分ける人向けに６カ月車検を導入し、潜在需要を掘り起こす。	２	２	・　道路運送車両法により、自動車（原付自転車及び126～250cc以下のバイクを除く。250cc超バイク（小型自動車）を含む）は、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ運行の用に供してはならない（§58、§61）。250cc超バイク（小型自動車）の車検期間は、新規登録後初回は３年後、以降は２年毎に行うこととなっている。 ・　地方税法により、自動車税は、原則として４月１日現在の所有者に１年分の税額を課税（§147、§148）。	・　道路運送車両法の改正 ・　地方税法の改正	【メリット】 ・　夏季期間のみの運転希望で車両購入を控えている者の潜在需要の掘り起こしにつながる。 ・　自動車の使用期間によっては、税負担が軽減される。 【デメリット】 ・　行政事務の繁雑化及び行政コストが増加する。 ・　道税収入（自動車税）の減		総） 税務課 企） 地域主権局参事	3053D 3079D
	９６ 不動産短期賃貸契約の簡便化	長期滞在を促進する上でホテル・旅館のみならず空室・空家を滞在先とした場合、短期賃貸借契約について、重要事項説明を書面手交のみで完了できるようにする。	１	１	・　宅地建物取引業法により、宅地建物の賃借の代理又は媒介をする行為を業として行うことについては、一般消費者保護の観点から契約締結の際、法で掲げる事項（契約内容）を記載した書面の交付を義務づけており、契約締結の判断の材料となる重要な事項については、契約が成立するまでの間に、これらの事項を記載した書面を交付し、取引主任者をして説明することを義務づけている（§35）。 ・　自ら所有する不動産の賃貸については、借地借家法及び民法の適用となる。 ・　旅館業法により、「人を宿泊させる営業」については、旅館業法の規制を受ける（§2）が、一般的には週単位で期間を定めて（１ヶ月未満）物件を使用させる場合には、旅館業法上の営業許可が必要と考えられている。 ※　国土交通省において、重要事項説明のあり方について見直し（口頭説明を不用とする項目を整理するなど）を検討中と聞き及んでいる。	（旅館業法等の適用関係を整理） ＊　旅館業法上の「人を宿泊させる営業」に当たる、ウィークリーマンションなどの短期宿泊賃貸マンションの運営事業は、旅館業法により規制され、宅地建物取引業の適用がないものとして取り扱われている。	【メリット】 ・　契約手続きに要する時間が短縮される。 【デメリット】 ・　宅地建物取引業法では、賃貸借契約期間の長短にかかわらず最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者保護に欠けるおそれがある。		建） 建築指導課	1040D

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
その他	９８ 理容師・美容師の垣根撤廃	理容師希望者が少ない上、理容業で美容師の雇用ができないため、垣根を撤廃し理容業の存続を図る。	1	1	・　理容師法及び美容師法により、理（美）容の業は理（美）容師の免許を受けた者が理（美）容所で行うこととされており、理容師が美容の業を行うこと、美容師が理容の業を行うことはできない（理容師法§6、美容師法§6）。 ※　「構造改革特区の提案」及び「全国で実施すべき規制改革及び民間開放要望」でも同様の提案が国に対してなされているが、実施する事項としては認められていない。	・　理容師法及び美容師法の改正	【メリット】 ・　美容所における顔そりなど、今までに無いサービスの提供が可能となり、利用者の利便の拡大が図られる。 【デメリット】 ・　理容師と美容師は必要とされる知識や技能に違いがあるため、両者の垣根が無くなった場合、免許取得を希望する者の負担が増加する可能性がある。		保） 食品衛生課	1081D
	２２２ 路線バスの合理的運行による経営改善	路線バスの経営改善のため、マイクロバスやワンボックスカーを利用できるようにする。	1	1	・　一般的に言われる「路線バス」とは、道路運送法§3に基づく「一般乗合旅客自動車運送事業」のことを指しており、§4により国交大臣の許可が必要。 ・　許可は、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針」により、乗車人員は11人以上と定められているが、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力を明らかに確保されると認められる場合（地域公共交通会議の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等）には、11人未満の乗車定員とすることができる。	・　「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針」における乗車定員規定の改正	【デメリット】 ・　一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針における乗車人員の規定は、車両に乗りきれない乗客（乗り残し）を発生させないためのものであり、乗り残しの問題が発生しないと認められる場合については、現行制度においても、乗車人員の緩　和が可能である。 ・　一方、バス事業者が自由に車種を選定した場合、輸送需要に見合わない車種の導入等により、急な乗車需要の増加に対応できない場合など、乗り残しを発生させるおそれがある。		企） 交通企画課	1209D
	２２３ 地域通貨の導入等	道州制完全実施時に、円と換金性を保証する地域通貨を導入し、生活消費財の自地域完全自給自足化や、変動国内地域通貨制などを導入する。	1	1	・　通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律により、通貨の単位を「円」とし、通貨は、政府の発行する貨幣及び日本銀行が発行する日本銀行券と定められており（§2)、貨幣の製造及び発行の権能は政府に属するとされている（§4)。	・　通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の改正	【デメリット】 ・　変動国内地域通貨制の導入により、為替リスクが生じ、道内経済に悪影響を及ぼす可能性がある。 ・　為替リスク、偽造リスクの管理体制について、新たな組織を設ける必要がある。		企） 地域主権局	3202D

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	F　環境保全
中分類	環境保全

小分類		細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
バイオ燃料	総論	１０８ バイオ燃料の普及促進	バイオ燃料普及促進のための制度の創設	1	1	・　庁内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。 ・　既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入推進には、原料の安定供給の支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、更にガソリン税等の減免などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としてはこれらを国に対し要望している。 ・　なお、普及促進のためには、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく混合上限規定の見直し、ガソリン税の減免等の法改正も必要となるが、これらについては、安全性の確保や課税方法等の課題がある。	・　国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進） ・　制度改正等を国に要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）	【メリット】 ・　CO2の削減による地球温暖化防止への貢献 ・　バイオ原料の生産による、遊休農地等を含む農地の有効利用 ・　製造拠点整備等による関連産業振興 ・　新たな産業創出 【デメリット】 ・　小麦・トウモロコシなど食料生産から燃料生産へのシフトによる食料価格の上昇		環） 環境政策課	1018F
	税制	１０８ １１０ ガソリン税の減免	バイオ燃料普及促進のためガソリン税（揮発油税、地方道路税）の減免	－	－	・　揮発油税法により、揮発油には揮発油税が課税（§1）。揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物（揮発油に類する物に限る）としたときは、製造と見なし、その物を揮発油とみなす（§6）。 ・　地方道路税法により、揮発油には地方道路税が課税（§1）。 ・　揮発油1kl当たり揮発油税24,300円、地方道路税4,400円。 ・　バイオ燃料の普及には既存燃料との価格差の解消を要するため、ガソリン税等の減免を国に要請している。	・　揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設	【メリット】 ・　既存燃料との価格差解消によるバイオ燃料の利用促進 【デメリット】 ・　税収の減少（税負担の公平性） ・　食料生産目的の農地利用の縮小が懸念される。		環） 環境政策課 農） 食品政策課、農地調整課	1018F 3078B
		１０９ バイオ軽油の非課税化	環境に配慮した取り組みを活性化させるため、てんぷら油などから製造した軽油は税を免除する。	1	1	・　地方税法により、軽油に軽油以外のものを混和した場合は軽油とみなされ（§700-2②）、軽油引取税の課税対象となる。 ・　廃食用油等を原料とするバイオディーゼル燃料などの輸送用バイオ燃料については、既存燃料に比べて製造コストが高いことから、価格差を解消し、利用を促進するため、優遇税制の創設が国において検討されている。	・　地方税法の改正 （課税対象からの除外又は法の解釈・運用の特例措置） ・　交付税による減収補てん制度の適用	【メリット】 ・　バイオディーゼル燃料の需要の増加 ・　廃食用油の利用増加（ﾘｻｲｸﾙ率向上） ・　リサイクル関連産業の振興 【デメリット】 ・　道税収入の減少（最大推計△３億５千万円／年） ・　道路整備に充てられる目的税としての軽油引取税の性格がゆがめられる。 ・　道のみで減免導入した場合、道内で給油後、道外で給油した場合などの課税の取り扱いが複雑になる。		環） 循環型社会推進課 総） 税務課	1083F
		２２４ バイオ燃料精算業務特別地区の設定による投資減税	バイオ燃料生産業務特別地区を指定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようにする。	1	1	・　国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方団体が行う課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）による減収部分については、一定のものに限り地方交付税による減収補てんが受けられることになっているが、本提案については対象となっていない。 ・　既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入を着実に推進していくためには、バイオエタノール等の原料の安定供給のための支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、さらにガソリン税等の減免、道内で製造したバイオ燃料の道内での利用などによる製造・流通コストの低減など多段階に亘る措置が必要であり、道としては、これらを国に対し要望しており､H20年度から一定の措置がされる予定。 ・　また、庁内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。 ・　なお、普及促進を進めるためには、投資減税や交付税補填等は効果的な対策と考えるが、加えて安全性の確保や税制面での検討も必要である。 ・　H20年度関係省庁における税制改正予定は次のとおり。 ①農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（仮称）の制定と併せて、同法の認定を受けた事業者が取得するバイオ燃料製造設備（エタノール等）に係る課税標準の特例措置（３年間２分の１軽減）を創設する。 ②エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却制度（３０％）又は税額控除制度（７％）について、対象設備の見直しを行ったうえ、その適用期限を２年延長する。	・　新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。 ・　国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進） ・　制度改正等を国に要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）	【メリット】 ・　バイオ燃料使用促進 ・　地球温暖化防止 ・　製造拠点整備等による関連産業振興 ・　新たな産業創出 【デメリット】 ・　地方交付税による減収補てん措置では、留保財源率２５％分が除かれることになるため、その分道税収入が減になる。		総） 税務課 環） 環境政策課 経） 資源エネルギー課	1234F

小分類		細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
バイオ燃料	遊休農地の活用	１１０（及び３０）遊休農地を活用した燃料生産	遊休農地の活用（農地指定解除）	４	０	・　農林業センサスでは、「耕作放棄地」とは過去１年以上作付けせずこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地で、基本的には「農地」。 ・　農地法により、「農地」とは「耕作の目的に供される土地」（§2①）。 ・　バイオ燃料作物であっても農作物の栽培が行われる場合は、「農地」として利用されていると判断。	・　農地法（§2①）の特例措置の創設	【メリット】 ・　耕作放棄地でのバイオ燃料作物の栽培に限り農地法の規制から除外すると、農業者以外の誰でも自由にバイオ燃料作物の栽培を行うことができる。 【デメリット】 ・　将来栽培を中止した場合に、当該農地の他用途への転用が懸念される。 ・　バイオ燃料作物は土地収奪性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。		農）農地調整課	1017B
			バイオ燃料特区の指定			・　農業経営基盤強化促進法により、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、市町村等との間で協定を結んだ上で一般企業のリース方式による農地の権利取得が可能（§27-13の特定法人貸付事業（平成17年9月～））。 ・　国では、食糧生産に影響を及ぼさない原料を確保するため、稲わら等のセルロースを活用したバイオエタノール製造技術の研究開発を進めている。 ・　道では、バイオエタノールの国内の製造、供給拠点の形成を目指した調査研究を行う予定。 ・　本道への先端的研究開発・実証機能の整備推進など「輸送用バイオ燃料の普及拡大のための総合的取組の推進」を国に要望。	・　農業経営基盤強化促進法（§27-13）特例措置（所有権の取得）	【メリット】 ・　農地の所有権取得を希望する企業の参入が促進される。 ・　石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化 【デメリット】 （上記「遊休農地」のデメリットに加え、） ・　既存燃料や国際価格と比較してコストが高いことから、製造や原料の生産等に係る大幅なコスト低減が不可欠。		環）環境政策課 経）資源ｴﾈﾙｷﾞｰ課 農）農地調整課、農業経営課 総）税務課	3037B
			耕作放棄地での菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用			・　「耕作放棄地」に菜種を作付けることに対する規制はない。 ・　菜種を作付けしてバイオディーゼルを生産する取組は、道内でも試験的な取組事例が見られる。	（特段の法令等の支障なし）	【メリット】 ・　景観作物としての観光資源的な役割 ・　新たな作物の作付けによる地域農業の活性化 【デメリット】 ・　栽培した菜種を原料としたバイオディーゼル燃料生産は、既存燃料に比べ高コストのため、大幅なコスト低減が不可欠。		農）食品政策課	3066B

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	Ｈ　地域振興対策
中分類	地方自治の強化

小分類	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
				重複除く						
基礎自治体の強化	１２３ 政令市等の法定要件緩和	政令市40万、中核市20万など、人口要件の緩和と区政にとらわれない政令地方都市行政の見直し。	２	２	・　地方自治法により、政令で指定する指定都市（§252-19）及び中核市（§252-22）は、次のとおり。 ◇　指定都市 人口50万以上の市を政令で指定（人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている）。 ◇　中核市 人口30万人以上の市を政令で指定。 ・　道内の状況は、現在の人口では、指定要件を大きく緩和しなければ、新たに指定都市又は中核市の対象となる市はなく、また、緩和された要件を満たすような人口規模となる市町村合併の動きはない。 ・　現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などについて調査審議中であり、「大都市と都道府県との関係等」、「指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理」等、大都市制度のあり方についても審議項目とされている。	・　地方自治法の改正等	【メリット】 ・　事務権限が強化され、市民の身近で行政を行うことが可能になり、次のような効果が期待される。 市民サービスの向上 地域特性を活かした施策の展開 市全体の活性化 【デメリット】 ・　対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要が生じる可能性がある。 ・　財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える。		企） 市町村課、地域主権局参事	1009H 1042H
	２２５ 政令市、中核市の要件緩和	政令市、中核市の要件を緩和し多くの市が移行できるようにする。	１	１	（NO.123に同じ）	（NO.123に同じ）	（NO.123に同じ）		企） 市町村課	1233H
	１２４ 道から市町村への権限移譲	道の事務・権限移譲リストの第３区分（法改正を要する500権限）について国から道へ権限移譲する。	１	１	・　移譲リストは、道の権限のうち、道州制の下では市町村が担うことが望ましいと考えるものを掲げているが、関係法令において、国、都道府県、市町村の費用負担に関する規定が置かれていることなどから、移譲リストにおいては約500項目を法制度の改正等が必要な事務・権限としている。	・　費用負担に関する規定が置かれているものなど、関係法令の改正	【メリット】 ・　市町村への権限移譲が進み、住民に身近な市町村において事務処理が行われることにより、住民の利便性の向上や事務処理の迅速化が図られるとともに、市町村の自主的判断による総合的なまちづくりが可能となる。		企） 地域主権局参事	2017H
	１２５ ２重、３重行政の解消	開発局、経済産業局など、２重、３重の行政を解消し、無駄を解消する。	１	１	・　道内の国の地方支分部局の職員数は、20,174人となっている（18.11.14現在。国会提出資料）。 ・　H18.4.12政府・与党合意 ※　３桁国道の移譲等大規模な職員の移動が想定される事務・事業の移譲については、道州制特区の実施状況、北海道における区域内の市町村への事務移譲や行政改革（支庁の整理統合を含む）の実施状況等を踏まえた上で、北海道における受け入れ体制についても十分考慮しつつ、検討するものとする。	・　国の地方支分部局との機能等統合の検討	【メリット】 ・　地域の実情に応じた業務の提供を推進できる。 ・　類似する業務を一元化することにより、効果的・効率的に業務を提供できる ・　窓口等の一本化を図ることにより、住民の利便性の向上を図ることができる。 【デメリット】 ・　国の出先機関の統廃合は、地元の理解が必要。		企） 地域主権局参事	3006H
	２２６ 道道の管理の特例	町においても、都道府県の同意を得て、当該町の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができるようにする。	１	１	・　道路法§17では、指定市以外の市について、管理の特例は認められていない。	・　道路法の改正	【メリット】 ・　町道と一体となった管理をすることができるものと思われる。 【デメリット】 ・　道路の管理費用を町が負担することとなるため、それ相当の体制及び予算が必要になるものと思われる。		建） 道路課	3204H

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
役割分担の明確化	１３０ 負担金制度の廃止	国が直轄で実施している道路、河川事業などに対する地方公共団体の負担金制度を廃止する。	1	1	・　地方財政法により、法令等で定める建設事業等を国が行う場合には、地方公共団体は法令に基づきその経費の一部を負担する（§17-2）こととされており、具体的な負担割合は、道路法・河川法など個別法令により規定されている。 ・　北海道は、いわゆる北海道特例（国庫負担率の嵩上げ、直轄事業の範囲が他の都府県より広い）により、他の都府県に比べ地方負担の割合が小さい。 ・　国の直轄事業は国家的施策として実施されながら地方公共団体に対して財政負担を課すものとなっており、道ではこれまでも、国等に対して直轄事業負担金の廃止や廃止されるまでの間における情報提供の充実について要請している。また、地方分権推進の観点から全国知事会や地方六団体においても同様の取り組みを行っている。	・　「国が実施する事業については、地方公共団体はその経費負担を要しない」という趣旨に関係法令を改正 ・　直轄事業量を維持するためには、地方負担金相当の国費の追加措置が必要 ・　制度改正に向け、知事会と連携し国に働きかける。	【メリット】 ・　地方財政負担の軽減 ・　補助事業及び地方単独事業の拡充 【デメリット】 ・　地方負担金相当分、直轄事業量が減少する懸念		企）計画室参事	3058H
	２２７ 国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止	国の直轄事業の維持管理に係る負担金制度を廃止できるようにする	1	1	・　道路法・河川法・都市公園法・土地改良法により、道路、河川事業等、国が実施している事業に係る経費の一部を地方公共団体が負担している。 ・　北海道は、いわゆる北海道特例（国庫負担率の嵩上げ、直轄事業の範囲が他の都府県より広い）により、他の都府県に比べ地方負担の割合が小さい。 ・　国の直轄事業は、国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して財政負担を課すものとなっており、これまでも、国等に対して直轄事業負担金の廃止や廃止されるまでの間における情報提供の充実について要請している。 ・　特に、維持管理費は本来管理主体が負担すべきものであり、直轄事業負担金として地方公共団体に財政負担させることは不合理であることから、速やかな廃止について要請している。また、地方分権推進の観点から全国知事会や地方六団体においても同様の取り組みを行っている。	・　各関係法令における、維持管理費用に対する地方公共団体の負担に関する規定を削除する。 ・　維持管理水準を低下させないためには、地方負担金相当の国費の追加措置が必要 ・　制度改正に向け、引き続き、知事会等と連携し、国に働きかける。	【メリット】 ・　地方財政負担の軽減 【デメリット】 ・　地方負担金の減少相当分の維持管理水準の低下が懸念される		企）計画室参事	1217H
	１３１ ２重、３重行政の解消	開発局、経済産業局など、２重、３重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	0	（NO.125に同じ）	（NO.125に同じ）	（NO.125に同じ）		企）地域主権局参事	3006H
	２２８ １級及び２級河川の維持管理の一元化	１級及び２級河川の維持管理を一元化できるようにする	1	1	・　河川法により、１級河川の指定区間外区間は国（§9）が、１級河川の指定区間及び２級河川は北海道（§10）が、それぞれ管理を行っている。	・　河川法の改正 ・　交付税措置	【メリット】 ・　維持管理の実施範囲が一元化されることにより、一括した施工が可能となることから経費の軽減の可能性がある。 【デメリット】 ・　必要な財源について、指定区間外区間のみに使途が限定され（道州制特区法の交付金と同様の取り扱い）、運用の裁量性が小さく、一元化の効果が最大限に発揮されない恐れがある。 ・　河川の管理は、本来、河川整備や維持管理が一体であるべきであり、維持管理のみを道に一元化した場合、一体的な河川管理が行えない。		建）河川課	1220H
	２２９ 国道、道道の維持管理の一元化	国道、道道の維持管理を一元化できるようにする。	1	1	・　道路法§13により、国道は国、道道は北海道がそれぞれ、機能や目的に応じて効率的に維持管理を行っている。	・　道路法の改正 ・　交付税措置	【メリット】 ・　一元管理することにより、一層の地域防災への向上が期待される。 ・　一体的に実施することによる維持管理作業の一層の効率化を図れる可能性。 【デメリット】 ・　財源について、国道のみに使途が限定され（道州制特区法の交付金と同様の取り扱い）、サービスレベルの運用に際し裁量性が小さく、一元化の効果が最大限に発揮できない恐れがある。 ・　サービスレベルに差異のある道路を一元化の維持管理をしても、作業の効率化が図れない場合もある。		建）道路課	1221H

中分類　離島振興

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
特有の負担解消	１６１ 課税の免除	２台目以降の自動車税の免除や国道がない特殊性から揮発油税の減免を行う。	２	２	（複数自動車） ・　地方税法により、自動車税は、自動車に対し、その所有者に課税（§145）。 ・　自動車税は、自動車という財産に課税となる財産課税としての性格や、道路損傷負担金としての性格を有することから、基本的にすべての自動車に課税。 ・　複数自動車の所有者数は未確認	（複数自動車） ・　地方税法の改正 ・　北海道税条例第63条の課税免除対象を改正	（複数自動車） 【メリット】 ・　複数の自動車を有する離島住民の税負担が軽減。 ・　普通自動車を本土と離島に所有する島民の経済的負担が軽減。 【デメリット】 ・　離島住民以外の者でやむを得ず複数の自動車を所有する者との税負担の公平性が損なわれる。 ・　道税収入（自動車税）の減少 ・　離島振興地域以外の過疎地域等との整合性 ・　軽自動車税との整合性		総） 税務課 企） 地域づくり支援室参事	2001H 2002H
					（揮発油税） ・　離島振興法では、国は、租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずることとされている（§19）。 ・　近年、原油価格の上昇に伴い、ガソリン価格が本土に比べ高騰している状況が続いており、離島住民の生活に影響を及ぼしている。	（揮発油税） ・　離島振興法の一部改正（揮発油税の軽減に係る条項追加など）	（揮発油税） 【メリット】 ・　ガソリン小売価格の安定による島民の経済的負担が軽減 ・　自動車用ガソリン以外で揮発油税の課税対象となる工業ガソリンや灯油、ナフサ等の減免による石油化学製品等への影響 【デメリット】 ・　国税の減収（道路特定財源の減収）			

中分類　地域活性化

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
道民に対する優遇措置	２３５ 移住促進	農地を農業従事者以外の取得することは難しく、農振地域は建築規制も厳しいため、耕作放棄地の農振を解除し他用途に使えるようにする。	１	１	・　農業振興地域の整備に関する法律（農振法）では、耕作放棄の事実をもって除外することは困難。 ・　農地法では、農業以外での農地の権利移動を原則として排除しているが、農地転用許可制度により一定の要件を満たした場合には農地の他用途利用が認められている。 ・　農業者以外の者が農用地区域内への移住を希望する場合には農振の除外が必要であるが、市町村が次の計画等を定めることにより可能。 ◇　地域の農業の振興に関する計画（農振法施行規則§4-4-27） ◇　優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針（優良田園住宅の建設の促進に関する法律§3）	・　農用地区域からの除外要件及び転用規制の緩和	【メリット】 ・　農用地区域内からの除外要件や農地転用規制を緩和することにより、耕作放棄地（農地）の他用途への利用が容易になる。 【デメリット】 ・　市町村が農用地の土地利用に関する長期的なビジョンのない中で除外要件などを緩和した場合、優良農地の虫食い的な利用や農地の分散が懸念される。		企） まちづくり支援室参事 農） 農地調整課	1201H
	１６５ 自家用車の車検期間延長	自動車の性能向上や、故障のつど修理して利用する実態から、新車時からずっと３年毎の車検とする。	１	１	・　道路運送車両法により、自家用車の車検期間については、新規登録後初回は３年後、以降は２年毎に行うこととなっている（§61、§62）。 ・　自動車検査登録の役割は、①民事登録（所有権の公証等）、②行政登録（自動車の保有実態把握等）、③保安基準への適合（構造・装置の定期的チェック等）、④安全確保、公害防止の担保。 ・　道路運送車両法により、自動車の保守管理責任者はユーザーとなっている（§47）。	・　道路運送車両法の改正（自動車検査証の有効期間を３年とする）	【メリット】 ・　自動車検査登録に係るユーザーの時間的負担の軽減（検査に要する費用については、直ちに低廉になるとは言えない）。 【デメリット】 ・　整備不良車両のチェック機会が減少することによる、道路交通における危険性の増大、公害原因の増加。		企） 地域主権局参事	1068H

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
道民に対する優遇措置	２３４ 一年車検の一部撤廃	まずは最大積載量２ｔ未満の車両について、一年車検の一部撤廃をする。	1	1	・「自動車検査登録制度」とは自動車の安全確保と公害防止を図るため、一定期間毎に保安基準に適合しているかを確認し、確認できた車両に対して国土交通省が車両検査証を発行する制度。 ・道路運送車両法§61・§62により、 ◇　自家用貨物自動車：初回は２年後、以降１年毎 ◇　営業用自動車(緑ナンバー車)：１年毎	・関係法令の改正	【メリット】 ・車検費用、手続きの軽減 【デメリット】 ・車両の安全性･信頼性に対する懸念		企） 交通企画課	1203H
独自基準の設定	１７４ 水道法	天然水を水道水として利用する場合に味を半減させないよう、塩素消毒規制の対象外とする。	1	1	・水道法により、水道事業者は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならず（§22)、給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/l以上保持するよう塩素消毒をすることとされている（同法施行規則§17)。 ・名水百選は昭和60年３月に環境庁において、国民の水質保全への認識を深め、良質な水環境を積極的に保護することを目的として選定されたもので、飲用に適していることを保証するものではない。	・水道法及び水道法施行規則の改正	【メリット】 ・水道水から塩素臭がなくなる。 ・トリハロメタン等の塩素消毒副生成物の生成がなくなる。 【デメリット】 ・水道の水質が飲用に適合していても、送水、配水等の過程において病原性微生物汚染等の可能性があり、汚染された場合の健康被害拡大が懸念される。		環） 環境保全課	3057H
	２３６ 道路交通法の特例（高速道路の制限時速）	新規高速道路整備と同様の効果を期待して、道路交通法の運用面で一般道の制限時速を70キロとする。	1	1	・最高速度の規制は、交通の安全と円滑を図る観点から、車線数や道路幅員、車両の通行量、交差する道路や中央分離帯等に加え、交通事故の発生状況、冬期間の気象や路面状況といった様々な要素を考慮して決定している。 ・交通の安全と円滑の確保、交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、道路標識等により、法定速度を超える最高速度を指定することは、現行法令で可能。 ・自動車専用道路については、高速道路以外の法定速度60km毎時を超える速度を指定している区間もある。		【メリット】 ・移動時間が短縮される。 【デメリット】 ・交通事故が増加するなど、安全で円滑な交通に支障をきたす。		警） 交通企画課	3201H
その他	１７６ 都市再生緊急整備地域の指定	国などの施策の導入のため、都市再生緊急整備地域の指定権限の移譲を受ける。	1	1	・与党３党の「緊急経済対策」(H13.3.9）をきっかけに、21世紀型プロジェクトを積極的に推進するため、政府の「緊急経済対策」(H13.4.6）において、都市再生本部を内閣に設置し、直属の事務局が置かれた。 ・H14.6月施行された都市再生特別措置法に基づき「都市再生基本方針」(H14.7月）が閣議決定された。				企） 計画室参事 建） 都市計画課	3043H
					①都市再生緊急整備地域 ・都市再生緊急整備地域の指定については、法§2③に基づき、政令により国（内閣府：都市再生本部）が行うこととされており、地方公共団体の申し出により、都市再生本部会議において決定される。 ・申し出に関する具体的な手続き規定はないが、本部への事前相談の目途は、本部会議の２ヶ月前であり、道内では、平成14年10月の第２次指定で、札幌市の２地域が指定を受けた以後、指定に向けた申し出を行った地域はない。	①都市再生緊急整備地域 ・法§4に規定する都市再生本部による政令の立案権限を知事に移譲する。 ・法§20等で定める民間都市再生事業計画の国土交通大臣による認定権限を知事に移譲する。	①都市再生緊急整備地域 【メリット】 ・近年は具体の事案もなく、現行制度の具体的な課題等が明らかではないため、メリット・デメリットの判断が難しい。 【デメリット】 ・我が国の経済の牽引役となる大都市圏が国際的に見て地盤沈下しているが、これを豊かで快適な、かつ経済活力に満ちあふれた都市に再生するためには、国家プロジェクトとして官民、国・地方一体となった取組みが必要。			
					②都市再生整備地域 ・法§46に基づき市町村が都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき地域において、都市再生基本方針に基づき都市再生整備計画を作成した場合、法§47②に基づき、国は国土交通省令で定めるところにより交付金を交付することができる。 ・H16予算において、市町村が実施する中心市街地等の「まちづくり事業」に対する従前の統合補助金を、市町村の自主性・裁量性を尊重する観点から見直し、「まちづくり交付金」(⑯1,330億円→⑲2,430億円）が創設	②都市再生整備地域 ・まちづくり交付金の枠配分化と配分権限の移譲	②都市再生整備地域 【メリット】 ・道内においては、これまでも市町村の事業要望に対し100%交付金の要望額が措置され、配分されている状況にあり、市町村にとって現状において不都合はなく、今以上のメリットをアピールしていくことは難しいと考えている。 【デメリット】 ・全国予算は変更されないが、仮に北海道だけ一括配分を受けて自由に執行することとなると、都道府県間の利害関係に影響を与えるため、国民の理解が得られるかどうか難しいと考える。			

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	Ⅰ　教育・学校
中分類	教育・学校

小分類	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
				重複除く						
教育・学校	１８８ 青春時間	学校の夏期の登校時間を１時間繰り上げ、放課後を有効活用する。	1	1	（道立高校） ・　道立高校の授業終始の時刻は、北海道立高等学校学則において、校長が定めることとなっており、交通機関の運行状況等を考慮し、設定されている。 ・　道立学校職員の勤務時間の割振りは、北海道立学校管理規則において、校長が定めることとなっている。 （私立高校） ・　私立高校の授業終始の時刻については、「私立高等学校の学則の標準例」を踏まえ、学校毎に校長が定めることとなっている。	（特段の法令等の支障なし） ※　現行制度で対応可能	【メリット】 ・　授業終了が１時間早まることから、夕方の明るい時間を余暇やボランティア活動などに有効活用が可能となったり、放課後の部活動可能時間が増加することが期待される。 【デメリット】 ・　学校のみで導入した場合、登校時間を１時間繰り上げることにより、交通機関の運行状況によっては通学が困難となる生徒が発生する。また、一般企業に比べ、登校時間が早いことから、朝食準備などの保護者の負担が増加することが懸念される。 ・　想定される課題として、朝食をとらずに登校する生徒や遅刻の増加のほか、日課表の変更（午前と午後との授業時数のバランス）や生徒の生活時間帯の変化に伴う心身への影響が懸念される。		教） 高校教育課、教職員課 知） 知事政策部参事	1087I
	２４１ 研究開発学校の指定	教育課程の編成を弾力化する研究開発学校の指定を知事ができるようにする。	1	1	（現状） ・　日本の教育制度は、国が学習指導要領などにより教育課程の最低の基準を設定し、都道府県や市町村が、この基準を満たした上で弾力的な運用を行いながら、地域や児童生徒の実情等に応じた特色ある教育を実践している。 ・　研究開発学校は、国が将来の学習指導要領の改訂に資するよう指定を行っているものである（H13.1.6文科大臣裁定「教育研究開発実施要項」）。 ・　学習指導要領については、教育課程の最低基準を定めているものであり、現行においても、教育課程の基準を超えた教育活動を行うことは学校の設置者の判断により十分可能なものとなっている。 ・　研究開発学校の指定状況は、全国57件うち道内１件(H19年度)。 ・　構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域研究開発学校設置事業は、H20年度を目途に全国展開予定である。 （課題･問題点） ・　研究開発学校の指定権限を知事に移譲することは、教育課程の基準を編成する権限を都道府県に移譲することと同様の意味を持つものであり、日本の教育制度の根幹に関わる問題である。 ・　また、教育課程の基準を道単独で変更するとなった場合は、道外の小中学校･高等学校との転編入学や大学との接続等に大きな影響を及ぼすこととなる。	・　学校教育法施行規則に基づく研究開発学校の指定について、道内の学校は、道知事の指定も可能とする	【メリット】 ・　国による全国一律の判断ではなく、北海道の地域特性等に応じて、道独自の判断により指定することが可能となる。 【デメリット】 ・　研究開発学校指定の権限移譲により、教育課程の基準を道独自で変更することとなった場合、道外の小中学校･高等学校との転編入学や大学との接続等において、支障の生じることが懸念される。 ・　学習指導要領において定められている教育内容(必履修教科･科目)は、すべての子どもに確実に定着させる必要があるが、研究開発によって、その内容が変更されることなどにより、教育水準の維持･向上が保てなくなることが懸念される。		教） 教育政策課 高校教育課 義務教育課 地域支援教育課 学校安全・健康課 新しい高校づくり推進室参事	1222I

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表　【特区提案として検討すべきもの】

大分類	Ｊ　福祉
中分類	福祉

小分類	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
福祉	１９４ 寄付金の損金処理制度	ＮＰＯ法人や公益法人を全額損金処理対象とし、活動を支える企業を増やし、福祉を向上させる。	1	1	・　特定非営利活動促進法により、ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定ＮＰＯ法人）に対して、企業等が寄付をした場合には、租税特別措置法の定めるところにより、寄附金控除等の特例（一般の寄附金の損金算入限度額とは別に当該損金算入）の適用（§46-2、租税特別措置法§66-11-2）。 ・道における認証数1306団体(H19.6)のうち認定NPO法人は2団体。		【メリット】 ・　企業等からＮＰＯ法人への寄附が増えれば、ＮＰＯ法人の活動の促進につながる。		企） 地域主権局参事	1066J
	１９８ 福祉有償運送の規制緩和	旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域（所在市町村）にあることを要するという規制の緩和。	1	1	・　道路運送法により、一定の場合を除き、自家用自動車を有償で運送の用に供してはならず（§78)、自家用有償旅客運送を行う場合には国土交通大臣の登録（§79）が必要。 ・　登録にあたっては、運送の区域など国土交通大臣省令で定める事項を申請（§79-2）しなければならず、運送の区域に関しては、運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とし、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外になければならないとされている（規則§51-4)。 ・　福祉有償運送（同法規則§49Ⅲ）とは、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能としたもの。 ・　運営協議会とは、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な福祉有償運送等に関する協議を行うため、市町村長や知事が主宰する協議会（同法規則§51-7)。		【メリット】 ・　広域分散型の北海道においては、市町村単位を越えた広域的な取組により、通院・リハビリなど住民の安全・安心な暮らしを守ることができる。 【デメリット】 ・　運営協議会が地方公共団体の主宰とされているのは、福祉有償運送を行おうとする者及び利用者の実態を把握しているのが地方公共団体であるためであり、発地又は着地でない市町村が主宰する運営協議会に輸送の必要性や安全性の判断をゆだねることは適当ではない。		保） 福祉援護課	3099J
	１９９ 介護サービス事業所等の指定	介護サービス事業所等の指定要件を条例で定めることができるようにし、地場業者を優先指定する。	1	1	・　介護保険法により、訪問介護等の居宅サービスや施設サービスの指定については、全国一律の要件（厚生労働省令）により知事が行っており、指定要件に関する知事の裁量権はない（§70①、86①など)。 ・　事業所の指定について、指定要件を満たしている場合は、地場業者であるか否かにかかわりなく、指定を受けることが可能。	・　介護保険法の改正(指定要件を都道府県知事が定められるよう)	【デメリット】 ・　住民が事業所を選ぶ際の選択肢が少なくなる可能性がある。 ・　必要なサービスの提供が困難となる地域が生じる可能性がある。 ・　競争原理が働かなくなり、サービスの質の向上が図られない可能性がある。		保） 介護保険課	3105J
	２４２ 介護サービス事業所等の指定基準	介護サービス及び障害者福祉サービス事業所の指定基準を条例で定めるようにする。	1	1	・　都道府県が指定権限を有する介護サービス事業所の指定基準は、介護保険法により厚生労働省令で定められており、全国統一の基準のもと事業者指定が行われている。	・　指定要件を都道府県知事が定められるよう法改正が必要	【メリット】 ・　医療従事者などの人材の確保が困難な地域に配慮した指定基準が設定できる。 【デメリット】 ・　指定基準の緩和（独自報酬の設定）により、全国共通の介護報酬請求システムが活用不可となるため、道独自で新たな請求システムの開発が必要となり、これら費用を負担することとなる市町村・事業者などの理解が必要となる。 ・　施設系サービスなどについては職員配置の緩和による医療精度や処遇上の低下等を招かないための対応が必要となる。 ・　介護サービス及び障害者福祉サービスは、国が定める基準告示によってサービス提供に要する費用の額が設定されており、利用に際し、その１割を利用者が負担することとなっている。従って、国の指定基準に定める職員配置を行っている施設と緩和された職員配置となっている施設であっても同一の利用者負担となることから、利用者から見た場合の不公平感を解消する必要がある。		保） 介護保険課	1227J